

平成26年度業務実績等報告書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成27年6月

独立行政法人 工業所有権情報・研修館



目次	
平成26年度の業務実績及び自己評価 総括(概要)	2
平成26年度の業務実績及び自己評価 項目別評価一覧	3
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 工業所有権情報の提供	
[工業所有権情報普及業務]	
(1)ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供	4
(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用	8
(3)審査結果等情報の提供システムの整備・運用	12
[工業所有権関係公報等閲覧業務]	
(1)中央資料館としての確実な情報提供	14
(2)閲覧サービスの向上	14
[審査・審判関係図書等整備業務]	
(1)審査・審判に関する技術文献等の充実	16
(2)閲覧等サービスの向上	17
[工業所有権相談等業務]	
(1)相談への迅速な対応	18
(2)他機関との連携	18
[情報システム業務]	
(1)電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進	23
(2)公報システム等の整備・管理	25
(3)審査・審判に必要な資料等の電子データの整備	27
2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	
(1)人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援	30
(2)知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大	38
(3)知的財産情報活用のための環境整備	44
3. 知的財産関連人材の育成	
(1)特許庁職員に対する研修	47
(2)調査業務実施者の育成研修	51
(3)行政機関・民間企業等の人材に対する研修	55
(4)情報通信技術を活用した学習機会の提供	61
(5)人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援	63
(6)海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進	67
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 業務の効果的な実施	70
2. 業務運営の合理化	72
3. 業務の適正化	74
4. 給与水準の適正化	76
5. 内部統制の充実・強化	77
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 財務内容の透明性の確保	79
2. 効率化予算による運営	79
3. 自己収入の確保	81
IV その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. ユーザーフレンドリーな事業展開	82
2. 特許庁との連携	83
3. 広報・普及活動の強化	84

独立行政法人工業所有権情報・研修館の平成26年度の業務実績及び自己評価【総括(概要)】

○総合評定及び理由

評定	<p>①独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という)が、我が国企業の知財戦略に関する支援を充実させるために業務見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応や、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のため、業務運営組織の体制を刷新し事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を図ったことは、中期計画及び年度計画で掲げられた取組以上の成果であり、高く評価されるものであること。</p> <p>②当初の計画に予定されていない、経済産業省・特許庁から要請があった「営業秘密相談窓口」の早期開設、「知財総合支援窓口事業」の段階的な当館への移行に迅速かつ適確に対応したこと。</p> <p>③上記①②について、柔軟かつ迅速・適確に対応できたことは、理事長が強かにリーダーシップを発揮し内部統制が適切に機能した結果であること。</p> <p>④工業所有権情報の提供における特許電子図書館(IPDL)事業について、年度末の廃止まで目標を上回る検索数を維持した点、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))は、表示機能の改善、J-Globalとの連携による類義語検索といった検索機能の改善、特許公報等の一括ダウンロードサービスの機能等を実現できるシステムとして開発を行い、特許庁・業務最適化計画の段階的な開発に対応するためクラウドサービスを利用した安価なランニングコストでサービス提供を開始(平成27年3月23日)したこと。</p> <p>⑤審査の高品質・迅速化に貢献するため、特許庁の要望に迅速に対応し特許庁職員向け研修及び調査実施者育成研修のカリキュラムを変更したこと。</p>
A	

○項目別評定及び理由

I 1. 工業所有権情報の提供 【 評定 : A 】	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】
<ul style="list-style-type: none"> ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:7、B:3、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期計画・年度計画で掲げる全ての取組を確実に実施し、これに加え、数値目標を超え、経費を削減しつつもユーザーサービスの水準を格段に向上させたこと。 ・平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォームに対して利用者から高い評価があること。 ・他国における我が国出願人の権利を的確に保護するために重要な PAJ 英語翻訳データ作成事業の翻訳に係る事業費を、対前年度比で46%削減したこと。 ・公報システム開発において新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟等の極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現したこと、公報発行までの期間を特許公報については約4週間、公開商標公報については9日間の短縮を図り、ユーザーの利便性が大きく向上したこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:4、B:1、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。 ・期中に経済産業省・特許庁より要請があった「営業秘密相談窓口」を年度内に開設したこと。 ・特許庁の業務運営計画において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを踏まえ、抜本的な業務・運営・組織の見直し・刷新を図ったこと。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、一般管理費(人件費を除く)▲3.3%、業務経費▲8.3%、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業▲4.4%の結果となり、目標を大きく上回ったこと。
I 2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進 【 評定 : A 】	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】
<ul style="list-style-type: none"> ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:3、B:0、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、これに加え、数値目標を超える成果を得たこと。 ・研究開発プロジェクトに対する知財 PD の支援活動及び中小・ベンチャー企業等に対する海外知財 PD の支援活動、大学知財ADの派遣について、有識者から構成される委員会において高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発に係る導入一時経費については、運営費交付金債務残高の繰越額を充当したこと、経済産業省・特許庁からの要請及び特許庁の「業務運営計画」を踏まえた新規事業を追加する年度計画の変更にあたり、これら新規追加事業に対する経費を、当初予算額の範囲内の再配分で確保したことなど効率的な予算運営、執行管理を実施したことを踏まえ「A」とした。
I 3. 知的財産関連人材の育成 【 評定 : A 】	IV その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】
<ul style="list-style-type: none"> ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:6、B:0、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。 ・特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する改善の取組を行ったこと。 ・政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人材の育成・確保について、前倒しで事業実施体制を確立するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を超える取組を行ったこと。 ・情報通信技術を活用した学習機会の提供において、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る8コンテンツの開発・改訂を行ったこと。 ・ベトナムの人材育成機関である VIPRI との会合を実現し、今後、ASEAN 地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを作ることができたこと。 ・東京で開催された第3回日中韓連携セミナーにおいて、各国における特許侵害訴訟というユーザーの関心の高いテーマを設定し、多数の参加者から高い評価を得、その内容についてeラーニングコンテンツとしても活用を図ったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、経済産業省・特許庁から要請された「営業秘密相談窓口」の開設においては、関連業務を迅速かつ確に実施することで、年度期末を待たずに支援を開始したこと、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、様々なユーザーのニーズに答える各種説明資料の作成と徹底した事前周知活動を行い、サービス提供当初からユーザーからの高い評価を得ていること、各種取組によりホームページの総アクセス件数が大幅に増加したこと等を踏まえ「A」とした。

(参考) 項目別評定一覧

平成26年度計画の項目	評定	平成26年度計画の項目	評定
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	—	3. 知的財産関連人材の育成	A
1. 工業所有権情報の提供	A	(1) 特許庁職員に対する研修	A
[工業所有権情報普及業務]	—	(2) 調査業務実施者の育成研修	A
(1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供	A	(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修	A
(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用	A	(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供	A
(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用	B	(5) 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援	A
[工業所有権関係公報等閲覧業務]	—	(6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進	A
(1) 中央資料館としての確実な情報提供	A	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	A
(2) 閲覧サービスの向上		1. 業務の効果的な実施	A
[審査・審判関係図書等整備業務]	—	2. 業務運営の合理化	A
(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実	B	3. 業務の適正化	A
(2) 閲覧等サービスの向上	A	4. 給与水準の適正化	B
[工業所有権相談等業務]	—	5. 内部統制の充実・強化	A
(1) 相談への迅速な対応	A	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置	A
(2) 他機関との連携		1. 財務内容の透明性の確保	
[情報システム業務]	—	2. 効率化予算による運営	
(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進	A	3. 自己収入の確保	A
(2) 公報システム等の整備・管理	A	IV その他業務運営に関する目標を達成するためとすべき措置	
(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備	B	1. ユーザーフレンドリーな事業展開	
2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	A	2. 特許庁との連携	
(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援	A	3. 広報・普及活動の強化	
(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大	A		
(3) 知的財産情報活用のための環境整備	A		

独立行政法人工業所有権情報・研修館の平成26年度の業務実績及び自己評価【項目別】

大項目	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置				
中項目	1. 工業所有権情報の提供				

出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ確かな審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。

年度	H23	H24	H25	H26	H27
自己評価	—	—	—	A	
最終評価	A	A	A		

小項目	[工業所有権情報普及業務] (1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供				
-----	--	--	--	--	--

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業費	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
特許電子図書館閲覧整備費		2,511,113	2,348,810	2,245,368	2,207,391
	うち維持・管理費	2,216,788	2,129,232	2,096,649	2,142,710
	うち開発・改造費	293,908	219,577	148,719	64,681
産業財産権情報提供サービス事業費		—	—	—	2,166,934
	うち維持・管理費	—	—	—	0
	うち開発・改造費	—	—	—	2,166,934
整理標準化データ事業費		420,984	465,755	389,661	407,258
人員	常勤職員	6	6	6	8
	システムアドバイザー	—	—	1	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

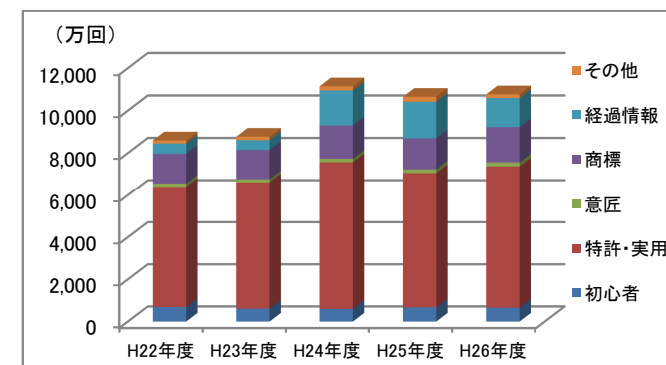
- 「特許電子図書館(IPDL)事業」については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、平成27年3月末に廃止する。知的財産情報の電子的手段による提供は、我が国企業の技術開発やデザイン戦略等に重要な役割を果たしており、第5回産業構造審議会知的財産分科会(平成26年2月24日)においても世界最高水準の知的財産権情報サービスの実現を目指すこととされたことを踏まえ、官民の役割分担に留意しつつ、新たな「産業財産権情報提供サービス事業」(仮称)の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。
- 平成27年3月末に廃止する特許電子図書館については、制度改正等に伴う必要不可欠な機能改善を行うことにより、新たな産業財産権情報提供サービスが提供されるまでの間のユーザーサービス水準を維持する。

<平成26年度の業務実績>

(A) 特許電子図書館(IPDL)事業と新たな産業財産権情報提供サービス事業

(特許電子図書館(IPDL)事業)

- 特許電子図書館(IPDL)の改造は、制度改正・国際関係への対応等必要不可欠なものに限って開発・改造をすることとし、平成26年度の特許電子図書館(IPDL)の開発・改造費(65百万円)は、期初の開発・改造費(294百万円)の22%にまで削減した(図表1参照)。
- 特許電子図書館(IPDL)の事業費(維持・管理費及び開発・改造費)も、開発・改造費の圧縮によって、平成26年度決算額は期初の決算額の88%に抑えた(図表1参照)。
- 特許電子図書館(IPDL)の説明会は、平成26年4～12月の間、全国各地で計8回開催して、初心者利用促進を図るとともに、利用者の裾野拡大の取組を行った。
- 特許電子図書館(IPDL)は、知的財産情報を提供する我が国の基礎的インフラとして、利用者に対するサービスの水準を維持し、年間8,000万回の目標値を上回る約1億771万回の検索回数を達成した(図表A1参照)。
- 平成27年3月22日(月)に新たな産業財産権情報提供サービス(特許情報プラットフォーム)を提供することとなり、特許電子図書館(IPDL)による情報提供は平成27年3月20日(金)でサービスを停止し、同日で特許電子図書館(IPDL)事業は廃止となった。



図表A1. 特許電子図書館(IPDL)の検索回数の推移

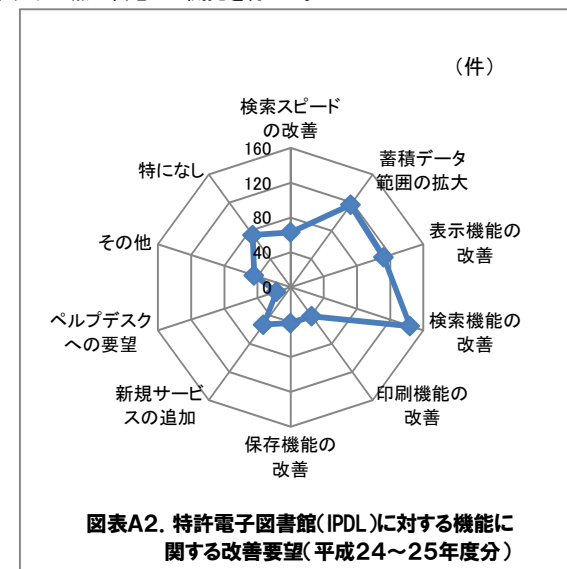
- 新たな産業財産権情報提供サービスのサービス機能強化を目指す一環として、特許公報等の情報の一括ダウンロードサービスについて平成27年度に行えるよう準備を進める。
 - 一つの発明に関して各国での権利取得状況を容易に調べることができる特許ファミリー情報の表示機能の搭載可能性について、検討を開始する。
 - 意匠登録された画像デザインをユーザーが入力する画像との比較に基づいて並び替える機能をもつ画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発を進める。
- ② 平成27年3月末まで継続する特許電子図書館を使った産業財産権の検索方法に関する講習会を複数回開催する。また、平成26年12月以降は、新たな産業財産権情報提供サービスの説明会を概要パンフレットや利用マニュアル等を用いて全国各地で開催するとともに、政府関係機関や民間の知的財産関係の団体等を通じて概要パンフレット等を広くユーザーに配布し、新たな産業財産権情報提供サービスの広範な利活用を促す。
- ③ 特許電子図書館及び新たな産業財産権情報提供サービスのトップページに情報・研修館が提供する研修等の各種事業の案内を随時掲載し、ユーザーへの周知に資する。

(新たな産業財産権情報提供サービス事業)

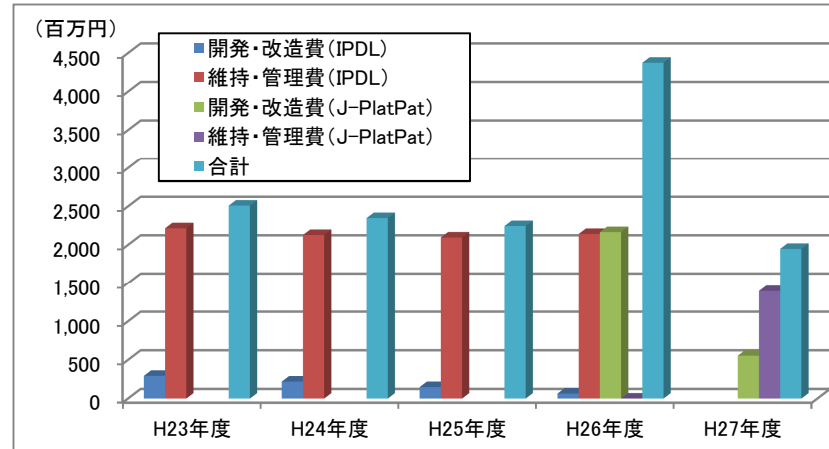
- ① 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)と命名)においては、以下の点に留意して開発を行った。
- (ア) 「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」を受けて、特実共通データベースが平成28年1月にリリースすることを踏まえ、平成27年度にスムーズに特実共通データベースに移行できるよう、移行対象データをクラウドサーバー上に搭載する。また、事業継続計画(BCP)の観点から、耐震強度7の強度を有しかつ停電時に対応できる電源ケーブルの二重化と自家発電設備を備えるデータセンターのクラウドサーバーとする。
 - (イ) 従来の特許電子図書館(IPDL)利用者からの要望(図表A2参照)のうち、特に要望が多い項目について対応することとし、表示機能の改善(具体的には、グローバルナビゲーションの採用等)、検索機能の改善(例えば、J-Globalとの連携による学術論文検索も可能とすること、J-Globalとの連携による類義語検索機能の提供等)、データダウンロード機能(特許公報等の一括ダウンロードサービスの機能)等を実現できるシステムとする。
 - (ウ) 将来の制度改革等に伴う開発・改造費の削減、ユーザー等からの要望が高いサービスの追加提供等に柔軟に対応できるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)システムのアーキテクチャーの一部について、最新のIT技術に基づくアーキテクチャーを導入する。
 - (エ) 検索画面等のユーザーインターフェイスを刷新する。
 - (オ) 独立行政法人科学技術振興機構が提供するJ-Globalとの連携機能を提供することにより、経費の肥大化を抑制する。
 - (カ) 上記の開発方針によって、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発費を特許電子図書館(IPDL)の平成26年度の維持・管理費と同程度に押さえるとともに、平成27年度以降の維持・管理費を従来システムに比べ、3割程度削減する。
- ② 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、サービス提供開始(平成27年3月23日)に先立ち、以下の事前周知の取組を実施した。
- (ア) 情報・研修館及び特許庁 Web サイトに「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のサービス開始に関する情報を掲載するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)ポータルサイトを設置した(平成26年9月～平成27年3月)。
 - (イ) 特許電子図書館(IPDL)初心者向け講習会及び各種展示会の出展ブースにおいて、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のサービス内容について説明した(平成26年9～12月)。
 - (ウ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)ガイドブック」を編纂・印刷(28,000部)して広くユーザーに配布した(平成27年1～3月)。
 - (エ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)用のeラーニング教材」を作成し、IP・eラーニングシステムに搭載し、広くユーザーに提供した(平成27年2月)。
 - (オ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)利用マニュアル」を編纂・印刷(13,000部)して広くユーザーに配布した(平成27年3月)。
 - (カ) 1,000名超の参加者が集まる「グローバル知財戦略フォーラム」でデモ展示した他、全国各地9カ所でJ-PlatPat説明会を開催した(平成27年1～3月)。
- ③ 上記の①及び②の取組により、以下の結果が示すようにユーザーの混乱を回避した。
- (ア) 特許電子図書館(IPDL)の廃止に関して利用者からのクレームがほぼ皆無。
 - (イ) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のサービス提供開始後のクレームがほぼ皆無。

図表A3. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に寄せられたユーザーの意見及び要望等

高い評価の意見等	今後の要望に関する意見等
<ul style="list-style-type: none"> ◇ J-PlatPat のグローバルナビゲーション機能等、インターフェースが洗練され、使いやすくなった。 ◇ 検索結果等全体のレスポンスが早い。 ◇ 様々な情報間のリンクが設けられたことで、使いやすくなった。 ◇ 検索機能が向上し、より高度な検索ができるようになった。 ◇ J-Global との連携機能が提供されたことにより、キーワード検索において類義語が容易に見つけられ、使い勝手がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 検索結果画面の印刷機能を更に改善してほしい。 ◇ 過去の文献もテキスト検索できるようにしてほしい。 ◇ 検索結果の全件を一覧表示してほしい。 ◇ 商標公報発行と同時にテキスト検索を可能にほしい。 ◇ パテントファミリー照会機能をつけてほしい。 ◇ 公報への固定 URL を提供してほしい。



- ⑤ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のトップページに情報・研修館主催のイベント、研修等の案内を随時掲載した。
- ⑥ 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能についても開発を終え、平成27年3月から特許情報事業者等への一括ダウンロードサービスを開始した。
- ⑦ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発における留意点(①の(力))については、**図表A4**に示すように、設定した目標を達成した。



図表A4. 特許電子図書館(IPDL)と特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の経費

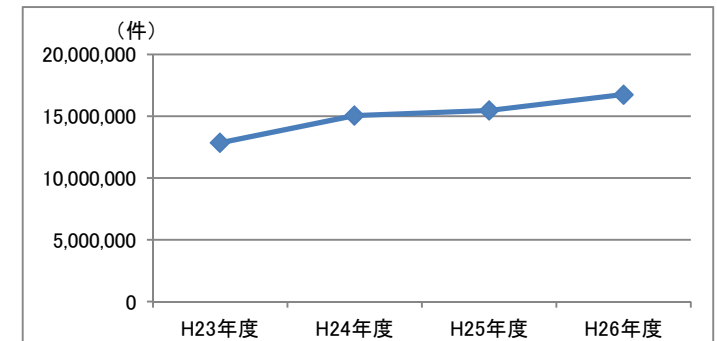
(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の今後の利便性強化に係る検討)

- ① **特許ファミリー情報の表示機能の搭載可能性検討**
1つの発明に関して各国での権利取得状況を容易に調べることができる特許ファミリー情報の表示機能の搭載可能性について、特許庁と協議・検討を進め、その結果、日米欧中韓の五大特許庁が推進しているワンポータルドシエの一般公衆への開放を活用し、特許ファミリー情報の表示機能を平成28年度から提供してユーザーサービスを向上することを方針とした。
- ② **画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発**
支援ツールを提供するシステムの要件定義を定め、平成27年1月から開発に着手した。

(B) 整理標準化データの作成と提供事業

(着実な取組)

- ① 中期計画・年度計画に定められたとおり、未公開情報を除く全件について整理標準化データを作成し、利用者に提供した(図表B1参照)。
- ② 整理標準化データ作成事業について、「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」の進捗状況を踏まえて、「少なくとも平成31年末までの間は利用者の利便性の観点から廃止は適当でない」との方向で廃止時期を引き続き検討中である。



図表B1. 整理・標準化データ提供件数

- ④ 特許庁における審査経過等の情報について、未公開情報を除く全件をあらかじめ定められたフォーマットに変換・編集した「整理標準化データ」を引き続き民間等のユーザーに提供する。なお、本整理標準化データ作成事業については、「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」を踏まえつつ、廃止時期等を引き続き検討する。

(中期計画・年度計画で掲げていない独自の取組)

データ更新日から整理標準化データを提供するまでに要していた期間が従来は16～29日であったものを、平成27年1月から11日～17日に短縮し、民間事業者等による特許情報の迅速な提供に貢献した。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 特許電子図書館(IPDL)の年間検索回数について、平成26年度は年間検索回数として約1億771万回の実績となり、中期目標・中期計画・年度計画に定められた年間8,000万回の目標値の135%を実現した(図表A1参照)。
- ② 特許電子図書館(IPDL)の経費削減について、平成26年度の決算額は期初(平成23年度)の決算額の88%に削減。特に、開発・改造費は期初(平成23年度)の22%に削減した(図表1参照)。
- ③ 特許情報プラットフォームを開発し、予定どおりサービス提供を開始し、ユーザーからの高い評価を得た(図表A3参照)。
- ④ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発費を抑制し、特許電子図書館(IPDL)の維持・管理費と同程度の支出に収める中でユーザーからの高い評価を得るサービスを実現するとともに、維持・管理費を特許電子図書館(IPDL)の維持・管理費の7割以下に抑制した(図表1、図表A4参照)。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 以下に示す取組において、中期目標・年度計画で掲げる数値指標を達成した。
 - ◇ 特許電子図書館(IPDL)の利用者年間検索回数8,000万回を超える約1億771万回(目標値の135%)を達成した。
 - ◇ 整理標準化データは、未公開案件を除く全件作成の目標を達成した。
- ③ 以下に示す取組においては、中期計画・年度計画で明確な数値目標等が掲げられていないが、常識的な水準を相当程度超える成果を上げた。
 - ◇ 特許電子図書館(IPDL)の改造については真に必要な改造であるかを厳密に精査した結果、期初(平成23年度)の22%にまで改造経費を削減したこと。
 - ◇ 新たな産業財産権情報提供サービスシステム(特許情報プラットフォーム)を開発するため、開発方針を策定して、経費の肥大化を防ぎつつ、利用者の利便性も向上することとし、開発費とサービス提供開始後の維持・管理費の圧縮を実現したこと。
 - ◇ 新たな産業財産権情報提供サービスシステム(特許情報プラットフォーム)では、独立行政法人科学技術振興機構が提供するJ-Globalとの連携を実現したことによって、特許等の技術文献だけでなく学術文献を同一プラットフォーム上で検索・閲覧可能になったこと等、ユーザーから高く評価されていること。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で特筆すべき取組としては、以下の取組がある。
 - ◇ 整理標準化データの民間事業者等への提供において、データ更新日からデータ提供までの期間として従来は16～29日を要していた状況を改善し、平成27年1月から11日～17日に短縮し、民間事業者等による特許情報の迅速な提供に貢献したこと。

自己評価	理 由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、工業所有権情報提供システムの経費を削減しつつもユーザーサービスの水準を格段に向上させたこと、平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォームに対して利用者から高い評価があること等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>

引き続き、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、利用拡大に向けた周知活動や説明会を行うとともに、ユーザーの利便性の向上も着実に進めていく必要がある。

小項目 (2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
外国特許資料整備費		1,188,152	1,128,879	1,236,652	1,151,062
三極交換データ等作成費		4,123	7,277	8,618	5,814
Fターム等英語翻訳データ作成費		1,813	5,340	47,734	0
翻訳事業品質調査関連事業費		2,520	3,081	3,216	1,820
公開特許公報英文抄録業務費		910,193	782,826	748,943	406,650
登録実用新案公報英文抄録作成費		0	5,169	945	972
人員	常勤職員	5	5	5	4
	システムアドバイザー	-	-	1	1

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

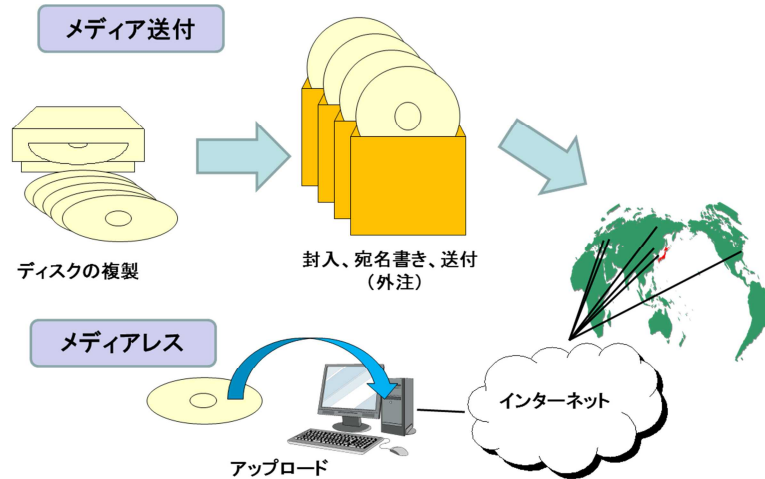
<平成26年度計画>

- ① 他国の工業所有権庁と工業所有権データの交換を確実に実施し、他国から受け入れた工業所有権データの保管・管理を引き続き行う。また、特許庁と他国工業所有権庁のデータ交換の効率化を目的として、平成24年度から開始されたデータ交換のメディアレス化への運用支援を引き続き行う。

<平成26年度の業務実績>

(工業所有権データ交換とメディアレス化)

- ① 特許庁が必要とする米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)等他国の工業所有権データ(米国公開公報テキストデータ等の工業所有権情報)を収集し、保管・管理するとともに、特許庁が五庁間(日米欧中韓)で進める工業所有権情報交換のメディアレス化への支援として、平成25年11月からの公報データのメディアレス化に引き続き、平成26年4月から公報データ以外の国内工業所有権データ(PAJ、整理標準化データ等)についてメディアレス化の実運用を開始した(図表2参照)。
- ② 特許庁発行の公報データについては平成27年3月までは情報・研修館がアップロードしていたが、平成27年4月からは特許公報等をインターネットで提供することに伴い、媒体(メディア)での発行を止めたことから、特許庁が情報・研修館のサーバにアップロードすることになった(図表3参照)。



図表2 メディア送付とメディアレス

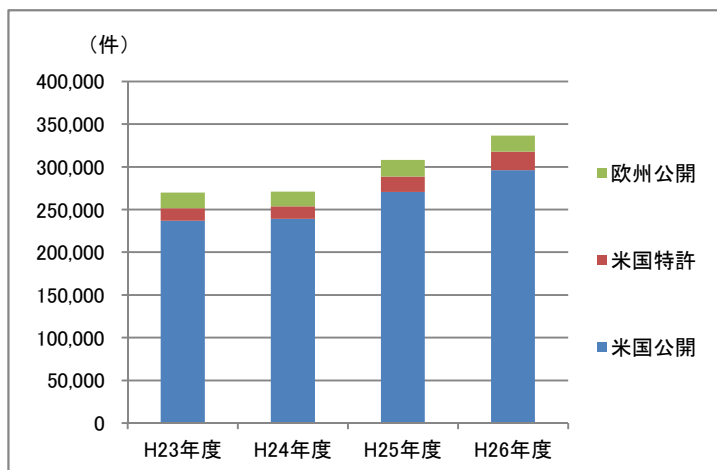
図表3 提供データとアップロードの担当

我が国から提供するデータ	アップロードの担当
公報データ	H27年度から特許庁
特許公報書誌データ	情報・研修館
実用新案書誌データ	
FIインベントリデータ	
Fタームインベントリデータ	
Fタームインバーテッドデータ	
公開特許公報の英文抄録(PAJ)	
整理標準化データ	
パテントマップガイダンス(PMGS)データ	
Fタームガイダンスデータ	

- 他国から受け入れたデータをもとに米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報等の明細書の和文抄録を年間26万件以上作成するとともに、中国実用新案英文抄録の和文抄録データを作成する。

(欧米和文抄録作成事業)

ユーザーニーズが高い米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書について、目標値の26万件以上となる約34万件の和文抄録を作成し、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)から一般へ提供した(図表4、5参照)。



図表4. 和文抄録作成件数



図表5 和文抄録の一般提供

- 他国から受け入れたデータをもとに情報・研修館が作成する全ての和文抄録及び特許庁が作成する全ての中国公開特許の和文抄録を特許電子図書館及び平成27年3月末以降は新たな産業財産権情報提供サービスを用いてユーザーが利用できるようにする。

(中国実用新案英文抄録の和文抄録作成事業)

平成23年度から開始した中国実用新案英文抄録の和文抄録データ作成事業について、平成26年度も引き続き機械翻訳による和文抄録データを約88万件作成して、特許庁に提供するとともに、特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)から一般へ提供した。

図表6. 中国実用新案英文抄録の和文抄録作成件数の推移

事業名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
中国実用新案英文抄録の和文抄録作成事業	250,000件	1,537,135件	356,791件	877,802件

- ② 各国の工業所有権庁の実体審査等において我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、平成26年中に特許庁が発行する公開特許公報の全件について、英文抄録(Patent Abstracts of Japan: PAJ)を作成し、各国の工業所有権庁に提供する。また、各国の一般ユーザーが我が国の特許文献を検索できるよう、特許電子図書館(英語版)及び平成27年3月末以降は新たな産業財産権情報提供サービス(英語版)に掲載する。

(PAJ 英語翻訳データ作成事業)

他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が平成26年公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報(平成26年1月から12月発行分)について、その全件の英文抄録(PAJ)を作成(達成度100%)し、他国の工業所有権庁(平成27年1月発行分までは84の国・機関、平成27年2月発行分からは83の国・機関)に提供した。

また、特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の英語版で検索及び照会可能とした。

図表7. 公開特許公報英文抄録(PAJ)作成件数の推移

事業名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
PAJ発行件数	259,701件	257,458件	258,913件	241,728件

- ・ 特許庁が発行する登録実用新案公報の全件については、機械翻訳により英文抄録を作成し、特許庁に提供する

- ③ 特許庁が発行する公報全件の書誌データについて、特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づくフォーマットに則って加工・編集し、他国の工業所有権庁に提供する。また、我が国の特許文献の効率的な検索に使われる検索ツールであるFターム等の解説も英訳し、他国の工業所有権庁に提供するとともに、特許電子図書館(英語版)及び新たな産業財産権情報提供サービス(英語版)に掲載する。

- ④ 和文抄録、英文抄録、Fタームの解説の英訳等の翻訳品質の評価を行い、翻訳品質の向上に努める。

(登録実用新案公報英文抄録作成事業)

近年、英訳の要望が高まっている我が国の登録実用新案公報について、特許庁と連携し、機械翻訳による英文抄録データ作成事業を実施した。平成26年度は7,050件を作成し、特許庁を通じて他国へ提供した。

図表8. 登録実用新案公報の英文抄録作成件数の推移

事業名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
登録実用新案公報の英文抄録作成事業	—	413,714件	7,381件	7,050件

(特許庁公報に基づく特許公報書誌データ作成事業)

- ① 特許庁が発行する公報全件の書誌データについて、特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づくフォーマットに則って加工・編集し、欧州特許庁(EPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、ロシア特許庁(Rospatent)、世界知的所有権機関(WIPO)へ提供した(発行され作成すべき公開、公表、登録については、全件公報書誌データを作成した。)
- ② 本事業にて作成したデータの他国工業所有権庁への提供方法は、従来の媒体送付を26年4月からメディアレスシステムへのアップロードに変更して迅速な提供を可能とした。

図表9. 公報書誌データ作成件数の推移

公報種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
公開	264,618件	254,175件	252,686件	243,145件
公表	29,076件	37,148件	42,891件	36,724件
登録	248,999件	265,593件	278,698件	241,699件
実用	7,604件	8,072件	7,391件	7,074件
合計	550,297件	564,988件	581,666件	528,642件

(Fターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業)

平成25年度及び26年度に、Fターム等の大規模な分類改正が実施されたため、翻訳作業を効率的に進める観点から、平成26年度は事業実施を見送り、平成27年度に併せて実施することとした。

(工業所有権情報翻訳物に係る翻訳品質評価事業)

- ① 特許庁に提供している翻訳情報(和文抄録及び英文抄録)について、翻訳品質の維持・向上を目的として、国際特許分類の全8セクションを対象とし、①言語の内容が正確に翻訳されているか②専門用語が正しく翻訳されているか③翻訳文として正しい表現になっているか等の観点から外部の専門家により評価を実施した。
- ・和文抄録(米国・欧州) : 200件
 - ・英文抄録(公開特許) : 240件
- ② 平成26年度においては、品質向上の参考となるように、評価結果を翻訳事業者へフィードバックした。

<特筆すべき取組または成果>

- ① PAJ 英語翻訳データ作成事業において、入札効果により事業費が対前年度比で46%削減した。
- ② 欧米和抄録事業において、年間目標の26万件以上作成に対して約34万件を作成し、129%の達成率となった。
- ③ 海外知的財産庁との公報情報等の交換をメディアレスで実現するシステムを構築し、確実に運用することにより、媒体の作成及び送付の時間を削減した。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した(事業の効率的実施の観点から平成27年度に実施することとされたFターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業を除く)。</p> <p>② 欧米和抄翻訳事業においては、約34万件を作成し、年間目標26万件的129%の達成率となった。</p> <p>③ PAJ 英語翻訳データ作成事業の翻訳に係る事業費を、対前年度比で46%削減した。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 627 757 667">自己評価</th> <th data-bbox="757 627 2148 667">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 667 757 748">A</td> <td data-bbox="757 667 2148 748">中期計画・年度計画で掲げる取組を実質的に全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するために重要な PAJ 英語翻訳データ作成事業の翻訳に係る事業費を、対前年度比で46%削減したこと等を踏まえ「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を実質的に全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するために重要な PAJ 英語翻訳データ作成事業の翻訳に係る事業費を、対前年度比で46%削減したこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由					
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を実質的に全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、他国における我が国出願人の権利を的確に保護するために重要な PAJ 英語翻訳データ作成事業の翻訳に係る事業費を、対前年度比で46%削減したこと等を踏まえ「A」とした。					
	<p><課題と対応></p> <p>今後とも着実に翻訳事業等を進めるとともに、事業の効率化や翻訳の質の向上に努める必要がある。</p>					

小項目 (3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業費	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
特許電子図書館閲覧整備費 (再掲)		2,511,113	2,348,810	2,245,368	2,207,391
	うち維持・管理費	2,216,788	2,129,232	2,096,649	2,142,710
	うち開発・改造費	293,908	219,577	148,719	64,681
産業財産権情報提供サービス事業費 (再掲)		—	—	—	2,166,934
	うち維持・管理費	—	—	—	0
	うち開発・改造費	—	—	—	2,166,934
人員(再掲)	常勤職員	4	4	4	6
	システムアドバイザー	—	—	1	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

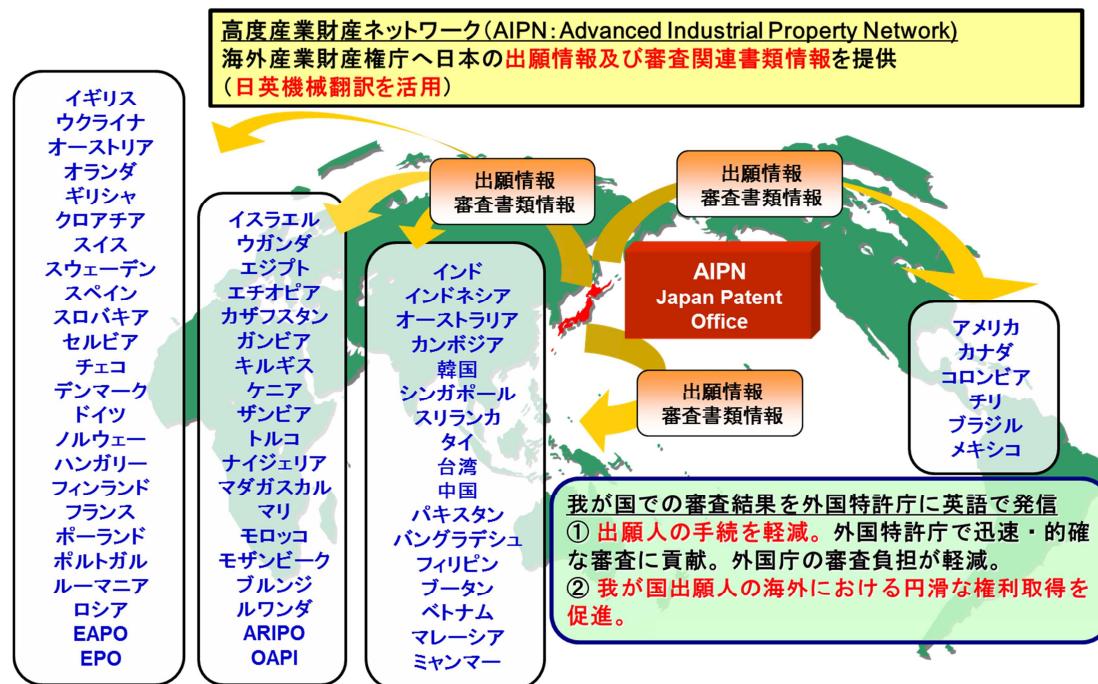
<平成26年度計画>

- ① 我が国出願人の海外における権利取得を迅速化すること及び海外特許庁におけるサーチ・審査負担を軽減すること等を目的として、我が国の出願にかかる審査結果情報や経過情報等を英語に機械翻訳して海外特許庁に提供するシステムとして整備している高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network: AIPN)を的確に運用する。

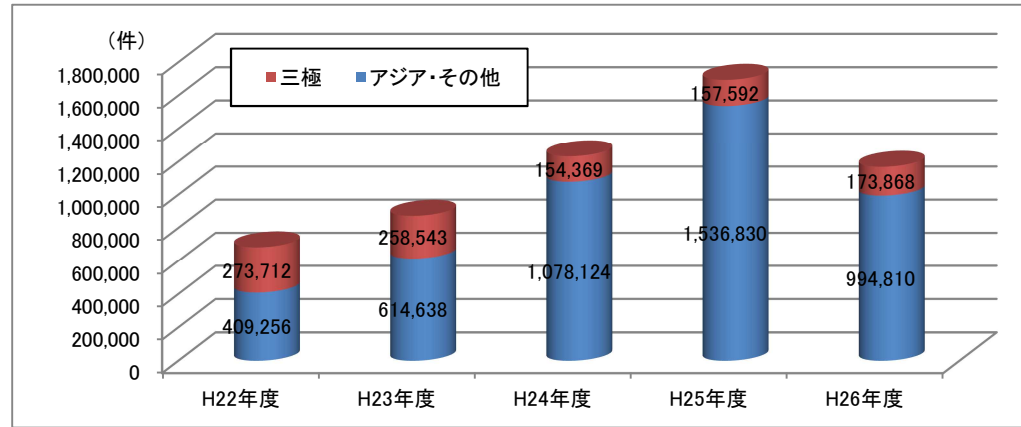
<平成26年度の業務実績>

(AIPNによる海外特許庁への提供事業)

日本国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して他国の工業所有権庁に安定的に提供した(図表2、3、4参照)。



図表2. AIPNとは



注:三極は、ワンポータルドシエでも審査の結果や出願書類等に関する情報を閲覧できる。

図表3 AIPNの利用回数

図表4. AIPN 利用国・機関数

	H22 年度末	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
新規登録国数	—	16	5	3	2
計	40	56	61	64	66

② 高度産業財産ネットワーク(AIPN)の基幹機能である機械翻訳システムの翻訳精度を向上させるため、語彙数の増強と翻訳機能の強化を行う。

<英訳語彙の追加>

基幹機能である機械翻訳の精度向上を図るため、機械翻訳辞書に 5,030 語の辞書データの追加登録を実施した(平成26年度末:96,218 語)。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 機械翻訳辞書に昨年と同数以上の 5,030 語の辞書データの追加登録を実施して機能の向上を図った。

自己評価	理由
B	外国特許庁へのサービスを確実に提供し、辞書データ追加による機能向上を図ったこと等中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことを踏まえ「B」とした。

<課題と対応>

引き続き、サービスの確実な提供と辞書データ追加による機能の向上を図る必要がある。

小項目 [工業所有権関係公報等閲覧業務]
(1) 中央資料館としての確実な情報提供 (2) 閲覧サービスの向上

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
特実検索用機器整備費		54,072	52,943	28,441	20,724
電子公報閲覧整備費		84,234	3,225	2,022	529
外部資料室資料運搬等経費		12,117	25,281	17,114	13,349
人員	常勤職員	4	4	4	3
	検索指導員	5	4	4	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

(1) 中央資料館としての確実な情報提供

① バリ条約に定められた「中央資料館」の機能を果たすために、国内外の工業所有権情報と文献を確実に収集し、情報・研修館の閲覧室においてユーザーの閲覧に供する。

② 我が国の公報情報の提供については、DVD-ROM 公報等により公報発行日に遅滞することなく、ユーザーの閲覧に供する。

(2) 閲覧サービスの向上

① 情報・研修館の閲覧室に設置している高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁審査官が審査に使用する機器とほぼ同等な機能をもつ機器)、CD-ROM・DVD-ROM 公報閲覧用機器等を運用することにより、高度な閲覧サービスに対するユーザーのニーズに応える。

<平成26年度の業務実績>

(中央図書館としての情報提供業務)

① バリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の工業所有権情報・文献を収集・整理し、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、閲覧室を通じて利用者への閲覧に供した(図表2、3参照)。

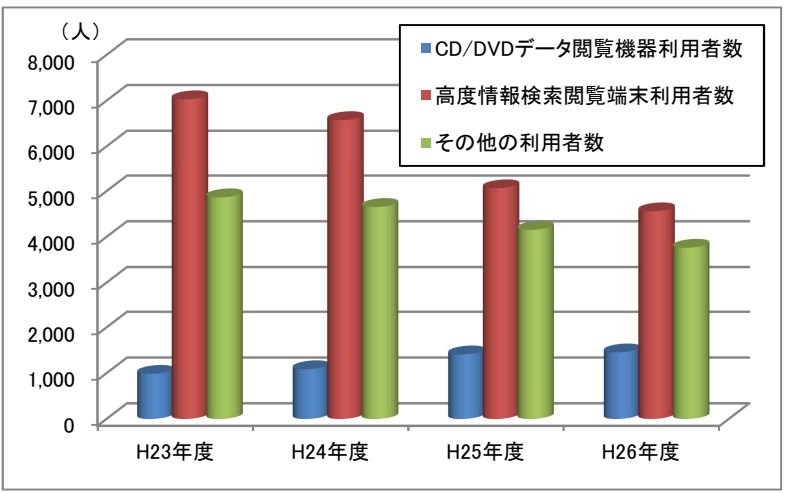
図表2. 閲覧に供した公報数

	紙	CD/DVD	マイクロフィルム
内国公報	約 12 万冊	4,200 枚	14,469 巻
外国公報	約 24 万冊	32,297 枚	9,700 巻

② 我が国の公報情報の提供については、DVD-ROM 公報等により公報発行日に年間を通して全件即日閲覧に供した。
 ・閲覧室利用者: 9,779名 内訳は図表3参照

(閲覧サービス)

- ① 高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末)については、特許庁の審査官端末のメンテナンスと合わせて同様に実施することにより、常に特許庁審査官端末と同様な高度な検索が可能な状態でユーザーにサービスを提供した(図表3参照)。
- ② CD-ROM、DVD-ROM 公報閲覧については、最新の公報仕様に合わせた検索ソフトを実装し、ユーザーに提供した。
- ③ CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器においては利用状況等をもとに PC 及びプリンターの台数を減らすとともに、調達方法をリースから買い取りに変更してサービス提供を行うことでコストを削減した(図表4参照)。
 ・PC10台→8台 / プリンター10台→4台



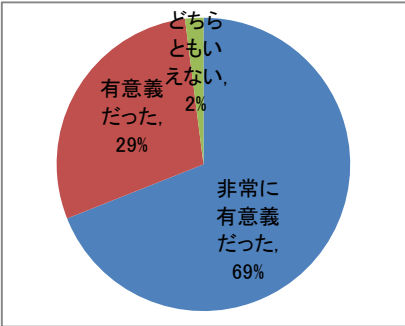
図表3. 利用者数

図表4. CD/DVD 閲覧用機器の台数推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
CD/DVD 閲覧用機器	16台	16台	10台	8台

- ・ 閲覧室を利用するユーザーのために、閲覧用機器の操作方法等の講習会を月1回以上開催するとともに、ユーザーからの要請に応じ臨時講習会を随時開催する。
 - ・ 閲覧室を利用するユーザーの求めに応じて的確な支援や指導を随時行えるように、引き続き閲覧室に複数の検索指導員を配置するとともに、これら検索指導員に対するスキルアップ研修を実施する。
- ② 平成25年度の更新の際に設置台数等を見直した閲覧用機器の利用状況を引き続きモニタリングし、次期更新の際の検討用データとして蓄積する。

- ④ 閲覧室利用者の検索技能の向上を図るため「高度な検索が可能な閲覧用機器」の講習会を毎月1回(年12回)開催した。また、臨時の講習会を1回開催した。講習会後のアンケート結果から98%の方から「有意義であった」「非常に有意義であった」との高い評価を得た(講習会回数13回、受講者51名、**図表5参照**)。さらに、関西エリアの知財担当者等を対象に、「高度検索端末操作スクール講習会」を開催した(講習会回数6回、参加者15名)。
- ⑤ 年間を通し指導員3名体制で利用者に対する支援及び指導を実施した。また、指導員については、利用者等から寄せられたアンケートの内容をフィードバックするとともに、様々な利用者に接することから、一般職員と同様のCS研修及び特許情報プラットフォームリリース前の説明会を受講し、顧客対応の向上を図った。
- ⑥ 高度な検索が可能な閲覧用機器及びCD/DVD閲覧用機器の利用状況について次期更新に向けた検討データの収集を行った。



図表5. アンケート結果

<特筆すべき取組または成果>

CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器については、利用状況を踏まえ台数を10台から8台に見直すとともに、調達方法をリースから買い上げに変更することにより、今後4年間で80%のコスト削減を図った。

- <評価の視点>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

- <自己評価>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 「高度な検索が可能な閲覧用機器」の講習会を毎月1回以上の年13回開催した。また、参加者の98%の方から「非常に有意義だった」、「有意義だった」との評価を得た。
- ③ CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器については、利用状況を踏まえ台数を10台から8台に見直すとともに、調達方法をリースから買い上げに変更することにより、今後4年間で80%のコストの削減を図った。

自己評価	理由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、CD/DVD-ROM公報閲覧用機器の台数や調達方法見直しにより今後4年間で80%のコスト削減が見込まれること等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>
引き続き、着実に業務を実施するとともに、予定どおりのコストの削減を実現していく必要がある。

小項目 [審査・審判関係図書等整備業務]
(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
特許関係図書購入事業		84,837	64,493	65,886	74,681
意匠審査資料整備事業		9,920	8,379	8,870	8,910
人員	常勤職員	3	3	3	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- ① 特許協力条約に規定されている審査における国際調査の対象となる非特許文献(ミニマム・ドキュメント)を特許庁と連携し確実に収集し、収集した非特許文献は特許庁に遅滞なく提供する
- ② 特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回以上開催することにより、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定の上、確実に収集し、特許庁に提供する。
- ③ 意匠審査で必要となる最新のデザイン等の公知資料(カタログやパンフレット等)を確実に収集し、特許庁に提供する。

<平成26年度の業務実績>

(審査・審判に関する技術文献等提供事業)

- ① 技術文献、ミニマムドキュメント、カタログの収集にあたり、最新のものを収集し、特許庁審査官に提供した。その際、特許庁で調達しているインターネットによる文献提供サービスで取得可能な技術文献タイトルと重複調達にならないよう、特許庁の関係部署と協議し、情報・研修館で調達するタイトルの削減を図った。
 ・2,069冊(81タイトル)
- ② 特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回実施し、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。担当者会議にて決定されたタイトルは、全て収集し特許庁に提供した。(6月、8月、12月、1月の4回)
 ・内国図書:230冊 内国雑誌:10,849冊(356タイトル)
 ・外国図書:28冊 外国雑誌:3,769冊(267タイトル)
- ③ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じて新製品カタログを収集し、特許庁に提供した。また、一般社団法人日本デザイン保護協会からの寄贈カタログについても特許庁に提供した。
 ・内国カタログ:12,000件
 ・外国カタログ:3,000件

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 特許庁の審査官を含めた担当者会議を年4回開催して審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。また、選定した図書を・雑誌をはじめ、非特許文献、カタログ等を収集し、遅滞なく特許庁に提供した。

自己評価	理由
B	特許庁の審査官を含めた担当者会議を年4回開催して審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定したこと、選定した図書・雑誌をはじめ、非特許文献、カタログ等を収集し、遅滞なく特許庁に提供したこと等中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと等を踏まえ「B」とした。

<課題と対応>

引き続き、業務を確実に実施するとともに、効率化や経費の削減に努める必要がある。

小項目 (2) 閲覧等サービスの向上

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
図書管理システム費		1,151	0	1	787
人員	常勤職員	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- ① 審査・審判のために収集した各種文献・資料のリストを月1回の頻度で更新するとともに、当該リストの検索機能を提供して文献・資料をサーチするユーザーの利用に供する。
- ・ ユーザーが検索して閲覧申請した文献・資料については、申請日から2開館日以内に閲覧に供するというサービス水準を引き続き維持する。

<平成26年度の業務実績>

(審査審判関係資料の閲覧サービス事業)

- ① 収集した各種文献・資料のリストを情報・研修館のホームページにて情報提供するとともに、月1回最新情報に更新した。また、図書館システムの導入を図るとともに、同システムの図書検索システム(OPAC)をWeb上に設置し、特許庁審査官等、さらには一般ユーザー向けに平成27年4月を目標にキーワード等での図書検索を可能とするための準備を進めた。
(平成27年4月1日より稼働)
- ② 技術文献資料閲覧サービスにおいて、閲覧申請日から2開館日以内に閲覧に供するサービスを維持した。
 - ・ 閲覧者数: 154名(H25年度: 154名)
 - ・ 閲覧件数: 347件(H25年度: 341件)

<特筆すべき取組または成果>

一般ユーザーが図書検索システム(OPAC)をWeb上で利用可能とするための準備を進め、平成27年4月1日からの稼働開始を予定しており、一般ユーザーの利便性の向上が見込まれる。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ②-1 審査・審判のために収集した各種文献・資料リストについては、月1回の更新を実施。
- ②-2 ユーザーから閲覧申請のあった技術文献資料閲覧サービスにおいて閲覧申請日から2開館日以内に閲覧に供した。
- ③ 一般ユーザーが図書検索システム(OPAC)をWeb上で利用可能とするための準備を進め、平成27年4月1日からの稼働開始を予定しており、一般ユーザーの利便性が格段に向上することが見込まれる。

自己評価

理由

A

中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、一般ユーザーが図書検索システム(OPAC)をWeb上で利用可能とするための準備を進め、平成27年4月1日からの稼働開始を予定しており、一般ユーザーの利便性が格段に向上することが見込まれること等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>

平成27年4月1日から稼働を開始した図書検索システムを円滑に運用していく必要がある。

小項目 **[工業所有権相談等業務]**
(1) 相談への迅速な対応 **(2) 他機関との連携**

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
工業所有権相談等業務費		16,303	14,634	15,757	14,182
知財総合支援窓口関係業務費		—	—	—	8,188
人員	常勤職員	8	8	7	9
	相談員	—	—	1	2
	知的財産戦略アドバイザー等	—	—	—	4

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

(1) 相談への迅速な対応

- ① 我が国の特許、実用新案、意匠、商標の出願と権利化に関する窓口相談及び電話相談に対しては直ちに、文書(郵便、ファックス)及び電子メールによる相談に対しては1開館日以内で、それぞれの確かな回答を提供する体制を引き続き維持する。
- ・ 従来の相談業務に加え、権利化と秘匿化の効果的な組み合わせによる知財戦略や営業秘密として技術情報の適切な秘匿・保管等に関する相談に対応できる体制をあたりに構築し、中小企業等からの相談に対して関係機関と連携して的確な回答を提供する。また、知財戦略の重要性や営業秘密管理に関する普及・啓発を進める。
- ・ 地域からの相談に迅速かつ的確に対応するため特許庁が実施する知財総合支援窓口事業と連携を強化し、各支援窓口相談対応可能な人材の配置の準備等を進める。
- ② ユーザーからの相談事項と回答要旨を相談データベースに蓄積し、その情報を相談員が共有することによって相談員の相談対応力を向上し、ユーザーの満足度を高める。
- ・ 法改正等に伴って新たに生じるユーザーからの相談に的確に対応するため、特許庁の関連部署との連携のもとに改正内容等に関する勉強会を開催し、相談員の対応力を向上させる。

<平成26年度の業務実績>

(1) 相談への迅速な対応

(概要)

- ① 情報・研修館は、出願手続、権利化手続等に関する相談に対応するため、相談部に職員を配置し、相談者からの疑問・質問に対し、的確な回答を提供している。
- ② 相談件数は、出願あるいは権利化手続に影響を及ぼす大規模な法改正または制度改正(例えば、商標の分類等の改正)があるときに急増するが、大規模な法改正や制度改正がない時期は、漸減していくという一般的な傾向がある。
- ③ 平成26年度は、大規模な法改正あるいは制度改正がなく、相談件数の漸減期となっている。

(相談への迅速な対応)

- ① 情報・研修館の相談窓口における対面相談、電話による相談については、相談者の質問事項に対して的確な回答を直ちに提供し、文書(電子メール、FAX、封書等による)による相談については、1開館日以内に的確な回答を提供した(図表2参照)。

図表2. 平成26年度の出願手続、権利化手続等に関する相談対応状況

サービス種別	小分類	方法	相談件数(実績値)		対前年比(%)	利用者に対する回答提供の期間等
			H26年度	H25年度		
個別相談サービス	同時双方向型の相談	窓口における対面相談	5,912	6,025	98	直ちに的確な回答を提供
		電話による相談	18,974	20,246	94	
	文書・電子文書による相談	電子メールによる相談	1,008	1,419	71	1開館日以内に的確な回答を提供
		FAXによる相談	669	999	67	
		封書等による相談	488	605	81	
産業財産権相談サイトによる情報提供サービス	利用者自身による質問・回答セットの検索	利用者自身によるインターネット回線を使ったFAQ検索	278,142	306,151	91	利用者自身がFAQの中から回答を発見するため、利用者の疑問・質問に対応するFAQを発見できれば即時性あり
総計	総計		305,193	335,445	91	

- ② 情報・研修館では、平成21年度から相談者からの質問と情報・研修館による回答を相談データベースに蓄積して、その情報を職員で共有することにより、職員の相談対応力を向上して相談者に正確かつ迅速な回答を提供してきた。なお、平成26年度の蓄積件数は約2万7千件であり、過年度からの蓄積総件数は約21万5千件となっている。
- ③ 特許法等の一部を改正する法律(平成26年5月14日法律第36号)によって、平成27年4月から施行される特許異議申立制度、新しいタイプの商標の保護制度(色彩や音商標等)に対応するため、平成26年度下期に職員を対象とする勉強会を開催し、職員の知識向上と相談対応力の強化を図った。

③ 「産業財産権相談サイト」の「よくある質問と回答(日本語版)」に、相談データベースに蓄積される情報や関係機関からの意見を参考にしながら、適宜、新規の相談回答事例を掲載していくことにより、より効果的な相談対応を行うとともに、窓口相談や電話相談受付時間外の夜間や休日においてもユーザーに活用されるよう内容の充実を図る。

・ 我が国においての出願と権利化を希望する外国人の利便性を高めるために、「産業財産権相談サイト」の「よくある質問と回答(英語版)」を拡充する。

・ アンケート調査の実施により、ユーザーからの評価や要望を的確に把握し、要望に応えるための具体的な手段を検討したうえで実施可能なものから順次実施する。

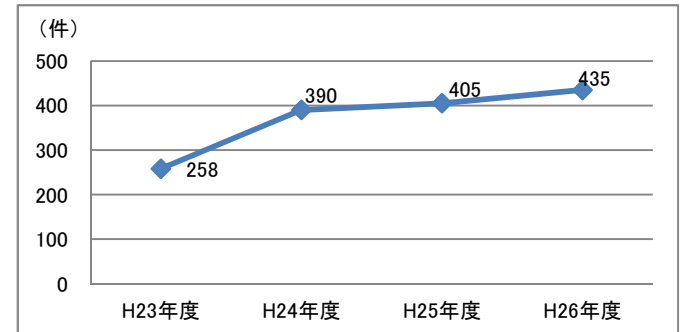
④ 産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の内容充実等を図るため、以下の取組を行った。

- (ア) FAQに掲載されている内容及びFAQの中からリンクしているアドレスの妥当性等を見直し、延べ435件のFAQを再整理してその内容を充実。
- (イ) 新たに相談データベースに蓄積された相談対応事例の中から、頻度の高い相談を選択し、新規に30件のFAQを追加。
- (ウ) 法改正によって相談が発生すると見込まれる質問・相談を想定したFAQを、法施行時期の前にあらかじめ作成。
- (エ) 外国人の窓口相談もあることを勘案し、英語版FAQ(平成25年度に新設)に掲載されているコンテンツの見直し。

なお、FAQに掲載した事例は順調に増加している(図表3参照)。

⑤ 時間外の電話相談に対して、代表電話の案内アナウンス機能を利用して、産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の利用を促すアナウンスを流すことにより、夜間・休日におけるユーザーの利便性向上を図った。

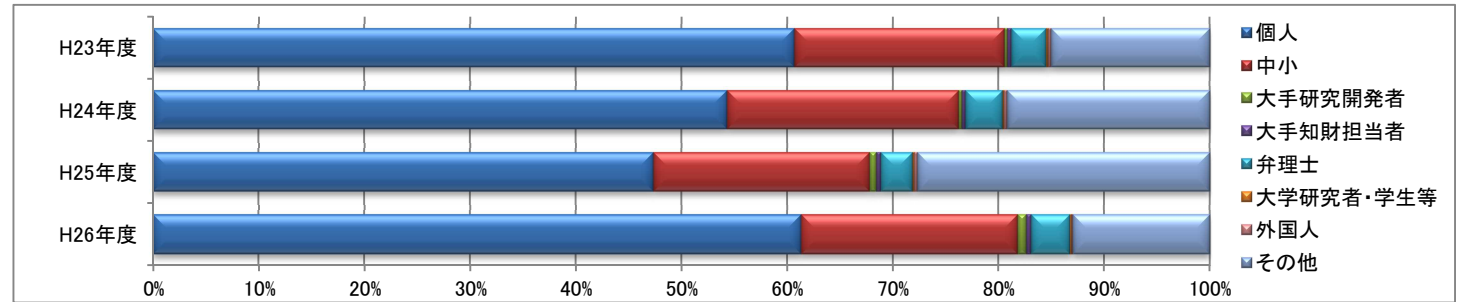
⑥ 相談サイトを充実し、活用が促進された成果として、職員対応相談の5割を占める、「対応時間5分以内」の簡単な相談案件の削減に繋がった。



図表3. 産業財産権サイト掲載件数

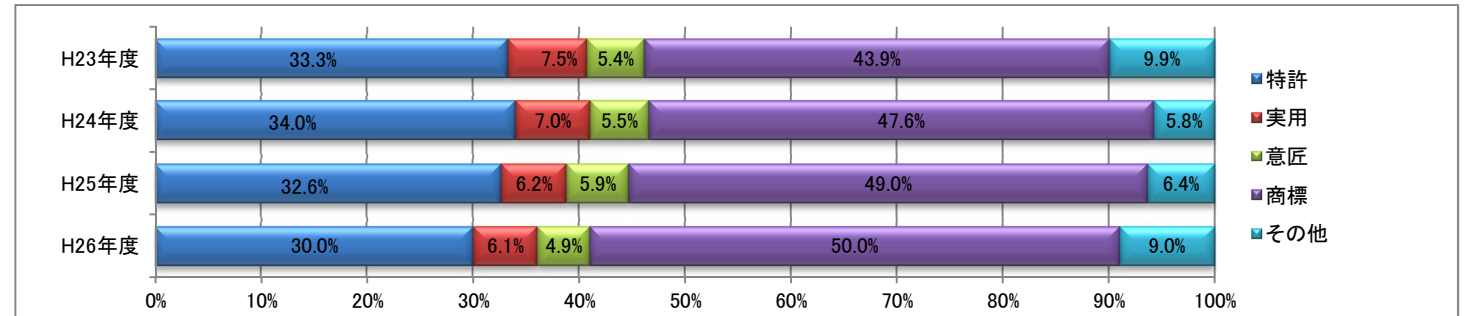
(相談データベースに蓄積したデータ及び利用者アンケート調査の分析結果)

① 相談データベースに蓄積した個別相談データを分析したところ、相談者の属性で最も多いのは、知財制度や手続に不慣れな個人や中小企業等の社員等であるが、大企業の知財担当者や特許事務所の弁理士のような知的財産専門人材からの相談も相当数あることが明らかになった(図表4参照)。



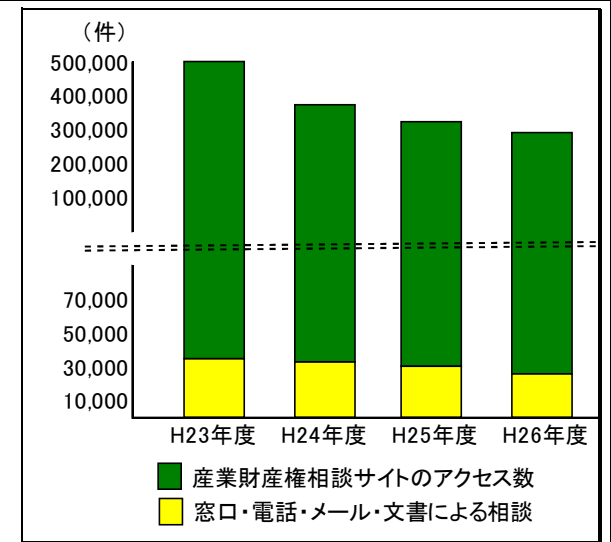
図表4. 相談者割合

② 相談者からの相談は、多い方から順に、商標、特許・実用新案、意匠に関する相談となっている(図表5参照)。

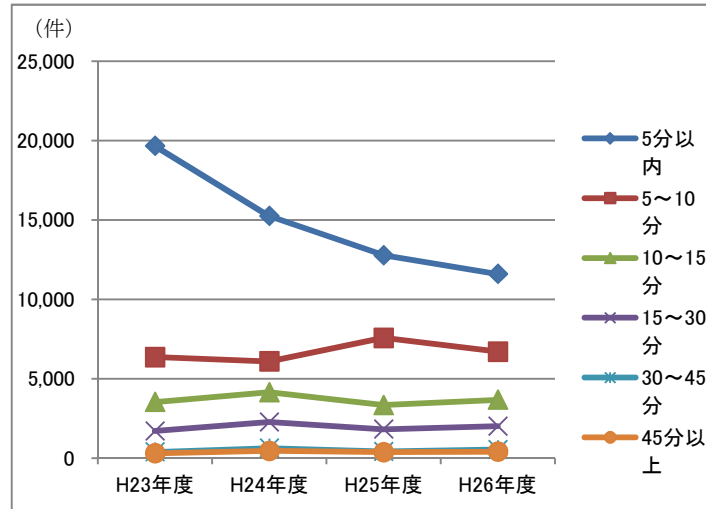


図表5. 四法別相談割合

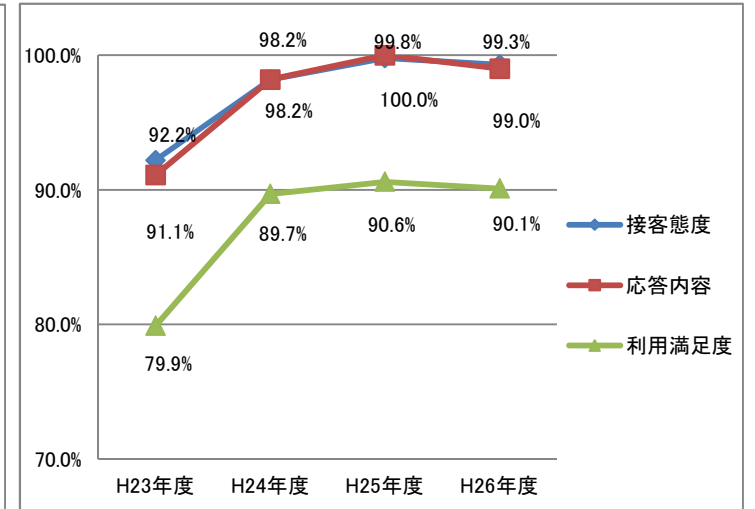
- ③ 個別相談の相談者を対象とするアンケート調査結果によると、「産業財産権相談サイトを利用したことがある」と回答する者がサイトの存在を知る者のうち81.7%となっており、産業財産権相談サイトの充実を図る取組が進むにつれ、より多くの相談者が個別相談をする前に同サイトを閲覧・検索するようになってきたことが推測される(図表6参照)。
- ④ 相談データベースに蓄積した個別相談データを分析した結果、窓口相談と電話相談のうち「対応時間が5分以内の相談」は過去4年間にわたって減少してきたものの、「5分を超える相談」の件数には大きな変化がないことが明確になった。「5分以内の相談」の件数が減少した理由は、比較的簡易な案件については産業財産権相談サイト FAQ によって解決を図ることができ、あらためて相談する必要がなくなってきたためと考えられる(図表7参照)。
- ⑤ 個別相談(窓口対面相談と電話相談)に関して、「接客態度は良いあるいは普通」とする回答者は全回答者の99.3%、「応答内容の満足度は良いあるいは普通」とする回答者は99.0%、「相談に満足した」とする回答者は90.1%であった(図表8参照)。
- ⑥ アンケート票の自由記入欄には、「メールでの回答が速くて、とても助かりました」、「難しい内容を平易に説明していただきました」等の感謝の言葉が多数記入されていた。一方、「相談員の専門分野の知識を深めてほしい」等の要望も数は少ないものの寄せられた。
- ⑦ 産業財産権相談サイトに関するアンケート調査によると、相談サイトのFAQが「参考になった」との回答は全回答者の82.4%であった。



図表6. 相談件数と相談サイト利用件数の推移



図表7. 相談者への対応時間の年度推移(対面相談と電話相談)



図表8. 顧客満足度(アンケート調査)

(利用者からの要望等を反映した改善取組)

- ① アンケート調査等を通じて意見・要望があった事項は、職員に周知し、相談業務の改善を図った。例えば、「相談部員の専門分野の知識を深めてほしい」という要望については、職員のセミナー等への参加促進、情報・研修館と特許庁関連部署との勉強会開催による専門知識の習得機会の拡大、職員間での専門知識を相互に学習する機会の拡大等の措置をとった。

(2) 他機関との連携

- ① 引き続き、日本弁理士会、中小企業支援機関、各地の知財総合支援窓口等との情報交換を適宜実施し、各機関からの意見や相談状況を踏まえて「産業財産権相談サイト」の「よくある質問と回答(日本語版)」の充実を図り、これら関係機関における一層の活用を促す。
- ・ 幅広いユーザーからの相談に的確に応える体制を強化するために、各地に設置されている知財総合支援窓口との連携を強化する。
- ・ 相談業務を通じて把握した様々なユーザーニーズを情報・研修館内で共有して、他の部署の活動に活かすとともに、月1回の頻度で特許庁に対しても提供する。

(中期計画・年度計画(改訂前)で掲げた以外の取組)

- ① 期中に、経済産業省・特許庁から要請された「営業秘密・知財戦略相談窓口」の開設に向けて柔軟かつ迅速に対応し、産業構造審議会・知的財産分科会・営業秘密の保護・活用に関する小委員会の「中間とりまとめ」を受け、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設するとともに、営業秘密等の相談に応じるアドバイザー3名と弁護士1名を配置して中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始した。
- ② 期中に、平成27年度から2カ年かけて知財総合支援窓口事業が特許庁から移管されることが決定されたことを踏まえ、平成27年度から全国の知財総合支援窓口で相談対応等を行う窓口支援担当者の採用・管理や支援内容の情報収集・分析、高度専門家派遣等の事業等を迅速・的確に開始できるように準備等を進めた。

(2) 関連機関との連携

専門機関や各地の知財総合支援窓口との連携により、ユーザーニーズや相談内容に応じた効率的な相談サービスを提供している。

- ① 相談内容に応じてより適切な専門機関を紹介し、対面相談が必要な事案については各地の知財総合支援窓口を紹介するなど、関係機関と連携することにより知的財産権全般に渡る効率的な相談体制を整備し、相談サービスの充実を図った。
＜関係機関への紹介実績＞
 - ・知財総合支援窓口：2,046件(平成25年度 2,132件)
 - ・日本弁理士会無料相談：59件(平成25年度 135件)
 - ・公益社団法人著作権情報センター：102件(平成25年度 146件)(参考)知財総合支援窓口からの紹介実績：118件(平成25年度 128件)
- ② ユーザーニーズや支援課題を把握するため、平成22年度から各地の知財支援関係機関との意見交換を継続的に実施している。平成26年度は7機関を訪問し、各機関の相談対応の現況把握、役割分担の整理及び相談事案に応じた各機関へ紹介などについて意見交換を行い、効率的な連携体制の構築に繋げた。
＜関係機関との意見交換＞
 - ・一般社団法人発明推進協会東京支部(5月)
 - ・公益社団法人著作権情報センター(10月)
 - ・一般社団法人愛知県発明協会、公益財団法人あいち産業振興機構、日本弁理士会東海支部、名古屋商工会議所(2月)
 - ・公益財団法人茨城県中小企業振興公社(3月)
- ③ 全国の知財総合支援窓口や特許室を通じてパンフレットを配布し、支援窓口での活用やユーザーの利便性向上を図った。
＜パンフレットの配布＞
 - ・「産業財産権の相談」：3,530部
 - ・「商標出願の書き方ガイド」：12,200部
- ④ 相談業務を通じて得たユーザーからの意見・要望等について、毎月、特許庁に提供した。具体例として、新しいタイプの商標の保護制度(色彩や音商標等)に関する相談が、法律の施行前から増加傾向にあることについて情報提供し、特許庁ホームページへの当該制度概要の早期掲載に繋げ、ユーザーの利便性向上を図った。
 - ・情報提供件数：231件(平成25年度 185件)

＜特筆すべき取組または成果＞

- ① 相談者の満足度を高めるため、PDCAマネジメントによって様々な改善の取組を進め、職員の対応に対する顧客満足度は90%を超え、また、産業財産権相談サイトは80%を超える利用者から有用であると評価された。
- ② 経済産業省・特許庁からの要請に対応し、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設して中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始した。また、「営業秘密・知財戦略相談窓口」の体制整備において、全国各地の知財総合支援窓口、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、警察庁等との連携体制を構築した。
- ③ 期中に、平成27年度から2カ年かけて知財総合支援窓口事業が移管されることが決定されたこと踏まえ、平成27年度から全国の知財総合支援窓口で相談対応等を行う窓口支援担当者の採用・管理や支援内容の情報収集・分析、高度専門家派遣等の事業等を迅速・的確に開始できるように準備等を進めた。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり全て確実に実施した。</p> <p>②-1 以下に示す取組において、中期目標・年度計画で掲げる数値目標を達成した。 ◇ 窓口及び電話相談については、直ちに回答し、文書(FAXを含む)及び電子メールによる相談については、1開館日以内に回答した。</p> <p>②-2 以下に示す取組においては、数値目標が明示されていないものの、常識的な水準を超える成果を上げた。 ◇ ユーザーアンケート調査において、接客態度、応答内容満足度、利用満足度ともに90%を超える高評価を得た。 ◇ 産業財産権相談サイトに関するアンケートによるとFAQが「参考になった」との回答は全回答者の82.4%に上った。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果としては以下のとおり。 ◇ 産業財産権相談サイト「よくある質問と回答(FAQ)」の充実、活用促進を図った結果、対応時間5分以内の簡易な相談案件が減少し、知財専門家等からの高度な質問に対しても、きめ細やかな対応ができるようになった。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外の特筆すべき取組としては以下のとおり。 ◇ 経済産業省・特許庁からの要請に対応し、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設して中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始した。また、「営業秘密・知財戦略相談窓口」の体制整備において、全国各地の知財総合支援窓口、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、警察庁等との連携体制を構築した。 ◇ 期中に、平成27年度から2カ年かけて知財総合支援窓口事業が特許庁から移管されることが決定されたこと踏まえ、平成27年度から全国の知財総合支援窓口で相談対応等を行う窓口支援担当者の採用・管理や支援内容の情報収集・分析、高度専門家派遣等の事業等を迅速・的確に開始できるように準備等を進めた。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 746 757 783">自己評価</th> <th data-bbox="757 746 2150 783">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 783 757 914">A</td> <td data-bbox="757 783 2150 914"> 中期計画・年度計画で掲げる取組の全てを確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、相談サービス利用者の90%が相談員の対応に「満足した」としていること、産業財産権相談サイト(FAQ)の内容の充実を進め、アンケート調査で相談サイトが「役立つ」とする回答が82.4%であったこと、(改定前の)年度計画以外の取組として「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設したこと、同じく(改定前の)年度計画以外の取組として知財総合支援窓口事業の移管に向けた準備を進めたこと等を踏まえ「A」とした。 </td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組の全てを確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、相談サービス利用者の90%が相談員の対応に「満足した」としていること、産業財産権相談サイト(FAQ)の内容の充実を進め、アンケート調査で相談サイトが「役立つ」とする回答が82.4%であったこと、(改定前の)年度計画以外の取組として「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設したこと、同じく(改定前の)年度計画以外の取組として知財総合支援窓口事業の移管に向けた準備を進めたこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組の全てを確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、相談サービス利用者の90%が相談員の対応に「満足した」としていること、産業財産権相談サイト(FAQ)の内容の充実を進め、アンケート調査で相談サイトが「役立つ」とする回答が82.4%であったこと、(改定前の)年度計画以外の取組として「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設したこと、同じく(改定前の)年度計画以外の取組として知財総合支援窓口事業の移管に向けた準備を進めたこと等を踏まえ「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>引き続き産業財産権相談サイトの充実に努めること、「営業秘密・知財戦略相談窓口」の利用拡大を図ること、知財総合支援窓口の移管を円滑に進めること等が必要になっている。</p>				

小項目 [情報システム業務]
(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
電子出願普及等業務経費		353,626	487,731	503,952	536,072
	うち開発費	233,930	367,955	373,401	366,797
	うち運用支援費	118,352	118,352	129,714	168,480
人員	常勤職員	4	3	3	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

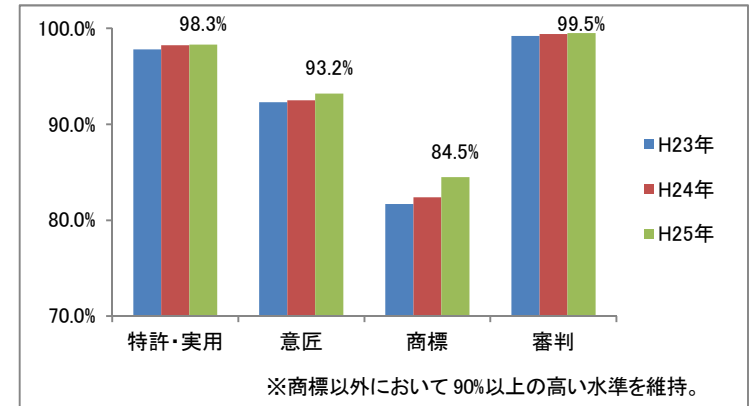
<平成26年度計画>

- ① 中小・ベンチャー企業に対する電子出願の普及に主眼をおいた説明会を三大都市圏で開催する。また、企業・団体等からの要請があるときには、出前説明会を開催するなど、ユーザーの要望にきめ細かく対応する。
- ・ 電子出願ソフトの操作方法等に関するユーザーからの様々な質問に対応するため、電子出願サポートセンターの体制を引き続き維持するとともに、同サポートセンターに寄せられる質問等を十分に踏まえて、電子出願ソフトの利用マニュアルの充実を図る。

<平成26年度の業務実績>

(説明会の開催及びユーザーへの対応)

- ① 中小・ベンチャー企業や団体の新入職員を対象とした電子出願説明会を3大都市圏に加え福岡でも開催した。
 ・東京①58名、大阪41名、福岡14名、東京②58名、愛知24名（受講人数計195名）
- ② 電子出願ソフトユーザーに対し、新バージョンのリリース予定、PCT関連手数料改定のお知らせ、講習会開催の情報、ユーザーからのよくあるQ&A等の情報を、メールマガジン、情報・研修館ホームページや電子出願サポートサイト等に掲載した(電子出願利用率は**図表2参照**)。
 ・メルマガ配信回数計8回
- ③ 電子出願ソフトサポートセンターを通じて、電子出願ソフトの利用者に電子出願ソフトの設定及び操作方法等の支援を行った。
 また、電子出願サポートセンター受付の相談内容については、定期的に報告を受けて内容の精査を行い、電子出願サポートサイトの「よくある Q&A」情報等に反映させるなどサービス向上を図った(**図表3参照**)。



図表3. 相談件数推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
相談件数	9,647	9,521	9,584	10,350

- ④ ユーザー連絡会を開催して、特許庁、日本弁理士会、日本知的財産協会などから、課題やニーズの把握を行った。
 ・年2回開催(平成26年10月30日、平成27年2月12日)

(電子出願ソフトのバージョンアップ)

- ② 電子出願ソフトのバージョンアップについては、「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」の進捗状況を踏まえて、特許庁の出願受付サーバの二重化に対応する変更、制度改正等に伴う変更等、必要不可欠なものに限って、費用対効果も十分に精査して実施する。

- ① 法改正などの制度改正や電子出願サポートセンターからの月次報告及びユーザー連絡会で把握したニーズを踏まえて、特許庁と密接な連携を取りながら、費用対効果を精査した上で、必要不可欠と判断した24項目について、電子出願ソフトウェアの改造を行い、情報通信技術の進ちょくに対応した電子出願ソフト新バージョンのリリースを行った。
【対応項目の主な例】
 <制度改正対応(3月15日リリース)>

<p>・ ユーザーとのインターフェース機能を有する電子出願ソフトの改造・普及・利用相談等について、事業の効率化及び情報セキュリティの確保の観点から、ユーザーの利便性や特許庁の情報システム開発の状況等を踏まえつつ、今後のあり方について検討を行う。</p>	<p>平成26年法改正により、平成27年4月に導入された色彩のみや音といった新しい商標出願や同年5月から受付が開始されたハーグ協定加盟に基づく国際意匠登録出願に対応するための改造を行った。</p> <p>＜サーバ関連＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホスト更改対応 ⇒平成26年12月リリース ・受付バックアップセンター対応 ⇒平成26年10月及び平成27年3月リリース <p>＜ユーザーニーズ対応＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リストビューへの書類ページ数設定対応 ⇒平成26年10月リリース ・発送書類ファイル名への出願番号等追加対応 ⇒平成27年3月リリース <p>② 電子出願ソフトの改造・普及・利用相談の今後のあり方について、特許庁と密接な連携を取りながら検討した結果、事業の効率化及び情報セキュリティの確保等の観点等を踏まえ利用相談以外の事業については、平成27年4月から特許庁において実施することとされた。</p> <p>＜特筆すべき取組または成果＞</p> <p>新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により開発費の約2%削減を実現した。</p>				
<p>＜評価の視点＞</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>＜自己評価＞</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、＜業務実績＞の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 中小・ベンチャー企業や団体の新入職員を対象とした電子出願説明会を三大都市圏(東京、大阪、名古屋)に加え福岡でも開催した。</p> <p>③ 新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により開発費の約2%削減を実現した。</p> <p>④ 2回にわたりユーザー連絡会を開催して、特許庁、日本弁理士会、日本知的財産協会などから、課題やニーズの把握を行った。</p> <table border="1" data-bbox="620 986 2163 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 986 757 1023">自己評価</th> <th data-bbox="757 986 2163 1023">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 1023 757 1129">A</td> <td data-bbox="757 1023 2163 1129">中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により開発費の約2%削減を実現したことを踏まえ「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により開発費の約2%削減を実現したことを踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改正に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により開発費の約2%削減を実現したことを踏まえ「A」とした。				
	<p>＜課題と対応＞</p> <p>平成27年度より、ユーザーへのサポート以外の事業は特許庁で実施されることになるので、サポート事業は特許庁ともよく連携を図っていく必要がある。</p>				

小項目 (2) 公報システム等の整備・管理

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
公報システム整備・管理業務経費		353,513	411,585	551,608	367,564
人員	常勤職員	2	2	2	2

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
包袋管理システム端末等使用料		51	698	0	0
マスター管理業務経費		952	35,551	83,104	90,904
外部資料室資料運搬等経費		69,787	68,505	45,148	46,743
人員	常勤職員	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- ① 制度改正や公報発行までの期間の短縮等に対応するために、公報システムの機能の改善を行う。

- ② 特許庁のHOST更改に対応するため、情報・研修館において平成25年度から開発に着手した新たな出願書類管理システム(新包袋管理システム)の整備を継続的に進め、平成27年1月にシステム移行を確実に実施する。

- ③ 電子出願が開始される以前の出願に係る特許庁保有の中間書類を特許庁の出願マスター等にデータ追記等ができるよう、電子データを作成し特許庁に提供する。

<平成26年度の業務実績>

(公報システムの整備・管理)

特許庁との密接な連携のもとに、公報システムの整備・管理を適切に実施するとともに、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟等の制度改正及び特許庁の運用変更へ対応するため、費用対効果を精査し、必要不可欠な機能に限定して改造を行った。

【特実公報システム】

- ・特許庁HOST更改対応(平成27年1月5日リリース)
- ・XML公報サーバ更改対応(平成27年1月5日リリース)
- ・特許・公開公報発行期間短縮対応(平成27年3月23日リリース)

【意商審公報システム】

- ・特許庁HOST更改対応(平成27年1月5日リリース)
- ・新しいタイプの商標対応(平成27年1月5日リリース)
- ・付与後異議対応(平成27年1月5日リリース)
- ・ハーグ協定対応(国内段階)(平成27年1月5日リリース)

(出願書類(包袋)等の出納・保管管理)

- ① 特許庁の出願書類(包袋)等の出納・保管管理業務を的確に実施し、出願書類管理(包袋管理)システムの作業日を除く全営業日において確実に包袋出納業務を実施した。
- ② 新包袋管理システムについては、平成25年度から開発に着手し、平成26年12月にはシステムの完成と旧システムからのデータ移行を終え、平成27年1月には新システムを稼働させ、特許庁に対し、出願書類の受入、貸出、照会業務サービスを実施した。

(中間書類等のデータ作成)

電子化以前の出願について、出願マスターデータの追記・修正等データを作成し、特許庁に提供した。

<内訳>

- | | | | |
|----------|--------|---------|------|
| ・受付中間 | 486件 | 類担当票 | 531件 |
| ・審判請求書 | 1,274件 | 異議申立書 | 274件 |
| ・修正追記(英) | 1,352件 | 修正追記(漢) | 103件 |

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改革に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現した。</p> <p>② 特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応し、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献した。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>②-1 特許庁の出願書類(包袋)等の出納・保管管理業務をシステムのメンテナンス日を除く全営業日において確実に実施した。</p> <p>②-2 平成25年度から開発に着手した出願書類管理システムについて平成27年1月から稼働し、特許庁に対し、出願書類の受入、貸出、照会業務を実施した。</p> <p>③-1 新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改革に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現した。</p> <p>③-2 特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応し、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献した。</p> <table border="1" data-bbox="620 730 2148 895"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 730 752 762">自己評価</th> <th data-bbox="752 730 2148 762">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 762 752 895">A</td> <td data-bbox="752 762 2148 895">中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改革に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現したこと、特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応し、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献したこと等を踏まえ「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改革に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現したこと、特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応し、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献したこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと、新しいタイプの商標の導入や意匠に関するハーグ協定加盟などの極めて重要かつ大きな制度改革に対応する改造を実施しながら、費用対効果を精査する等により、改造費の33%の削減を実現したこと、特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応し、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献したこと等を踏まえ「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>平成27年度より、本事業は、特許庁において実施されることが予定されている。</p>				

小項目 (3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
DNA配列コードデータ等作成業務経費		61,655	63,691	65,448	70,695
非特許文献イメージデータ作成業務経費		10,694	10,897	11,313	11,633
検索用データ等作成業務経費		7,167	7,210	6,541	414
	うちFターム解説作成費	753	628	444	414
人員	常勤職員	3	4	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

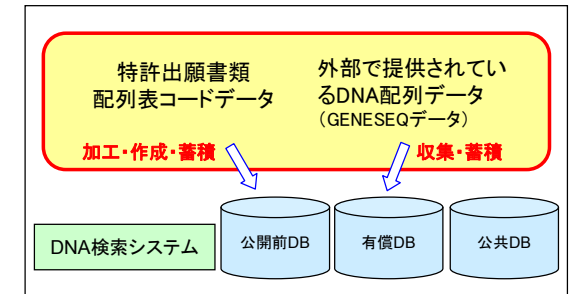
- ① 特許庁に出願されたDNA関連出願書類に記載されるDNA配列データを、特許庁のDNA配列データ検索システムの仕様に加工作るとともに、民間の科学技術データサービス機関が論文等から収集・蓄積・提供するDNA配列データを継続的に購入し、これらを特許庁に提供する。

<平成26年度の業務実績>

(DNA 配列データ等の整備)

特許庁のDNA 検索システムのDNA データベースに以下のとおり蓄積を行った(図表2、3参照)。

- ・DNA データを加工しデータベースに蓄積。
蓄積件数 5,167件
- ・DNA 配列データを収集し、年間26回、データベースに蓄積。
蓄積件数 32,482,647件
- ・DNA 公共データベースのデータをデータベースに蓄積。
蓄積件数 270,327,621件



図表2. DNA配列データ等整備

図表3. データ収集数推移

(単位:件)

DNA配列データ等整備関連	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
公開前DNA データ加工	5,061	4,918	4,903	5,167
GENESEQデータ納品	27,243,965	28,954,508	30,696,721	32,482,647
DNA 公共データベース	164,914,414	191,048,546	222,397,638	270,327,621

※「GENESEQデータ」

トムソン・ロイター社が提供する世界の特許発行機関が発行する特許情報から、核酸・アミノ酸に関する配列情報を包括的に収録したデータベースの情報

② 特許庁の審査・審判において必要性が高いものの電子データとして提供されていない非特許文献について、書誌情報と文献イメージ情報を電子データ化して特許庁に提供する。また、審査官・審判官が拒絶理由通知等において引用した非特許文献のうち電子データ化されていない文献を出願人等に通知書とともに送付するため、原則3開館日以内にイメージデータを作成し、特許庁に提供する。

(非特許文献等のイメージデータ作成・蓄積)

- ① 特許庁の調査員が抽出した重要な非特許文献のイメージデータの作成を受入日から3開館日以内で実施した。
- ② 拒絶理由通知等において引用した非特許文献イメージデータの作成については、全件3開館日以内に作成した。

		(前年度累計比)	
【年度累計】		75,091件	92.4%
(内訳)	調査員抽出論文	1,152件	91.9%
	無効審判請求書引用文献	1,725件	89.3%
	国際調査報告書(引用文献)	13,651件	137.6%
	拒絶理由通知書引用文献等	58,530件	85.9%

※「非特許文献」:特許公報以外の論文や書籍。特許公報以外の技術文書も審査・審判に必須の公知資料となる。

図表4. 非特許文献等のイメージデータ作成件数の推移

(単位:件)

イメージデータ	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
調査員抽出論文	557	458	1,254	1,152
無効審判請求書引用文献	1,268	1,388	1,932	1,725
国際調査報告書引用文献	17,130	17,021	9,921	13,651
拒絶理由通知書引用文献等	75,132	72,655	68,163	58,530
計	94,087	91,522	81,270	75,058

- ③ また、これら非特許文献について、書誌データの作成を行った。

		(前年度累計比)	
【年度累計】		15,395件	129.6%
(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,725件	89.3%
	国際調査報告書引用文献	13,651件	137.6%
	実用新案技術評価書	19件	82.6%

- ④ 特許文献書誌データ作成

		(前年度累計比)	
【年度累計】		18,996件	125.3%
(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,242件	84.7%
	国際調査報告書引用文献	16,608件	132.6%
	実用新案技術評価書	1,146件	97.8%

③ 我が国の特許文献の効率的な検索に使われる検索ツールであるFタームについて、解説書を作成する。

(Fターム解説書のデータ作成)

Fタームの11テーマについて解説書を作成し、特許庁のデータベースに蓄積を行った。

図表5. Fターム解説書作成テーマ数の推移

Fターム解説書	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
テーマ数	13	13	11	11

※「Fターム解説書」: 日本独自の詳細な分類であるFタームの内容を解説したもの。電子化し審査官が各端末から参照できるようにしている。また、特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で閲覧可能とし、外部へのデータ提供も行った。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ②-1 公開前 DNA データ加工について年間5, 167件をデータベースに蓄積。
- ②-2 DNA 配列データを収集し、年間26回データベースに蓄積。

自己評価	理由
B	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと等を踏まえ「B」とした。

<課題と対応>

引き続き、事業を着実に実施していく必要がある。なお、DNA 関連業務は、27年度以降特許庁において実施される予定である。

中項目	2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	<p>新たなイノベーションを創出していくためには、研究成果の的確な権利化を推進する知的財産戦略が極めて重要であるから、研究開発機関等(大学、研究開発コンソーシアム、企業等)に対して、知的財産マネジメントに関する専門人材による支援及び知的財産情報の高度な活用が活発に行われるための環境整備を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が推進されることを目標とする。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27
			自己評価	—	—	—	A	
			最終評価	A	A	A		

小項目	<p>[知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務]</p> <p>(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p>
-----	--

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
知的財産プロデューサー等派遣事業費		403,404	421,516	466,153	545,993
	常勤職員	4	3	3	4
人員	統括知的財産プロデューサー	1	1	(※) 1	1
	海外知的財産プロデューサー	6	6	6	6

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。
(※) 統括広域大学知的財産アドバイザーが兼務。

<平成26年度計画>

①-1 研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略の策定を支援するために、知的財産プロデューサーを計26箇所以上の研究開発機関等に派遣することとし、研究開発プロジェクトの特徴や体制等を把握したうえでプロジェクトリーダーとの連携のもとで、研究開発での知的財産の戦略的・効果的な権利化と活用等の支援を行う。

- 全ての知的財産プロデューサーが参加する報告研修会での経験交流や特定課題に関する検討会を開催するとともに、派遣先研究開発機関等の実地調査を適宜実施して知的財産プロデューサーの派遣効果を検証し、本事業の成果を広く公開する等によって成果の活用を図る。

①-2 海外市場での事業化を見据えた戦略の策定を支援するために、6名以上の海外知的財産プロデューサーに加え、新たに海外知的財産プロデューサーの補佐も行う海外知的財産アドバイザーを配置することとし、企業、研究機関等からの要請に応じ、延べ180箇所以上の企業等に対し、海外事業における知的財産活用と知的財産リスクの低減等に係る戦略策定等の支援を行う。

<平成26年度の業務実績>

(A) 研究開発機関の知財戦略支援事業(知的財産プロデューサー派遣事業)

(概要)

① 本事業は、国等の大型研究開発資金が投入される産学官等研究開発プロジェクトの成果及び知的財産が円滑に産業化に繋がるよう、研究開発の早い段階から産業化の出口を見据えた知的財産の管理・権利化等を実現する知的財産戦略を構築・展開できるよう、専門家(知的財産プロデューサー。以下「知財PD」という)を研究開発機関等に派遣して支援するものであり、平成23年度から事業を開始した。

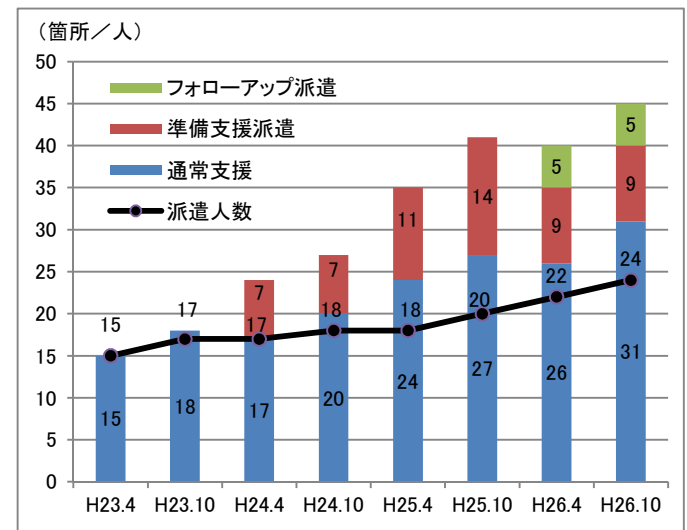
② 平成23年度は、研究開発資金を獲得した直後からプロジェクトを支援したが、有識者から構成される委員会での支援効果の検証を行った結果、「効果的な支援を行うためにはプロジェクトの準備段階からの支援が有効」とされ、平成24年度から準備支援を開始、平成25年度からはプロジェクト終了後のフォローアップ支援も開始した。

(研究開発プロジェクト支援に関する取組と普及活動)

① 平成26年度は、国等の大型研究開発資金が投入されている研究開発機関等(計45箇所)に、知財PD(総数24名)を派遣して各プロジェクトの研究開発成果の産業化の出口を見据えた知的財産戦略の策定と展開等を支援した。(図表A1参照)。

② 「知財PD派遣先の公募」に応募した研究開発機関の選定は、有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」の審議を経て決定した。なお、選定後は、研究開発資金の交付機関(NEDO、JST等)との協議も適宜実施した。

③ 情報・研修館に統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財PD」という)を配置し、知財PDの年間支援活動計画と月次報告書のチェック、計画達成度のチェック、派遣先の視察による関係者ヒアリング(計51回)等を行い、個々の知財PDの活動状況モニタリングと的確な研修指導等を実施し、知的財産PDの支援活動の質の向上を図った。



図表A1. 研究開発プロジェクトに対する知財PD支援状況の推移

- 各地の中小企業等のニーズに的確に応えられる体制構築を進めるために、各地の知財総合支援窓口、地域の中小企業支援機関、経済団体、金融機関等との連携を継続的に強化する。
- 海外事業において特に知的財産の高度な活用が成功の鍵と考えられる支援先に対し、派遣先の意向と実情を踏まえながら、具体的な課題の抽出と解決支援等の重点的な支援を強化する。
- 全国各地15箇所で開催する情報・研修館主催の海外知的財産活用講座、及び中小企業支援機関、経済団体、金融機関等が主催するセミナーや出前講義等の講師として、海外知的財産プロデューサーや海外知的財産アドバイザーを派遣し、海外事業を目指す企業の知的財産関連人材に対する啓発と研修の機会を提供する。
- 実際に海外進出した企業等の実情や課題を把握して今後の支援活動に活かすために海外現地調査を実施する。

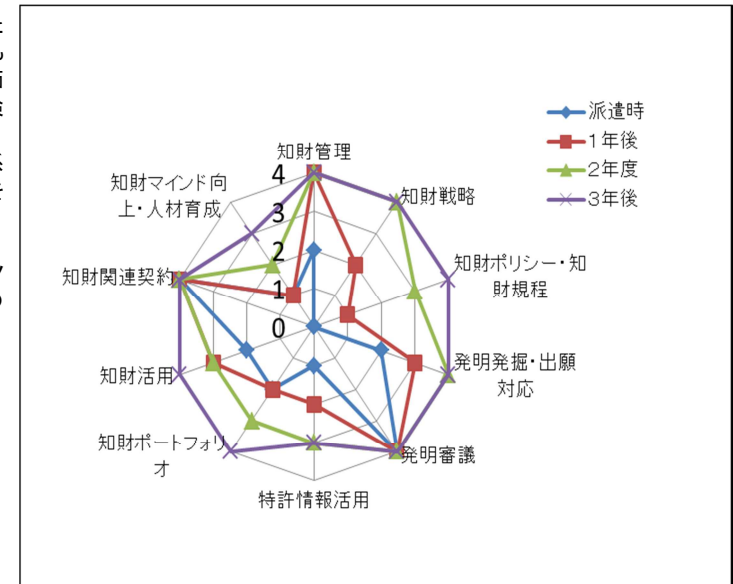
- ②-1 知的財産プロデューサー派遣事業においては、外部有識者から構成される委員会において、派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣支援の継続または中断等に関する審議等を行い、今後の事業改善に活用する。
- ②-2 海外知的財産プロデューサー及び海外知的財産アドバイザー派遣事業では、支援企業等に対するアンケート調査とヒヤリング調査等によって派遣効果を検証するとともに、外部の有識者からも意見を聴取し、今後の事業改善に活用する。

- ④ 知財 PD の支援の質を向上するため、「知財 PD 等連絡会議」を年4回開催し、各知財 PD に担当するプロジェクトの支援活動の概要、特筆すべき取組、現場における課題等を発表させて意見交換させ、知見の共有化を推進した(図表A2参照)。
- ⑤ 知財 PD の能力向上を目的とした外部有識者や専門家による講演と質疑応答から構成される研修会(研修テーマは、研究開発戦略、知的財産戦略及び事業戦略等に関するもの)を年4回開催し、知財 PD による支援の質の向上を図った(図表A2参照)。

図表A2. 知財 PD の支援活動の質を向上するための取組

		主な議題/テーマ	参加人数
連絡会議	第1回	・活動方針発表 ・プロジェクトの進行フェーズにおける支援事例集の作成	22名
	第2回	・平成26年度上期事業進捗報告 ・プロジェクトの進行フェーズにおける支援事例集の作成	22名
	第3回	・ナノテクノロジープラットフォーム事業紹介 ・公的研究における意匠制度の活用について	22名
	第4回	・大学における商標活用 ・活動事例報告	24名
研修会	第1回	・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の概要 ・知的財産戦略について	22名
	第2回	・ベンチャー企業における知財戦略について ・JSTプロジェクト発の特許出願・活用の傾向分析	22名
	第3回	・大学知財群活用プラットフォームの概要及び成果事例について	22名
	第4回	・「グローバル知財戦略フォーラム2015」に参加	24名

- ⑥ 知財 PD 派遣時から一定期間ごとに、知財 PD の活動による効果を評価するため、「知財 PD 活動評価表」を作成し、知財 PD に必要事項の記入を求めるとともに、統括知財 PD による記入内容確認を経て、有識者から構成される「選定・評価委員会」において審議・確認する評価システムを構築し、派遣効果の定量的な検証・評価を実施した(図表A3参照)。
- ⑦ 「知財 PD 活動事例集」を作成し、関係者(派遣先プロジェクトリーダー等)、関係機関(各省庁、研究開発資金交付機関等)に配布し、本事業の成果の活用促進を図った。
- ⑧ ただし、インターネット上での「知財 PD 活動事例集」の公開については、関係者、関係機関等からの意見聴取も参考に、理事長の最終的な決定「知財 PD の支援ノウハウの流出は現段階では国富の保護という観点から不相当であり、Web 上の公開は当分の間はすべきでない」に則って、開示は差し控えた。



図表A3. 知財 PD 派遣効果検証事例

(代表的な成果事例)

- ① 知財 PD による支援活動が生み出した、代表的な成果事例を**図表A4**に示す。

図表A4. 知財 PD の支援活動が生み出した代表的な成果事例

図表A4. 知財 PD の支援活動が生み出した代表的な成果事例	
事例1	ライセンスの契約の成立
	知的財産連絡会議の開催などを通じてプロジェクトに参画する知財担当・研究者の連携が強化され、知的財産を統一的に管理する方向付けをし、知財活用の一環として企業などへの知的財産紹介活動を通じて共同研究、及び、ライセンスに結びつけた。
事例2	事業計画の支援
	関連技術の特許調査を実施してパテントマップ解析と国内外における特許出願動向を分析し、関連技術に関する特許出願動向をマップ化するとともに、技術開発、製造及び計測サービスを軸にしたベンチャー設立を核とする事業計画を支援した。

(研究開発プロジェクトリーダーの反応、有識者委員会の評価結果)

- ① 派遣先プロジェクトのリーダーからは、以下のような評価をいただいている。代表例を**図表A5**に示す。

図表A5. 知財 PD の支援活動に対する派遣先の評価

図表A5. 知財 PD の支援活動に対する派遣先の評価	
事例1	知財PDの支援により、プロジェクト成果を外国出願も含めて特許出願ができ、その知的財産を基にした企業との共同研究が進行しつつある。また、共同出願もあり、プロジェクトの知財面での支援活動は順調に進んでいると考えている。
事例2	知財PDにより、新たな研究開発や企業の事業化に結び付けるための知財ポートフォリオを構築することができた。また、知財PDによる創出された重点研究の成果を核とした網羅的な特許ロードマップの策定、それに基づく出願・権利化等の知財マネジメント活動の確実な実践は高く評価できる。
事例3	知財PDの本来の業務は知財に係る戦略策定にあることから、知財活動のみにとどまらず、研究者の全体会議あるいは企画やワーキンググループの活動にも参加していただき、全体のアクティビティを把握していただいた。そのうえで、発明の審議やその前の特許抽出などを積極的に進めていただいた。その成果として、90件以上の発明届がなされ、知財PDの活動を高く評価している。
事例4	複数の大学・機関により世界への普及を目標とした研究開発が進められてきた。知財PDにより、複数の大学・機関の権利の保護、及び関係者の教育が出来たことは、非常に大きな成果であると評価する。

- ② 有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」を年5回開催し、知財 PD の派遣先選定、派遣効果の検証、派遣継続や中断の判断基準の改訂、知財 PD 活動に関する知財 PD ヒヤリング等を行った。また、計9プロジェクトに対する派遣継続可否判断を行った。

③ 「派遣先選定・評価委員会」は、平成26年度末で派遣開始から3年目を迎えるプロジェクトの評価を行った。その要点を図表A6に示す。

図表A6. 「派遣先選定・評価委員会」による知財 PD 支援活動評価

		総合評価
1	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトは、当初、プロジェクト参画企業による成果の自己実施を目的に研究開発が進められたことから、知的財産に対する意識が高くなかった。その後、展示会などでのプロジェクトの紹介に対して製造業者から事業化への興味が示されたことを契機とし、知財PDがプロジェクト成果の活用策としてノウハウと特許をパッケージにして第三者へライセンスするというビジネススキームを立案して、知的財産の重要性についての共通認識化を図るとともに、ライセンスに資する知的財産の創出・権利化に注力した点は評価できる。 また、知財PDが先行技術調査を行った結果を定期的に研究者に報告するとともに、特許制度に関する基礎的なセミナーの実施により、知的財産に対する意識の高揚を図った点も評価できる。</p>	活動取り組みがおおむね順調に進捗している
2	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトには、多数の機関が参画しており、プロジェクトで創出された知的財産は各機関の方針に基づき独自に管理され、各機関が連携して知財の取り扱いについて検討するような体制はなかったが、知財PDの派遣によって、知的財産連絡会議の開催などを通じてプロジェクトに参画する知財担当・研究者の連携が強化され、共同発明の取り扱い・特許出願基準・特許支援制度の有効活用など知的財産を統一的に管理する方向付けができた点は高く評価できる。 また、本プロジェクトは、解析データベースの公開に先立ち、データベースの利用規約などの整備・メンテナンス計画の立案など多面的な準備を進めてプロジェクト成果の有効活用を目指すとともに、知財活用の一環として企業などへの知的財産紹介活動を通じて共同研究、並びに、ライセンスに結びつけた点も高く評価できる。</p>	活動取り組みが順調に進捗している
3	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトは、事業化に向けて4種類の実証試験を行い、知財PDが事業化において実施が見込まれる知的財産の創出・知的財産の早期権利化に貢献した点は評価できる。 また、知財PDが自らの特許調査・特許分析評価に関する高いスキルを活かして、ベンチマーク企業を明確化するとともに研究の位置付けを評価することで、研究戦略立案・知財戦略立案を支援した点も評価できる。</p>	活動取り組みがおおむね順調に進捗している
4	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトには、プロジェクト採択の半年前から知財PDを派遣し、派遣した知財PDが技術研究組合設立準備委員会と緊密に連携して、知的財産権等取扱規約などの知財関連規程を制定し、プロジェクト内部に構築した情報共有システムの活用により知財関連規程情報の共有化を図ることで、知財管理体制を強化している点は高く評価できる。 また、本プロジェクトは、プロジェクトリーダーを委員長とする知財委員会を組成して知財管理・運用を推進し、知財PDが研究開発項目、事業化シナリオ、及び特許調査・分析・評価の結果に基づきロードマップ化された知財戦略を策定して、プロジェクト内で共有することで研究者による知財活動の活性化を図っている点も高く評価できる。</p>	活動取り組みが順調に進捗している
5	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトは、知財戦略の重要性を熟知したプロジェクトリーダーの下、派遣した知財PDの支援によって、発明届出・発明審議会運営規則などの各種知財関連規程を整備し、発明創出から特許出願までのフローを整備するとともに、知的財産セミナーの開催によりプロジェクトメンバーの知的財産に対する意識の高揚を図り、ブレーンストーミングによる発明発掘を積極的に推進することで、出願件数を着実に伸ばしている点は評価できる。 また、知財PDは、特許調査・特許マップ作成・特許分析評価の結果に基づき事業戦略立案・研究戦略立案・知財戦略立案・発明発掘を支援し、オープン&クローズ戦略に基づき会議を活用して技術・国際標準化と整合した知財活動を推進している点も評価できる。</p>	活動取り組みがおおむね順調に進捗している
6	<p>〔評価結果(コメント)〕: 本プロジェクトは、最終的な製品形態が確定しておらず、流動的な部分も多い状況において、開発要素技術ごとにプロジェクトをカバーする可能性があるバックグラウンドIP、及び第三者特許の調査と特許性・侵害性の評価を行い、調査及び評価結果を実務者会議や研究開発推進委員会を通じてプロジェクトメンバー全体で共有することで、プロジェクトの成果の活用を見据えた知的財産戦略の立案を可能にしている点は評価できる。 また、本プロジェクトは、知財PDと緊密に連携し、研究開発の進捗に合わせた知的財産マネジメントが実践されている。特に、学会発表予定の研究成果について事前の知的財産レビューを確実に実施して知的財産の創出・権利化に結びつけている点も評価できる。</p>	活動取り組みがおおむね順調に進捗している

(B) 海外展開を目指す中小・ベンチャー企業の支援事業(海外知的財産プロデューサーによる支援事業)

(概要)

- ① 本事業は、平成23年度から開始された事業であって、「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)においても、“中小・ベンチャー企業などの海外事業展開を支援するため、これら企業の海外での知的財産の権利化から権利行使までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制を拡充する”とされている。
- ② 情報・研修館では、平成23年度以来、企業等で海外事業における知的財産リスクの低減活動と事業利益の最大化等に関して深い経験をもつ海外知的財産プロデューサー(以下「海外知財PD」という)を6～7名採用し、中小・ベンチャー企業の支援にあたっている。

(普及啓発と個別企業支援に関する取組)

- ① 海外知財PD6名(4月～7月は7名)に加え、海外知財PDの補佐と普及啓発を主に担当する海外知的財産アドバイザー(以下「海外知財AD」という)を2名新たに配置することにより、中小・ベンチャー企業等に対する普及啓発と支援の体制を強化し、海外事業展開を目指す全国の中堅・中小企業等への普及啓発と支援を実施した(図表B1、B2参照)。

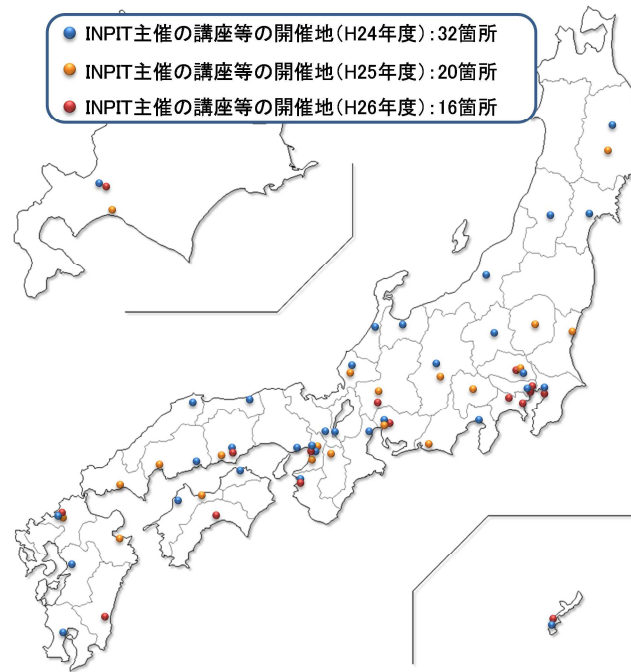
図表B1. 海外知財PDと海外知財ADによる中小・ベンチャー企業等に対する普及啓発活動の実施状況

事業内容	普及啓発活動の形態	実施回数	参加者数	備考
普及啓発活動	情報・研修館主催の海外知的財産講座の開催	2回	54人	海外知財ADによる講演等
	他機関・他団体等との共催によるセミナーの開催	14回	264人	海外知財ADによる講演等
	他機関・他団体のセミナーへの講師派遣	51回	2,525人	海外知財PDを講師派遣
小計				

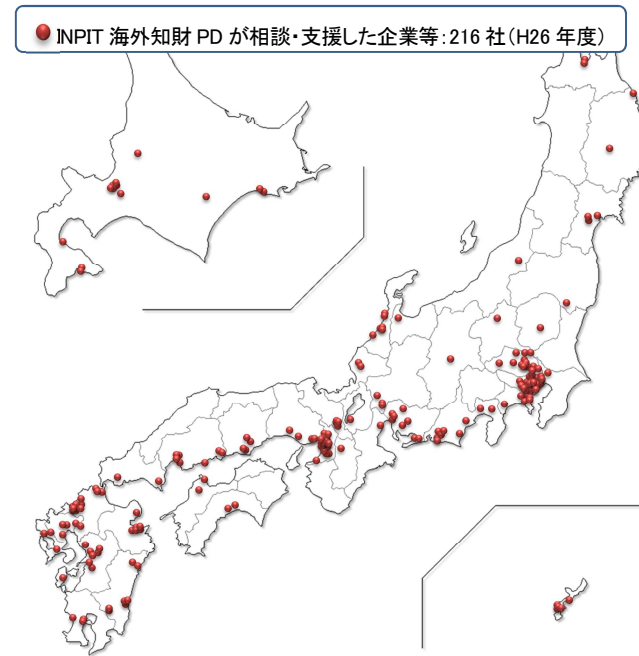
図表B2. 海外知財PDと海外知財ADによる個別の中小・ベンチャー企業等に対する支援活動の実施状況

事業内容	支援活動の分類	延べ支援回数	支援企業等の数	備考
個別企業等の支援活動	予備的な相談・支援(普及啓発セミナー等の後に実施した個別相談会での簡単な支援等を含む)	17回	29社	
	企業訪問による個別支援	321回	新規216社	必要に応じ、重点的な支援を実施
	前年度からの継続またはフォローアップ支援		25社	
小計			241社	

- ② 平成26年度の企業等への訪問等によって支援した企業等の数は241(年度目標値:180)となり、対年度目標比は134%であった。
- ③ 企業訪問による個別支援企業のうち、63社については複数回の訪問支援を実施するなど、継続的・重点的な支援を強化した。
- ④ 全国各地に設置されている知財総合支援窓口や自治体、金融機関等と連携したことにより、東京、愛知、大阪等の大都市圏だけでなく、全国各地で普及啓発活動と個別企業等支援活動を展開した(図表B3、B4を参照)。



図表B3. 情報・研修館主催の講座の開催地(中小機構との連携を含む)



図表B4. 支援企業(216社)の分布

- ⑤ 日本企業の進出の多い中国、近年日本企業の進出が盛んなベトナムの2か国について、我が国企業が海外展開した際の状況等に関する最新情報を収集するため、海外知財 AD が現地調査し、収集した情報は、海外知財 PD と海外知財 AD が共有し、その後の支援活動等に活かした。

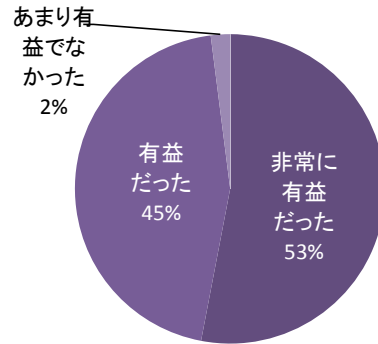
(代表的な成果事例)

- ① 海外知財 PD による支援を受けた中小・ベンチャー企業等の企業数(平成23～26年度の合計)は706社となり、平成26年度の海外知財 PD の支援活動では、
- (ア) 事業責任者に対して、外国企業との契約の進め方、契約内容について、きめ細かいアドバイスを受けた結果、韓国、ドイツ企業との契約を有利に展開することができた。
 - (イ) 事前調査の重要性を理解するようになり、自らIPDLを使つての商標検索を行った結果、自社で使用予定のマークが他者の権利侵害の恐れがあることを事前に発見することができた。
 - (ウ) 従来、知財や契約についての管理が事業部ごとにばらばらであったところ、海外展開に当たっては総合的な知財戦略が重要であるという認識から本社で一元管理するための組織体制を構築することができた。
- などの効果的な支援事例があった。

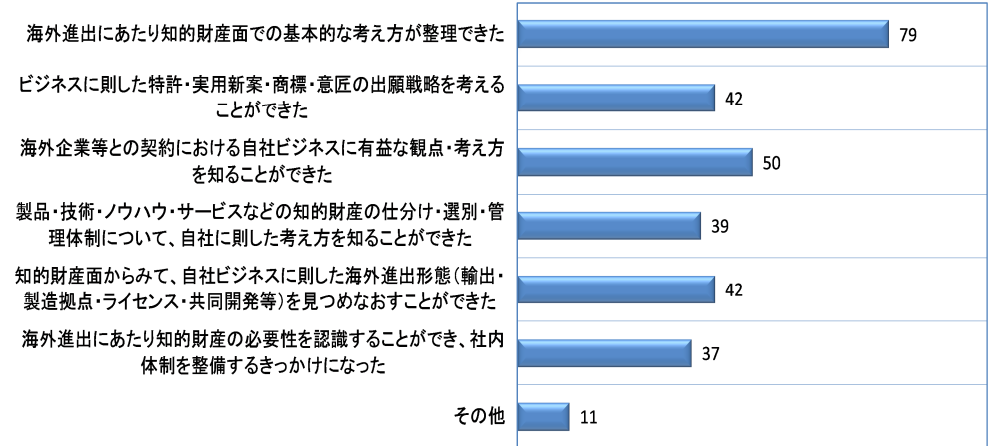
(企業等のアンケート結果、有識者からのコメント)

① 海外知財 PD が支援した企業等に対してアンケート調査を行ったところ、「大変有益だった」が53%、「有益だった」が45%、両者を合わせると98%の企業等が海外知財 PD の支援に満足しているとの結果を得た(図表 B5参照)。

Q1-1:海外PD・ADによる支援は、有益でしたか?



Q1-2:「非常に有益だった」「有益だった」と回答された方、どのような点で有益でしたか?(複数回答可)



図表 B5. 支援先企業に対するアンケート調査結果(左図は支援の有益性に係る統計データ、右図は何が有益だったかに関する回答)

② 本事業について、中小・ベンチャー企業等の海外展開に詳しい有識者7名にヒヤリングを行ったところ、全般的に、本事業について中小・ベンチャー企業の海外展開の支援策として極めて有効であるとの評価を得たほか、今後の課題等について、以下のようなコメントがあり、平成27年度以降の本事業に活かしていくこととした。

(ア) 「海外展開マニュアル」のようなものを作るべき。今までの支援データを分析してみればマニュアルに載せられそうな情報が得られるのではないか。

(イ) 海外への同行支援も実施してはどうか。

(ウ) 他機関との連携は必要性が高い。海外知財PDの知名度を上げるために、中小機構や地方自治体と連携してのセミナーなどを実施していくべき。

(エ) 利用者側からすると、1回支援に来てもらった後で、次の支援をお願いするタイミングが難しい。わざわざ来てもらうのも申し訳ないという気持ちもある。

<特筆すべき取組または成果>

(A) 研究開発機関の知財戦略支援事業(知的財産プロデューサー派遣事業)

- ① 知財 PD を「26箇所の研究開発機関等に派遣する」とした年度計画を大きく上回る45箇所に派遣した。
- ② 事業計画策定の支援、ライセンス契約締結の支援等知財 PD の支援活動は、図表 A5 で示したとおり、様々なタイプのプロジェクトの派遣先から高い評価を得ている。
- ③ 外部有識者により構成される「派遣先選定・評価委員会」において、平成26年度末で派遣開始から3年目を迎える6つのプロジェクトについて派遣効果の評価を行い、評価対象全てのプロジェクトにおいて「活動取り組みが順調に進捗している」「活動取り組みがおおむね順調に進捗している」との評価を得た。

	<p>(B) 海外展開を目指す中小・ベンチャー企業の支援事業(海外知的財産プロデューサーによる支援事業)</p> <p>④ 企業等への訪問等による直接支援企業数は、目標が180社であったのに対し、241社に達し、目標を大きく上回った。今年度の成果(直接支援)としては、外国企業と有利な形でのライセンス契約を締結、外国企業の権利の侵害未然防止、社内の知財体制構築など、多くの特筆すべき成果があげられた。また、支援先企業へのアンケートでは98%が有益であったと回答しており、非常に高い満足度が得られている。</p> <p>⑤ 有識者ヒヤリングを行った結果、自社に来てもらうのは申し訳ないので、もっと気軽に相談できる機会が欲しいというニーズがあることがわかり、新たに海外知財PDによる相談会を大阪、福岡、札幌の3箇所で開催した。この結果、知財リスクについて具体的に認識していない企業等に対しても気づきを与え、継続的な支援に繋げることができた。</p> <p>⑥ 企業支援における連携実績も、中小機構19回(25年度18回)、経済産業局13回(25年度は6回)、地方自治体11回(25年度は4回)と、大幅に増加している。</p>	
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度目標で掲げる取組は、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 知財 PD 派遣事業においては、中期目標・年度計画で掲げる数値目標を達成したばかりでなく、知財 PD を「26箇所の研究開発機関等に派遣する」とした年度計画を大きく上回る45箇所に派遣した。 海外知財 PD 事業においては、企業支援件数は年度目標の180社を大きく上回った。また、講座の開催件数は16回(年度目標は15回)、海外知財 PD の人数も6名以上を確保した。</p> <p>③ 知財 PD 派遣事業においては、様々なタイプのプロジェクトの派遣先から高い評価を得ており、また派遣先選定・評価委員会において評価を行った全てのプロジェクトについて「活動取り組みが順調に進捗している」「活動取り組みがおおむね順調に進捗している」との評価を得た。 海外知財 PD 事業においては、企業支援件数が年度目標を大きく上回ったのみならず、他機関と的確な連携を図りながら、多くの効果的な支援事例を生み出した。さらに、支援先へのアンケート結果も98%が有益だったと回答するなど、極めて評価が高い。</p> <p>④ 知財 PD 派遣事業においては、新たに特定の専門分野(契約関係等)に精通した人材を確保する等、より高度できめ細やかな支援が可能になるよう体制を強化した。 海外知財 PD 事業においては、全国3カ所で海外知財 PD による相談会を開催した。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、研究開発プロジェクトに対する知財 PD の支援活動及び中小・ベンチャー企業等に対する海外知財 PD の支援活動は、ともに支援を受けた者から非常に高い評価を受けたこと、他機関と的確な連携を図りながら、数多くの Good Practice を生み出したこと、さらに有識者から構成される委員会あるいは有識者ヒヤリングによって両事業とも高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>両事業とも、他の機関とよりの確な連携を図りながら、支援の質の向上を図り、他の模範となるようなより多くの Good Practice を生み出していくことが必要となっている。</p>	

小項目 (2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
知的財産プロデューサー等派遣事業費 (再掲)		403,404	421,516	466,153	545,993
人員	常勤職員	2	2	2	2
	統括広域大学知的財産アドバイザー	1	1	1	1

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

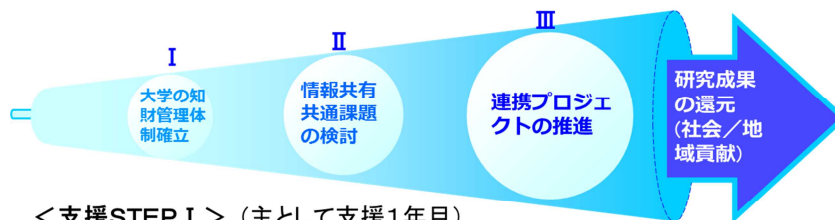
- ① 複数大学等から構成されるネットワークを活用して知的財産管理体制や知的財産活用体制の構築を行うとする大学等に対し、広域大学知的財産アドバイザーを派遣して体制整備と人材育成等を支援する。原則3年以内の広域大学知的財産アドバイザー派遣の終了後は、自立的に知的財産の活用に係る取り組みができることを目指す。

<平成26年度の業務実績>

知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大事業(広域大学知的財産アドバイザー派遣)

(概要)

- ① 本事業は、知財戦略に取り組む大学のすそ野拡大を図るため、複数大学からなる広域ネットワークに対し、専門家(広域大学知的財産アドバイザー。以下「大学知財AD」という)を派遣し、適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりと人材育成等を支援するものであり、平成23年度から事業を開始した。
- ② 本事業の公募に則して応募できる大学ネットワークは、幹事校1大学と2大学以上の複数大学(計3大学以上)で構成されている必要がある。支援を受けるネットワークは、[ステップⅠ]大学の知財管理体制の確立、[ステップⅡ]情報共有と共通課題の検討、[ステップⅢ]連携プロジェクトの推進という標準的なステップを踏み、3年間の支援を受けることができる(図表2参照)。派遣決定は有識者から構成される「派遣選定・評価委員会」の審査を経て決定される。
- ③ 大学知財ADは、幹事校に常駐して支援する。また、平成25年度から、多くの大学等からの要望に応え、ネットワーク活動の準備を進めている段階で困難に直面している大学ネットワークに対する「準備派遣制度」を「派遣選定・評価委員会」における審議を経て創設した。
- なお、3年の支援期間を終えて支援を終了したネットワークに対するフォローアップ支援(年に数回程度の支援)も「派遣選定・評価委員会」の審査によって決定している。



<支援STEP I> (主として支援1年目)

- ・ネットワーク内の大学の**知的財産管理体制確立**
- (例) ネットワーク内加入校の知的財産管理体制、知的財産規程類を整備、知的財産の普及・啓発

<支援STEP II> (主として支援2年目)

- ・知財に係る有益な**情報を共有化**
- (例) ネットワーク内加入校の知的財産規程類・契約書雛形の共有化により管理体制構築の加速
- ・共通課題を抽出し、**課題解決策を提示**
- (例) 各校の知的財産管理・活用に適した雛形・方法を提示(契約実務・シーズ発表等)

<支援STEP III> (主として支援3年目)

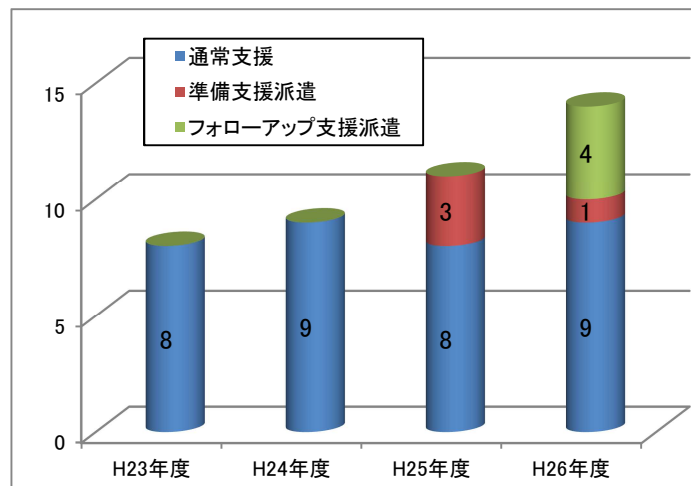
- ・ネットワーク内**連携プロジェクトの提案**
- (例) 各校のそれぞれの強みである研究分野を活かした、異分野融合による連携プロジェクト等を提案

図表2. 支援ステップ

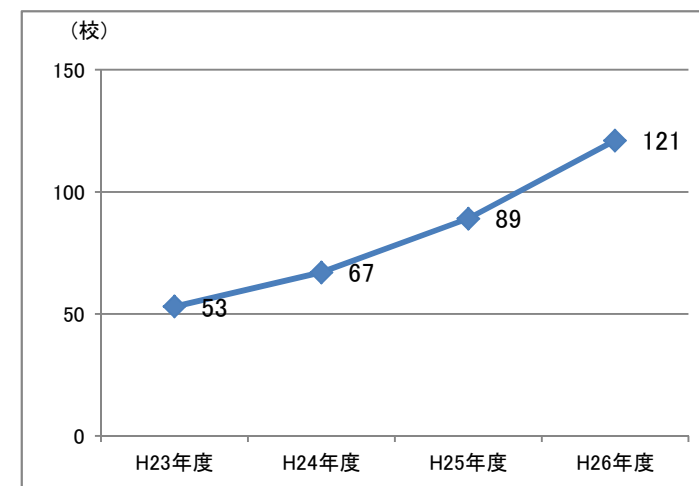
- 平成26年度は広域大学知的財産アドバイザーを7箇所以上のネットワーク等に派遣する。

(大学における知的財産制度・体制の構築、人材育成等の支援に関する取組と普及活動)

- ① 平成26年度においても、大学ネットワークに対する大学知財AD派遣支援の採否、過年度採択ネットワークに対する継続派遣支援の採否は、有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」の審査によって決定し、通常支援としては、全国9箇所の広域大学ネットワークに8名の大学知財ADを派遣して支援を行った(図表3、図表4参照)。



図表3. 大学知財ADが支援した広域大学ネットワーク数の推移



図表4. 大学知財ADが支援した大学数(幹事大学と参加大学の総数)

- ② 情報・研修館に統括広域大学知的財産アドバイザー(以下「統括大学知財AD」という)を配置し、大学知財ADの年間支援活動計画と月次報告書のチェック、計画達成度のチェック、派遣先大学の視察による関係者ヒアリング(計47回)等を行い、個々の大学知財ADの活動状況モニタリングと的確な研修指導等を実施し、大学知財ADの支援活動の質の向上を図った。
- ③ 大学知財ADを派遣した大学の中には、規程類の一部は整備しているということだったが、精査してみると整備されている規程類も改定が必要であることが判明する場合が多く、規程類の再整備から始める必要がある大学が多い。したがって、規程類が未整備の大学だけでなく、整備されているとされる大学においても、
【規程案または改定案の作成】→【説明資料作成】→【説明会開催】→【規程決定】
に至る全ての段階で、大学知財ADによる踏み込んだ支援と助言が不可欠であり、規程類の整備又は改定までに1年以上を要する大学も多かった(図表5参照)。

図表5. 支援開始時と支援終了時の規程整備の状況例(K大学の場合)

	規程類の名称	支援開始時の状況	支援終了時の状況
1	産学官連携ポリシー	なし	制定
2	知的財産ポリシー	なし	制定
3	発明等取扱規則	要改定	改定
4	成果有体物取扱規則	なし	制定
5	利益相反ポリシー	要改定	改定
6	利益相反マネジメント規則	要改定	改定
7	受託研究取扱規則	要改定	改定
8	共同研究取扱規則	要改定	改定

- ④ 複数の美術・デザイン系大学ネットワークにおいては、デザインやコンテンツの権利化・保護・活用の観点が特に重要となるため、特許庁意匠課からの協力も適時得ながら、支援先大学の教職員・学生の特性に則した啓発セミナー・勉強会等の開催、意匠権や著作権に関する取扱い規程等の整備等、大学の特性に合致する支援を推進した(図表6参照)。

図表6. デザイン系大学ネットワークにおける支援内容の例

例1	学生研究成果(卒業作品)の製品化に向けて大学と特定非営利活動法人とが連携プロジェクトを進めることとなり、その覚書の調印に対する支援を実施
例2	大学で開催されたファッションショーに関連した知的財産問題等に対するアドバイスを実施
例3	美術/デザイン系大学に特有の課題を検討し、知的財産関連ポリシー及び知的財産関連規程のネットワーク案の作成を支援

- ⑤ 様々な分野、様々な歴史と将来構想をもつ大学において、当該大学に適した知財管理システムの構築・確立、さらには連携プロジェクトの創出といった一連の支援を効果的かつ円滑に実施するには、個々の大学知財ADが派遣先ネットワークの支援活動で体験した事象、支援活動を通じて獲得した知見等を共有することが有効となるため、「連絡会議」(年4回)と「研修会」(年4回)を開催し、大学知財ADによる支援内容の質を向上する取組を実施した(図表7参照)。
- ⑥ 大学知財AD派遣時から一定期間ごとに、大学知財ADの支援活動による成果等を評価するため、「大学知財AD活動評価表」を作成し、大学知財ADに必要事項の記入を求めると同時に、統括大学知財ADによる記入内容確認を経て、有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」において審議・確認する評価システムを構築し、派遣効果の定量的な検証・評価を実施した。
- ⑦ 大学知財AD派遣事業の成果事例、支援ノウハウ等を取りまとめることとし、統括大学知財ADの指揮のもとにワーキンググループを設置し、3つの成果事例集を作成し、本事業で派遣支援を受けている大学だけでなく、知的財産の取組が弱いまたは関心が低い大学等に配布して、本事業の成果活用を促した。

図表7. 大学知財 AD の支援活動の質を向上するための取組

		主な議題/テーマ	参加人数
連絡会議	第1回	・活動方針発表 ・各ワーキンググループの今後の進め方	8名
	第2回	・平成26年度上期事業進捗報告 ・ JST 特許主任調査員との連携について	8名
	第3回	・ナノテクノロジープラットフォーム事業紹介 ・公的研究における意匠制度の活用について	8名
	第4回	・大学における商標活用 ・活動事例報告	8名
研修会	第1回	・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の概要 ・知的財産戦略について	8名
	第2回	・ベンチャー企業における知財戦略について ・JST プロジェクト発の特許出願・活用の傾向分析	8名
	第3回	・大学知財群活用プラットフォームの概要及び成果事例について	8名
	第4回	・「グローバル知財戦略フォーラム2015」に参加	8名

(特徴的な事例)

- ① 大学知財 AD のネットワークでの活動では、各支援ステップの中で、次に記載の特徴的な事例を生み出した(図表8参照)。

図表8. 大学知財 AD の支援活動が生み出した特徴的な事例

ステップ I	
事例1	加入校の教職員・事務職員啓発用の「知財通信」を加入校の知財担当者が大学知財ADの監修の下で作成し、各加入校内に配信し、教職員の知財認識を高めた。
事例2	複数の遠隔地の加入校の知財担当者の実務教育を定期的に行うことにより、知財担当者の知財スキルアップを図った
ステップ II	
事例3	美術・デザイン系大学の社会連携において、学生の創作物が核となることに留意し、学生知財保護のガイドラインを検討し、大学経営層への指針の骨格を立案した。
事例4	映画(DVD・プロジェクションマッピング・CG・音楽等)の創作における委託者と大学との権利関係について課題を抽出し、加入校教職員間で検討すべき観点を明らかにした。
ステップ III	
事例5	ポートフォリオ分析ワーキンググループを編成し、加入校3校の特許出願(単独)のカテゴリー別集約化を図り、評価を行った上で技術移転に向けた準備を行った。
事例6	連携プロジェクト創出に向けたワーキンググループを編成し、加入校間での連携希望テーマ28件を相互開示し、マッチングが成立した14件について、共同研究・競争的研究資金獲得へのステップに進んだ。
事例7	知財活用ワーキンググループにおいて加入校間のシーズ・ニーズのマッチングを行い、これに基づき加入校の2校が動物医療分野での競争的研究資金を獲得した。
事例8	ネットワーク主催によるJST新技術説明会を3年連続で開催し、相当数の技術面談を行い、数件共同研究契約又はライセンス契約の締結に至った。

- ② 大学知財ADによる支援終了後のネットワーク自立化を見据えた活動を行った結果、以下のような、自立的な活動が行われた(図表9参照)。

図表9. 派遣支援終了後に自立的に活動を進めているネットワーク

	自立的な活動
事例1	事務系ワーキンググループと活用系ワーキンググループの自立的運営
事例2	関西私立大学知的財産連絡協議会との合同研修会の開催
事例3	JST 新技術説明会での継続的開示
事例4	教材等の知財活用事例を多数創出

- 外部有識者から構成される委員会において、派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣支援の継続または中断等に関する審議等を行い、今後の事業改善に活用する。

(派遣支援大学の代表者の反応、有識者委員会による大学知財AD事業の評価)

- ① 大学知財ADの派遣を受けた大学からは、以下のような評価をいただいている。代表例を図表10に示す。

図表10. 大学知財 AD の支援活動に対する派遣先の評価

事例1	活用系ワーキンググループではいくつかの試行を経て、現在はネットワーク内での知財共同創出という新たなチャレンジに取り組んでおり、大学間で研究者/研究テーマのマッチングが進められている。ワーキンググループ活動を中心に、本ネットワーク活動が自立的に進化していることを実感しており、本事業により「一歩進んだ地域連携」が実現しつつあることに、改めて感謝する。
事例2	3年間にわたる大学知財 AD の支援を受けて、各加入校の知的財産管理体制の構築はほぼ完了し、担当者の専門知識及び実務能力は着実に向上し、ネットワーク活動を通じて担当者間の人脈が構築され、加入校間の交流が盛んになった。これらの成果は、各加入校の学長等幹部及び担当者の意欲的な取り組みやネットワーク活動への積極的な参加があったと言える、豊富な専門知識と実務経験を有する大学知財 AD の適切かつ効果的な支援(指導・助言等)があればこそ成し得たものと考えている。

- ② 外部有識者により構成される「派遣先選定・評価委員会」において、平成26年度末で派遣開始から3年目を迎える美術・デザイン系大学ネットワークについて派遣効果の評価を行ったところ、図表11のとおりであった。

図表11. 「派遣先選定・評価委員会」による大学知財 AD 支援活動評価

		総合評価
1	<p>〔評価結果(コメント)〕:</p> <p>本ネットワークは、これまで知的財産の視点から省みられることのなかった美術・デザイン系大学を中心として構成されたネットワークである。派遣した大学知財ADは、美術・デザイン系大学における社会連携活動が、知的財産としての価値を有する学生創作物を介して推進される実態を踏まえ、学生により創出された知的財産の適正な管理、大手企業・地元中小企業・地方公共団体等との公正・妥当な契約関係等の側面から加入校各校に共通な課題を抽出した。その上で、大学の経営層、教員、実務担当職員の各層に対し意識啓発を行い、各加入校の知的財産管理・運用体制を確立した。具体的社会連携事例に関する契約雛形も整備した。これらの取組は、高く評価できる。</p> <p>今後は、美術・デザイン系大学が小規模で単科大学が多いという特性を考慮し、これまでの取組成果の加入校以外の美術・デザイン系大学への波及のための取組を期待したい。また、支援終了後のネットワーク自立に向けた取組を期待したい。</p>	活動取り組みが順調に進捗している

<特筆すべき取組または成果>

- ① 大学知財ADを「7箇所以上のネットワークに派遣する」とした年度計画を大きく上回る14箇所に派遣した。
- ② 大学知財 AD の支援活動は、図表8で示した事例を生みだし、図表10で示したとおり、派遣先から高い評価を得ている。
- ③ 外部有識者により構成される「派遣先選定・評価委員会」において、平成26年度末で派遣開始から3年目を迎える美術・デザイン系大学ネットワークについて派遣効果の評価を行い、「活動取り組みが順調に進捗している」との評価を得た。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>①中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>②大学知財ADを「7箇所以上のネットワークに派遣する」とした年度計画を大きく上回る14箇所に派遣した。</p> <p>③派遣先から高い評価を得ており、また派遣先選定・評価委員会において評価を行ったネットワークについては、「活動取り組みが順調に進捗している」との評価を得た。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理 由</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、派遣先から高い評価を得ていること、有識者から構成される委員会において高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>より多くの Good Practice を生み出すことにより、本事業の成果の他の大学等での活用を促すとともに、支援終了後のネットワークの自立的な活動につなげていくことが必要になっている。</p>	

小項目 (3) 知的財産情報活用のための環境整備

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
開放特許情報等提供事業費		195,006	65,434	49,945	46,514
人員	常勤職員	2	2	2	2
国際知財活用フォーラム開催事業費		42,268	14,079	13,473	37,844
人員	常勤職員	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- ① 開放特許情報データベース、リサーチツール特許データベースへの企業、大学・TLO等からの新規登録を促進する活動を継続する。

<平成26年度の業務実績>

(A) 開放特許情報及びリサーチツール特許データベース事業

(概要)

- ① 情報・研修館では、企業や大学等が保有する特許のうち、中小企業者等へのライセンス等が可能な特許をデータベースに登録し、利用者が容易に検索して権利者とコンタクトできる情報提供インフラとして、「開放特許情報及びリサーチツール特許データベース」のシステムを管理・運用している。
- ② 本システムの活用を促進するため、情報・研修館では、企業等に対して本データベースに開放特許等の新規登録を促す活動、本システムを活用する利用者への情報提供活動等を行っている。

(新規データ登録等の取組)

- ① 企業、公的研究機関、大学・TLO等の101機関を訪問し、開放特許情報等データベースの紹介とライセンス情報の新規・追加登録の促進活動を行い、平成26年度は2,527件の新規登録があった(対前年度比91.8%) (図表A1参照)。
- ② 企業訪問ヒヤリング結果を総括したところ、データ登録を断わる企業の多くは知財戦略上の判断によるものと推測された。

(利用促進に関する取組と利用状況)

- ① 自治体が配置する特許流通コーディネーター等への情報提供、コーディネーター間の情報交換とネットワーク形成を促進するため、自治体コーディネーター連絡会議を主催した。
- ② 開放特許情報データベースの紹介パンフレットを全国各地の知財総合支援窓口等を通じて頒布し、同データベースの利用促進を図った。また、SNS等のIT環境を活用した広報活動、利用者拡大活動の取組を行った。
- ③ これらの活用促進に関する取組を進めたにもかかわらず、開放特許情報データベースの利用アクセス件数には大きな伸びはなく、平成26年度の総アクセス件数は288,628件に留まった(図表A1参照)。

図表A1. 開放特許情報等データベースのライセンス情報登録数及びアクセス件数

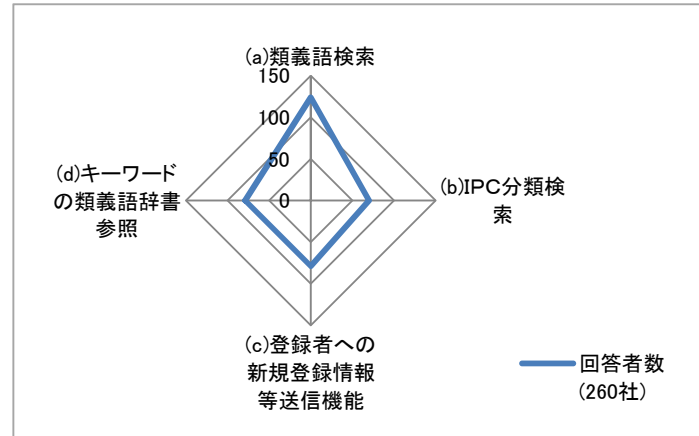
H25年度			H26年度			H26年度末
新規登録件数	権利消滅件数	総アクセス件数	新規登録件数	権利消滅件数	総アクセス件数	総登録件数
2,753件	6,567件	321,069件	2,527件	4,287件	288,628件	34,937件

(利用者等に対するアンケート調査の実施と分析)

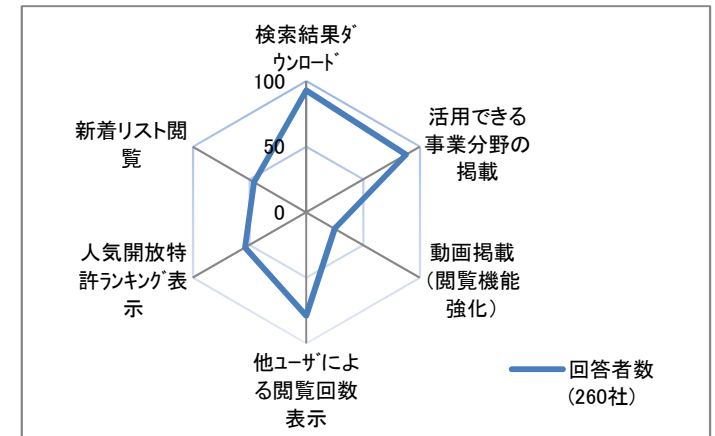
- ① 平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」2014改訂において、“大学や企業が保有する特許の取引を活性化し、中小企業等による活用・事業化を促進するための機能を強化することを検討する”とされたことを踏まえ、情報・研修館では、開放特許情報データベースの利用を促進のための方策等を検討するため、平成26年7～9月に、館内検討会(理事長、本事業の担当部長、担当責任者等がメンバー；委託事業者も適宜オブザーバー参加)を複数回開催し、

(ア) 利用者にとって使い勝手がよいシステムのあり方
 (イ) コストパフォーマンスが高く、ユーザビリティに優れたシステム実現に向けた改善方策
 (ウ) 新規登録を一層促進するための方策
 等について検討し、システム改善の基本方針を暫定的に定めると同時に、具体的な改善措置等については、利用者アンケート調査等を実施してユーザーニーズを把握することとした。

- ② 上記の検討結果を踏まえて、平成26年度に実施した利用者アンケート結果の要点は以下のようであった(図表A2、図表A3参照)。
 (ア) 本データベースの利用者のうち、技術移転(特許ライセンスを含む)の契約に至った割合は、約4%である。
 (イ) 本データベースに特許情報を登録している者の78.5%からは、「利用者からのアクセスがなかった」との回答があった。
 (ウ) 開放特許情報データベースの利用者は、現行システムに対し様々な改善要望をもっている。
 ③ 情報・研修館としては、アンケート結果を活用して開放特許情報データベースの利用が一層促進されるよう、平成27年度予算を確保し、順次実現を図ることとした。



図表A2. 検索機能の充実



図表A3. その他の機能の充実

・全国各地の自治体が配置しているコーディネーターへの情報提供、情報交換、ネットワーク形成を目的とする会議を開催する。

(自治体特許流通コーディネーター及び自治体担当者のネットワーク形成)

- ① 自治体特許流通コーディネーター等が、情報提供、情報交換及びネットワーク形成が行える機会として、「自治体特許流通コーディネーター等連絡会議」を平成26年12月8日、9日(2日間)に開催し、51名の参加があった(図表A4参照)。
 ② なお、参加者に会議内容についてのアンケート調査を行ったところ、「非常に役に立つ」、「役に立つ」の合計が87.1%となり、高評価を得た。

図表A4. 自治体特許流通コーディネーター等連絡会議内容

研修内容	グループ討議
<ul style="list-style-type: none"> ・開放特許情報データベースの紹介 ・オープン&クローズ戦略と技術取引・知財取引の活性化 ・自治体での知財マッチング実施状況及び知財活用の取組事例紹介 ・特許流通に関する法規・契約関係に関する基礎知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体特許流通コーディネーターの効果的な活動方法についての紹介 ・自治体の知財活用の取組み事例の現状について

- ② 国内外における知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる人材のネットワーク形成等の機会として、平成27年1月を目途に大規模フォーラムを開催する。

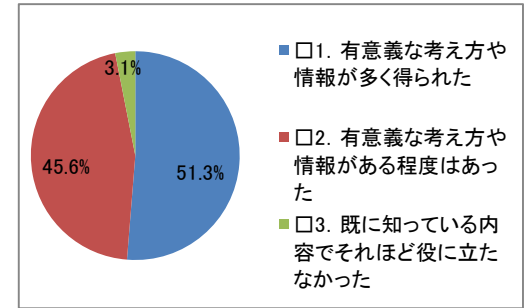
(B) 大規模フォーラムの開催による最新情報提供とネットワーク構築支援事業

情報・研修館では、第三期中期計画に基づき、国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会として、毎年、大規模フォーラムを開催してきたところであるが、本年度は、平成27年1月26日、27日の2日間に渡って、「明日のグローバル知財活用戦略を考える」を副題に、グローバル化の中で海外展開を目指す我が国企業の事業戦略と、それを支える知的財産戦略、産学官連携及び人材育成の在り方について、有識者が講演及び議論する場として開催した。

特に、本年度は、特許庁と情報・研修館の共催で開催し、海外の特許庁による講演等、昨年度までには見られない新たな企画を実現することで、国際的に知的財産を活用していく上で必要な事項を総合的に網羅するフォーラムに拡張した。

海外の特許庁による講演では、外国特許庁の特許情報普及施策や特許情報提供サービスの紹介が行われ、三極・五庁の取組を紹介するブースやパネル展示と合わせ、国内外における知的財産情報の交換が活発になされた。

フォーラムの講演内容に対する参加者の満足度は97%となり、高評価を得た(図表B1参照)。



図表B1. 講演内容の満足度

<特筆すべき取組または成果>

(A) 開放特許情報及びリサーチツール特許データベース事業

「日本再興戦略」2014改訂(平成26年6月24日閣議決定)の方針を受け、直ちに開放特許情報データベースの利用促進を図るために館内検討会での検討を重ね、検討結果に基づき、同データベースの登録者、検索・閲覧して活用を目指す利用者に対し、アンケート調査を実施し、課題等の整理と今後の利用促進の具体策を絞り込んだ。さらに、サービス水準の向上を段階的に実施するため、平成27年度の予算確保を図った。

(B) 大規模フォーラムの開催による最新情報提供とネットワーク構築支援事業

国際的な知的財産の活用がますます重要になっていることに鑑み、従来から開催してきたフォーラムを「グローバル知財戦略フォーラム」と改題し、特許庁と情報・研修館の共催で2日間開催とした。その結果、1,567名(1日目:1,057名、2日目:510名)が参加し、昨年度の参加者(937名)を大きく上回り、参加者からフォーラムの内容に従前以上の高い評価を得た。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 大規模フォーラムを特許庁と情報・研修館の共催で2日間開催とした結果、昨年度の参加者を大きく上回り、参加者からの講演内容に対する満足度は97%と高評価を得た。
- ③ 開放特許情報等データベースの利用促進に向けた課題等の整理と今後の利用促進具体策を絞り込み、段階的な実現に向けた取組を実施した。

自己評価	理由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、大規模フォーラムを特許庁と共催で2日間に拡張し開催したこと、昨年度を上回る参加者数と高い参加者の満足度が得られたこと、開放特許情報等データベースの課題等の整理と今後の利用促進具体策を絞り込み、段階的な実現に向けた取組を実施したこと等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>

引き続き確実に事業を実施するとともに、開放特許データベースについては、利用促進具体策を着実に進めていく必要がある。

中項目	3. 知的財産関連人材の育成	<p>知的財産に関連する行政の円滑な実施及び知的財産関連人材の充実を図るため、特許庁が有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供すること等を通じて、知的財産立国の担い手である知的財産関連人材の育成を推進する。</p> <p>なお、審査官・審判官等特許庁職員に対する研修及び民間企業等の知的財産人材の育成のための研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき業務の実施主体を含め抜本的見直しに向けた検討を行うことを踏まえ、見直しまでの間については、引き続き情報・研修館において着実に各種研修業務を実施することとする。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27
			自己評価	—	—	—	A	
			最終評価	B	A	A		

小項目 (1) 特許庁職員に対する研修

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
特許庁職員に対する研修費		121,035	127,806	128,279	141,066
人員	常勤職員	8	8	8	8

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

① 特許庁研修基本方針と別紙1の平成26年度研修計画等に則って、効果的かつ効率的に研修を実施するための研修実施要領を定め、以下の点を踏まえつつ着実に研修を実施する。

<平成26年度の業務実績>

(概要)

① 特許庁の審査官、審判官及び審判書記官に関しては、特許法施行令により、それぞれの資格を有する者は、「独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程を修了したものとす」とされている。

② 特許庁は平成25年度末に長期目標であったFA11(審査のFA: First Actionを11カ月以内とする)を達成し、新たに「世界最速・最高品質の審査」(平成26年6月24日閣議決定)の実現を掲げている。

③ 情報・研修館は、特許庁職員に対する研修と調査業務実施者の育成研修の着実な実施によってFA11の達成に貢献したが、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献するため、「審査系職員研修」、「国際化への対応能力向上のための研修」、「行政ニーズ変化への感応度向上のための研修」等を一層充実していくことが求められている。

(研修の着実な実施)

① 情報・研修館は、特許庁が定めた「平成26年度研修計画」に則り、「平成26年度研修実施要領」を研修毎に定め、特許庁職員に対する研修を確実に実施した(図表2参照)。

② 情報・研修館は、特許庁が受講を指定する者及び受講を希望する者の全員を受け入れるとともに、研修内容の充実、教室の確保、研修講師の手配、受講者の登録、教材の準備、出席管理、成績管理及び修了認定等の業務を確実に遂行した。

図表2. 平成26年度の特許庁職員に対する研修の実施状況

大分類	コース数	開講時間数(時間)	受講生数(人)	
			H26年度	H25年度
1. 審査系職員研修	9	598	459	438
2. 審判系職員研修	3	48	123	99
3. 事務系職員研修	9	377	99	88
4. 管理者研修	2	53	156	144
5. メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修	7	20	235	317
6. 国際化への対応能力向上のための研修(語学、国際業務等)	11	2,255	420	399
7. 情報化への対応能力向上のための研修	24	316	24	25
8. 法的専門能力向上のための研修	6	68	57	77
9. 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修	①専門研修	—	3,574	3,516
	②派遣研修	—	1,066	1,189
	③現場実習	—	892	722
合計			7,115	7,014

- ・ グローバル時代に対応するための語学研修の充実
- ・ 審査・審判の品質向上を図るための各階層別研修における科目の充実や技術研修等のさらなる充実

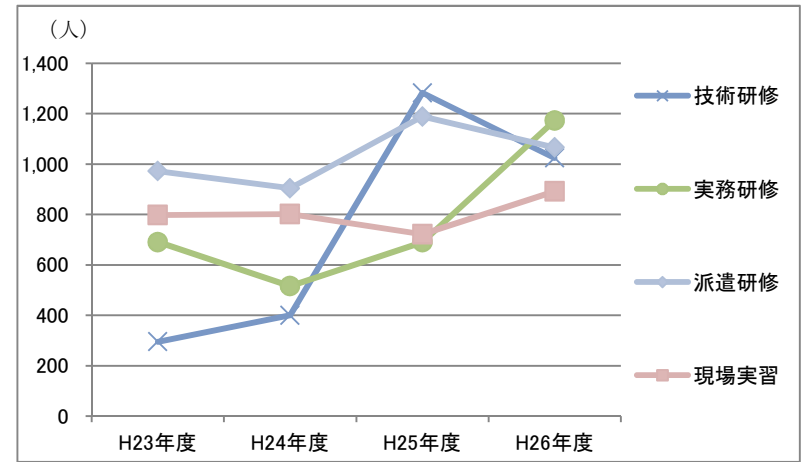
- ③ グローバル化時代に対応するための語学研修等の充実について、以下の取組を実施した。
- (ア) 語学研修では、前年度に引き続き、集合型研修、通学型研修、通信教育型研修、短期集中型研修の4つの形態による研修メニューを提供することによって、受講者の利便性を維持・確保。
 - (イ) 平成25年度の第二外国語への対応状況は、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、インドネシア語の6カ国語であったが、平成26年度は、特許庁の要請に応じて、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、ハンガリー語、タイ語、ヒンディー語の7カ国語に対応。
 - (ウ) 語学研修の他に、平成26年度に、「特別研修」の中の3科目、「米国における審査実務」、「米国特許実務に関するプレゼンテーションの演習」、「米国特許実務の実際」において、米国から講師を招き、英語による講義を実施。「実務研修」の中で「ハーグ協定対応英語研修」を開催し、制度改正後の実務を適確に行うための研修を実施した。
- ④ 審査・審判の品質向上を図るため、**図表3**に示す取組を実施した。

図表3. 審査・審判の品質向上を図るために平成26年度に実施した取組

大分類	研修コース等の名称	新設した科目		内容を改善した科目	
		科目名	時間	科目名	時間
審査系職員研修	審査官補コース研修	・特許審査の質について			
	審査官コース前期研修	・特許審査の品質管理について ・商標審査の質について	1.5時間 1.5時間	・審査の品質マネジメント	1.5時間
	審査官コース後期研修	・討論(品質管理)	1.5時間		
	審査系マネジメント能力研修		1.5時間	・審査室における品質管理とマネジメント	4時間
行政ニーズ変化への感応度向上のための研修	技術研修	航空エンジンの環境技術について、 他27科目	58時間		

- ・ 平成26年度に新たに始まる任期付き審査官に対する研修の着実な実施
- ・ 実務実習を取り入れた実践的な能力育成研修の推進
- ・ 知的財産政策や環境の変化に対応する審査系・事務系職員研修の各研修コース及び個別科目の目的・内容等の見直しを反映したシラバス等の充実及び活用
- ・ 特許庁以外の外部人材との合同研修によるシナジー効果を活かした研修効果の向上
- ・ 受講生アンケート、講師アンケート、受講生ヒヤリング、講師ヒヤリング等によって収集した要望を参考に行う研修内容、研修方法、教材等の改善

- ⑤ 平成26年度から採用が再開された特許庁任期付職員(特許審査官補)に対する「任期付職員初任研修」、「審査官補コース研修」を着実に実施した。なお、特許庁任期付職員(特許審査官補)の採用時期が平成26年度は7月となったため、迅速かつ柔軟な教室手配、講師手配等が必要となったが、短い準備期間にもかかわらず当該研修の準備を進め、円滑に研修を実施した。
- ⑥ 実践的な実務能力の育成を図るため、従来からのコース研修に実務実習を取り入れるとともに、サーチ実務研修をのべ30日間開催するなど、「世界最速・最高品質の審査」の実現に協力。また、音商標や色商標の審査に対応した「音の研修」「色彩について」の研修も積極的に実施するなど、特に平成26年度は「実務研修」の数が急激に増加した(**図表4参照**)。
- ⑦ 平成26年度は一部の科目において1日かけて実務実習を課す演習も導入した。さらに、特許審査官(補)を対象とする先行文献サーチ実務研修も拡充し、その結果、平成26年度の先行文献サーチ実務研修の受講生数が783名(対前年度比199%)となるなど、特許審査官(補)の実務能力向上を目指す研修を効果的に実施した。
- ⑧ 審査系・事務系職員研修において、それぞれの研修コースと科目の目的・内容・成績評価方法の見直しを反映したシラバスを整備・充実し、作成したシラバスを受講生へ事前に配布し、受講コース等の意義の理解、受講の心構え及び研修後の達成目標イメージ等を喚起し、研修効果の向上を図った。
- ⑨ 外部人材との合同研修によるシナジー効果が期待される研修を着実に実施し、審査系職員と外部からの受講者の双方から、「有意義だった」との評価を得た。
- ⑩ 受講生アンケート、講師アンケート等を継続的に実施するとともに、受講生ヒヤリング、講師ヒヤリングを適宜実施し、受講生等の要望を的確に把握した。なお、受講生アンケートでは、回答率100%を確保した。



図表4. 実務演習系研修受講者数の推移

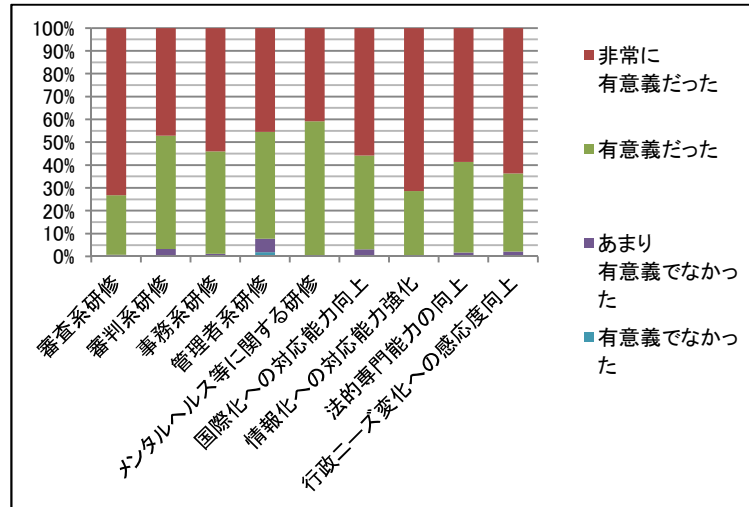
・ eラーニング学習教材の積極的活用

上記研修の全てについて、受講生アンケート調査結果において「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ることを目標にするとともに、100%を目指すこととする。

- ⑪ eラーニング教材の活用を推進し、「審査官補コース研修」、「任期付職員(審査官補)初任者研修」において、計20科目(うち必須8科目)の受講を促したことにより、研修受講後に「予習・復習に役立った」、「事前に概要を知ることができ、理解が促進された。」などのコメントがあった。

(受講生アンケート調査の結果と研修改善の取組)

- ① 受講生の満足度を向上させるために受講生アンケート調査を実施した。なお、アンケート回収率は100%を維持した。
 ② 平成26年度の全ての研修に対する受講者の満足度(図表5参照)は、中期計画・年度計画の目標値を超えるものであった。
 ③ アンケート票の自由記載欄の記載内容は90%以上が現行の研修を肯定的に捉えるものであった。なお、コメント欄の記載内容には、数は少ないものの要望等が記載されていた(図表6参照)。



図表5. 平成26年度の全ての研修に対する研修受講生の満足度

- 研修だけで充分とは思わないが、これを契機として日々実践していかなければならないと思った。
- eラーニングの教材が分かりやすく、何度も聞けるため、もっと増えてもよいのではないかと考えた。
- やむを得ない部分も多くあると思いますが、終日研修である日が続くのは、業務上厳しい面もありました。
- 民間企業の講師の研修が複数あると企業における知財の活用の仕方が比較でき、より幅広い知識が学べる。
- 講義と演習(もしくは事例研究)がセットになっている科目は、間をあげないで欲しい。
- 商標や意匠の審査官、方式審査官など、普段交流がない職員と共通の課題について討論できるような科目があると良いかと思えます。
- 外部の人と合同で行う研修形式を今後も維持してほしい。

図表6. アンケートに記載された主な意見と要望等

(受講生アンケート調査結果等を用いた改善取組)

- ① アンケート結果を分析し、研修内容だけでなく、研修環境、研修時間の改善項目を抽出し、アンケートに記載されたコメントについては受講者に個別ヒヤリングを行うことにより要望等を的確に把握したうえで、対応可能な要望等に対しては迅速に措置した。平成26年度の具体的改善措置のうち、代表的なものは以下のとおり。
- (ア) 受講生が一日でも早く予習できるように講師に協力を求め、テキストの事前配付を原則とした。
 (イ) 全体のカリキュラムを調整し、講義と効果確認のための試験の間隔を開け、受講生の復習時間を保証し、研修効果の向上を図った。
 (ウ) 予習復習のために IP・eラーニングを積極的に活用してきたが、受講生の要望に応え「eラーニング所要受講時間一覧」を作成して全受講生に配付した。
 (エ) 本務のために連続日程を確保することが困難な受講生の要望に応え、特定曜日の午後開催にするなど時間割を工夫することにより、本務とのバランスを保つことができる研修実施形態とした。
 (オ) 受講希望者が参加しやすくするため、研修内容の充実と研修日程の短縮が両立できるよう調整を図り、研修効果を維持しつつ研修時間の短縮を実施した。

<特筆すべき取組または成果>

(特許庁の新たな目標、「世界最速・最高品質の審査」に貢献する取組)

- ① 特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」を担う特許庁審査官の育成において、情報・研修館は審査系職員研修等の一層の充実によって貢献することとし、平成26年度は、以下の代表例に示すような特筆すべき取組を柔軟かつ計画的に遂行した。

	<p>(ア) 先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実 例えば、「再生医療研究の現状と Muse 細胞の将来展望」(特実審査官99名参加)、「音声対話システムの現状と課題」(特実審査官28名参加)等</p> <p>(イ) 新制度に対応するための研修の実施 例えば、「音の研修(音商標の審査に向けて)」(商標審査官延べ118名参加)、「色彩について(色商標の審査に向けて)」(商標審査官113名参加)等</p> <p>(ウ) 実務演習の拡充 例えば、審査系研修における「出願・明細書(演習)」(6時間)「拒絶理由(実例演習)」(20時間)等、特許審査官(補)・審判官を対象とした「サーチ実務演習」(延べ30日間)等</p> <p>(エ) グローバル時代に対応するための研修の充実 例えば、「コース別語学研修」(393名参加)、「短期集中型語学研修」(27名参加)に加え、英語による研修として「米国における審査実務」(19名参加)、「特許審査実務に関するプレゼンテーションの演習」(8名参加)、「米国特許実務の実際」(29名参加)、「ハーグ協定対応英語研修」(3名参加)等</p> <p>② 「世界最速・最高品質の審査」をサポートする特許庁事務系職員に対する研修を充実させるため、以下の代表例に示すような特筆すべき取組を遂行した。</p> <p>(ア) 事務系職員初任者研修の「産業財産権の概要」において内部講師から外部講師に変更し、学術的な講義内容に変更。また、中小企業支援施策等の産業財産権支援施策について紹介し、ユーザー向け施策企画・立案力の形成に役立てるため「産業財産権支援施策の概要」を新規に追加した。</p> <p>(イ) 研修ニーズの変化に伴い、係長等研修とマネジメント研修の共通していた科目を合同で実施することで、研修の統廃合及び効率化を図った。</p> <p>(ウ) 事務系職員の業務における中小企業施策及び企業における知財戦略の重要性に鑑み、事務系ステップアップ研修の中小企業施策関連や企業における知財戦略等9科目について、科目毎の研修受講及び聴講を可能とした特別研修として開催したところ、受講生の約3倍の聴講生も参加した。</p> <p>(研修受講者の満足度を高める取組と成果) 受講生アンケート調査結果において、「非常に有意義だった」または「有意義だった」と評価する受講生が全受講生の90%以上となり、中期計画・年度計画に掲げた指標の値を超える結果を得た。さらに、「非常に有意義だった」と評価する受講生が70%を超える研修もあり、改善措置等の取組が受講者から高く評価された。 (改善措置の例、「事務系3年目研修」にて「特許、意匠、商標の各審査官の業務について学びたい。」という受講者の要望に応え、「特許審査の概要」、「意匠審査の概要」、「商標審査の概要」、「企業における知的財産権の活動」のカリキュラムを追加)</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる数値目標は、“受講生アンケート調査結果において、「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ること”であるが、平成26年度は98%の結果となり、目標を達成した。</p> <p>③ <特筆すべき取組または成果>の欄に記載した改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等)は、中期計画・年度計画で掲げる取組を超えるものであり、特許庁が目指す「世界最速・最高品質の審査」の実現に資するものであった。</p> <p>④ 審査系職員研修の内容に、シンガポール、インドネシアの公的な知的財産人材育成機関から強い関心が寄せられ、国際協力の場でも活用された。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1153 754 1190">自己評価</th> <th data-bbox="754 1153 2148 1190">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1190 754 1291">A</td> <td data-bbox="754 1190 2148 1291"> 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等)を柔軟かつ計画的に実施したこと等を踏まえ「A」とした。 </td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等)を柔軟かつ計画的に実施したこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等)を柔軟かつ計画的に実施したこと等を踏まえ「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等)を柔軟かつ計画的に実施していく必要がある。</p>				

小項目 (2) 調査業務実施者の育成研修

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
調査業務実施者育成研修費		128,305	130,344	124,268	111,055
人員	常勤職員	3	3	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

図表2. 受講料収入(千円)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
調査業務実施者育成研修	調査業務実施者育成研修受講料	75,479	102,938	86,002	104,833
	調査業務実施者スキルアップ研修受講料	308	220	308	316
計		75,787	103,158	86,310	105,149

<平成26年度計画>

- ① 特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を年度内に4回、実施する。

<平成26年度の事業実績>

(A) 調査業務実施者の育成研修

(概要)

- ① 特許審査の迅速化のため、審査官が行う先行文献調査の一部を、特許庁が登録する調査業務実施機関に外注して効率化を図っている。調査業務実施機関で調査実務の業務を行う調査業務実施者は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第37条に規定する情報・研修館が実施する研修を受けて修了する必要がある。
- ② 情報・研修館では、特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、法定研修である調査業務実施者の育成研修を実施して調査業務実施者の育成を行い、特許庁が掲げたFA11の目標の平成25年度末の達成に大きく貢献した。近年、外国語特許文献の割合やその重要性が高まっており、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」を実現するため、外国文献調査能力等を高めることが課題の一つとなっている。

(研修の着実な実施)

- ① 情報・研修館の中期目標・中期計画では調査業務実施者の育成研修を年3回以上実施することとされているが、受講希望者数や研修で用いる高度検索端末(特許庁審査官が使用する機器とほぼ同等の機能をもつ)の利用可能台数を勘案し、年度計画で掲げたように研修は年4回の実施としている。平成26年度の研修実施状況は図表A1に示すとおりであり、情報・研修館では、例年どおり、募集要項の作成と募集、受講料の収納、受講決定者の登録・管理等に係る業務、講義・演習会場の手配、講師の手配、出席管理、成績管理、受講生アンケート調査及び修了認定等の一連の業務を確実に遂行した。

図表A1. 調査業務実施者の育成研修の実施状況

	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者	受講生	修了者
第1回(4~6月)	85	51	152	105	167	129	147	105
第2回(7~9月)	102	60	157	108	148	101	161	115
第3回(10~12月)	135	91	208	140	131	81	172	141
第4回(1~3月)	133	104	179	133	145	106	142	109
合計	455	305	696	486	591	417	622	470

世界最速・最高品質の特許審査を実現するうえで調査業務実施者の高度な調査能力獲得が重要であることに鑑み、平成25年度に追加した外国特許文献サーチに関する科目に面接評価を導入する等、さらなる研修カリキュラムの充実を図る。

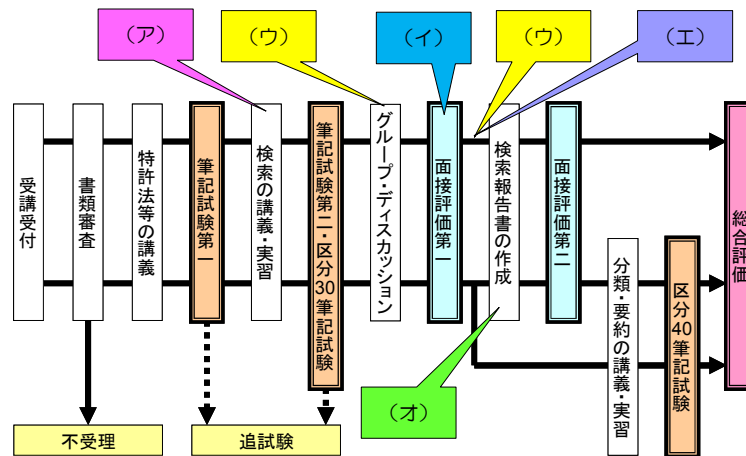
- ② 平成26年度は、**図表A2**に示すように、外国特許文献の調査能力を高めるために、
- (ア) 外国特許文献検索「実習」を導入
 - (イ) 面接評価第一に外国特許文献検索の「面接評価」を導入

さらに調査結果を審査官に説明するときの説明能力を高めるために、

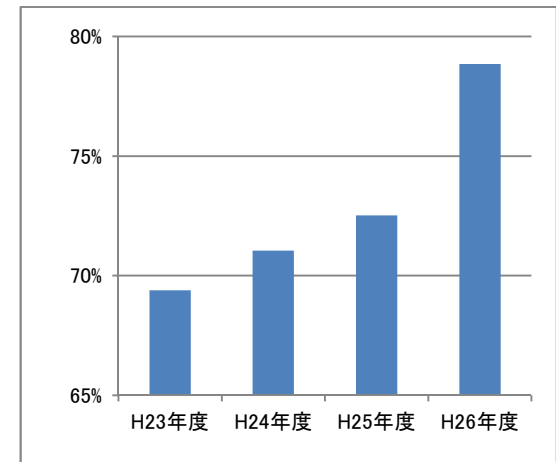
- (ウ) グループディスカッションの講師が受講生個々の理解度を「受講生の理解(メモ)」に記入し、この情報を対話型審査実務演習の講師に伝達。対話型審査実務演習の講師は理解度の情報を参考に指導。
- (エ) 受講生のプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を高め、手元資料及び口頭での確に説明を行えるよう、対話型審査実務演習において講師と受講生を対面に配置
- (オ) 検索報告書の作成において、受講生が理解した内容を整理するため、「確認事項(メモ)」を作成。また、当該内容と講師の指導内容との齟齬を防ぐため、「確認事項(メモ)」を講師が確認し、講師は必要に応じてさらに指導。

等の改善措置も実施した。

- ③ 受講生の修了率、(修了者数/出席要件を満たした受講生数)は、平成23～25年度の間平均伸び率の2倍以上(**図表A3参照**)になっており、上記の改善措置が効果的なものであったことがデータからも裏づけられた。



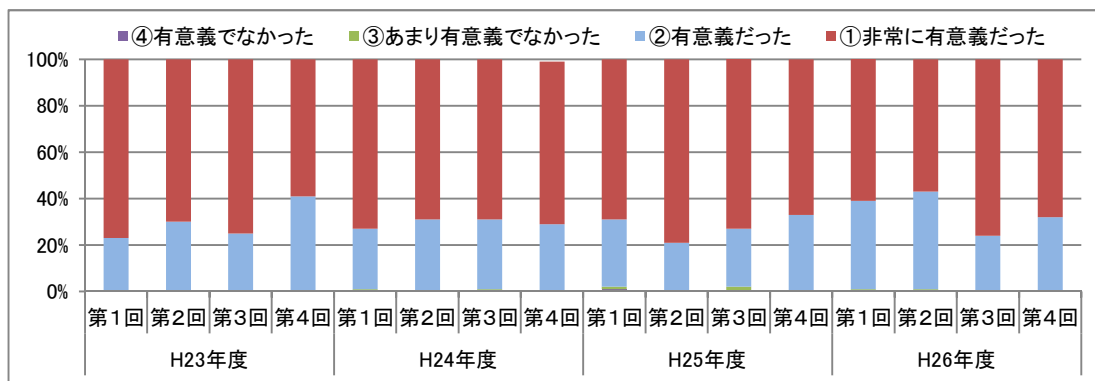
図表A2. 平成26年度に導入した新たな取り組み



図表A3. 調査業務実施者育成研修における修了率の推移

(受講生アンケート調査結果)

- ① 受講生アンケート調査結果(図表A4)によると、「非常に有意義だった」、「有意義だった」の評価を99%の受講生から得た。特に、平成26年度の第3回及び第4回研修においては、100%であった。
- ② 「個々の講義に実習があり、迷いながらも更に実践を深める事ができた」、「面接第二に向けて、及び今後の業務に向けて注意する点等が良くわかりました」、「指導審査官には厳しく指導してもらえ大変勉強になった。」等、平成26年度に行った改善措置を評価するコメントも得た。



図表A4. 研修に対する研修受講生の満足度の推移

- ② 調査業務指導者に求められる能力を習得するための研修を、引き続き年1回、実施する。

上記研修の全てについて、受講生アンケート調査結果において「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ることを目標にするとともに、100%を目指すこととする。

(B) 調査業務実施機関の指導者研修

(概要)

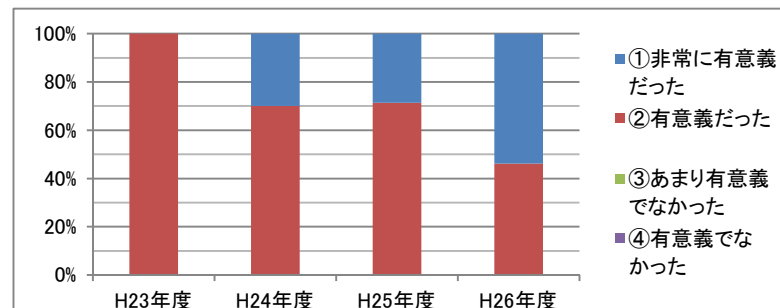
- ① 調査業務実施機関の指導者研修は、平成22年5月17日付け「経済産業省所管公益法人の改革について」(経済産業省)において、「…23年度から、(独)工業所有権情報・研修館が、先行技術文献調査外注に係る調査業務指導者を育成する研修を実施する」と決定されたことに基づいて実施している。
- ② 本研修は、調査業務実施者を対象として、審査官の検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法を学ぶことにより、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的としている。

(研修の着実な実施)

- ① 年度計画で挙げたように年1回(2日間)実施した。平成26年度は、5機関から14名が受講した。
- ② 平成25年度は、サーチ指導演習「事例の検討」を4コマ、サーチ指導演習「事例の検討に基づいた討論」を2.5コマとしていたが、研修後の受講生アンケートの中に「討論の時間をもう少し長くしてほしい」という要望が多いことを踏まえ、平成26年度の研修では、討論の時間を増加し、事例検討時間を短縮した。なお、事例検討時間の短縮による受講者の検討時間減を補償するため、事前に事例教材を郵送し予習機会を提供することとした。
- ③ 進歩性判断に関する事例研究において、平成25年度の受講生アンケートにおいて「事例を絞ってほしい」との要望が多かったことを踏まえ、研修効果が期待される事例に絞って研修を実施した。

(受講生アンケート結果)

- ① 受講生アンケート調査結果(図表B1)によると、「非常に有意義だった」、「有意義だった」のいずれかを選択した受講生が100%になり、不満を感じる受講生はいなかった。また、「非常に有意義だった」を選択する受講生が54%となり、平成25年度に比べ、倍増した。
- ② 「サーチ指導演習は非常に役に立った」、「討論をととして他の受講者の着目点や意見の相違点が発見でき参考になった」、「単なる講義だけでなく実践的な研修内容であり大変良かった」等、討論の時間を長くしたことを評価するコメントが多かった。一方、事例研究教材の事前郵送による予習に関しては不満の声がなく、平成26年度の改善措置は受講生にとって妥当なものであったことがアンケート結果から読み取れた。



図表B1. 研修に対する研修受講生の満足度の推移

	<p><研修経費と受講料収入のバランス></p> <p>① 調査業務実施者育成研修の実施経費(図表1参照)のうち、最も大きな比重を占める設備費(高度検索用PC賃貸借費・保守費)については、同PCが他の研修等においても利活用されているため、実働時間で按分(2/3)[年間約8か月分]して本研修の実質経費を計算したところ、実質経費額と受講料収入額はほぼバランスしていることが確認された。</p> <p><特筆すべき取組または成果></p> <p>(A) 調査業務実施者の育成研修</p> <p>「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」(外国特許文献検索「実習」を導入、面接評価第一に外国特許文献検索「面接評価」を導入)による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組である。</p> <p>また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率、(修了者数/出席要件を満たした受講生数)は、平成23～25年度の間平均伸び率の2倍以上となった。</p> <p>(B) 調査業務実施機関の指導者研修</p> <p>前年度の受講生アンケート結果を踏まえ、討論時間の増加と事例教材の事前郵送による予習機会の提供という改善措置を実施したところ、「非常に満足」と評価する受講生が倍増した。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる数値目標は、“受講生アンケート調査結果において、「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ること”であるが、調査業務実施者の育成研修では、「有意義だった」、「非常に有意義だった」と答えた受講生が全受講生の99%、調査業務実施機関の指導者研修では全員が「有意義だった」、「非常に有意義だった」と回答し、「非常に有意義だった」と回答する者が大きく伸びるなど、数値目標を大きく超える結果が得られた。</p> <p>③ 「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」(外国特許文献検索「実習」を導入、面接評価第一に外国特許文献検索「面接評価」を導入)による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組である。</p> <p>また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率、(修了者数/出席要件を満たした受講生数)は、平成23～25年度の間平均伸び率の2倍以上となった。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1032 757 1066">自己評価</th> <th data-bbox="757 1032 2141 1066">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1066 757 1190">A</td> <td data-bbox="757 1066 2141 1190">中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組であること、また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率が大きく伸びたこと等を踏まえ「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組であること、また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率が大きく伸びたこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組であること、また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率が大きく伸びたこと等を踏まえ「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献できるよう外国特許文献の調査能力や審査官への説明を念頭に置いたコミュニケーション能力の向上に力を入れていく必要がある。</p>				

小項目 (3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
知財専門人材育成研修費		4,124	4,527	5,946	5,625
中小企業等育成研修費		488	3,149	3,280	3,019
政府・行政機関職員等育成研修費		2,461	2,099	1,925	1,863
人員	常勤職員	2	3	3	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- 弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材に対し、特許要件の判断等に係る実務能力を向上させる目的で、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を民間との共催も含め、それぞれ年度内に3回、1回、1回、実施する。
- 出願の厳選等を促進するうえで重要となる民間企業等の検索業務担当者の特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、同[意匠]を、それぞれ年度内に4回、1回、さらに特許調査実践研修を年度内に1回、実施する。
- 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のために、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、それぞれ年度内に2回、1回、1回、実施する。
- 行政機関等の知的財産関連の業務担当者の業務遂行能力を向上させるため、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知的財産権研修[初級]を、年度内に4回、実施する。
- 研究開発機関等に派遣する知的財産プロデューサー(2.(1)に記載)の能力向上を目的として、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施する。

なお、上記の①から⑤に記載した研修については、研修内容や講師等の質的向上を図るとともに、受講生数の状況、費用対効果、市場化テスト等の結果及び社会的ニーズ等を踏まえ、独立行政法人が実施する必要性を厳格に検証し、一部の研修については民

<平成26年度の業務実績>

(研修等の着実な実施)

- 知的財産専門人材(弁理士、企業知財部員等)を対象に、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を、年度計画で掲げた回数とおり、着実に実施した(図表2参照)。なお、これらの研修は、市場化テスト等の結果を踏まえ、民間との共催とした。
- 民間企業等の検索業務担当者を対象に、検索エキスパート研修[上級]、検索エキスパート研修[意匠]、特許調査実践研修を、それぞれ年度計画で掲げた回数とおり、着実に実施した(図表2参照)。
- 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用能力向上のため、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、年度計画で掲げた回数とおり、着実に実施した(図表2参照)。
- 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象に、知的財産権研修[初級]を、年度計画で掲げた回数とおり、着実に実施した(図表2参照)。
- 知的財産プロデューサー等の能力向上のため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施した(図表2参照)。

図表2. 情報・研修館が実施する行政機関・民間企業等の人材育成研修の実施状況

分類	研修名	開催回数	受講者数	備考
知的財産専門人材の実務能力を向上させるための研修	特許審査基準討論研修	3回	53名	市場化テスト等の結果を踏まえ、民間と共催。
	意匠審査基準討論研修	1回	15名	
	意匠拒絶理由通知応答研修	1回	30名	
検索業務担当者の特許情報等の調査検索能力を向上させるための研修	検索エキスパート研修[上級]	4回	122名	
	検索エキスパート研修[意匠]	1回	8名	
	特許調査実践研修	1回	19名	
中小・ベンチャー企業の人材に対する知的財産の保護・活用能力を向上させるための研修	知的財産活用研修[検索コース]	2回	35名	
	知的財産活用研修[活用検討コース]	1回	7名	
	知的財産権研修[産学官連携]	1回	27名	
行政機関等の知的財産関連の業務担当者の業務遂行能力を向上させるための研修	知的財産権研修[初級](中央省庁)	1回	22名	
	知的財産権研修[初級](自治体)	1回	11名	
	知的財産権研修[初級](研究開発独法等)	2回	72名	
知的財産プロデューサー等の能力向上のための研修	知的財産プロデューサー等・初任者研修	2回	6名	受講者数は、延べ人数
	知的財産プロデューサー等・スキルアップ研修	4回	126名	
合計		25回	554名	

間等との共催を進める。

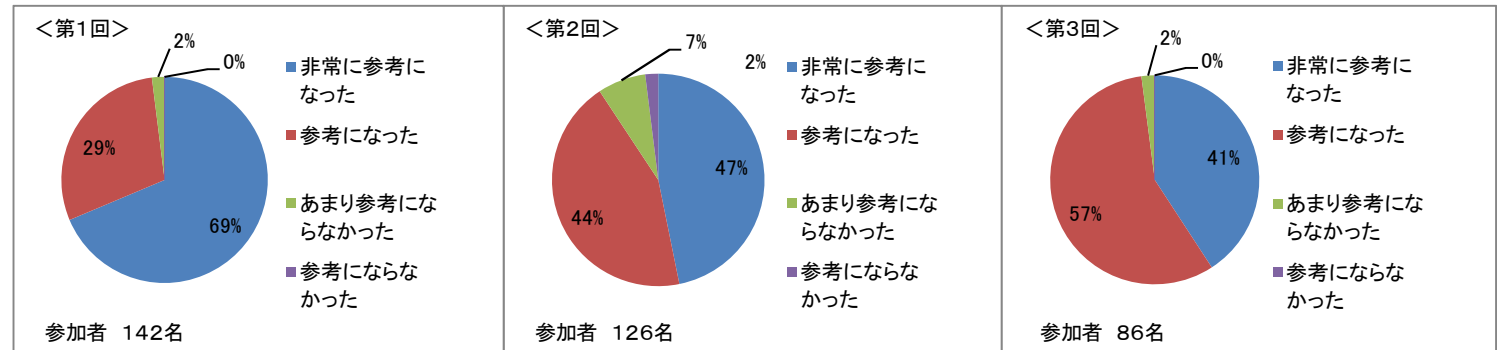
- ⑥ 民間の知的財産人材育成機関7団体と連携し、知的財産人材育成推進協議会の一員として、民間や行政機関の人材育成に資するオープンセミナー(年度内に2回以上実施)の実施等に事務局として参画する。
- ⑦ 「知的財産政策に関する基本方針(平成25年6月7日閣議決定)」で示されたグローバル知財人材の育成・確保について、特許庁等関係機関と連携しながら所要の取組の検討・準備を進める。

上記研修の全てについて、受講生アンケート調査結果において「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ることを目標にするとともに、100%を目指すこととする。

- ⑥ 知的財産人材育成協議会の方針に則って、“ビジネスモデルデザイナーとしての知財活用人材”に焦点を絞り、社会人が参加しやすいように夕方から東京丸の内において3回のオープンセミナーを、協議会事務局として責任をもって開催した。(図表3、4参照)

図表3. 民間や行政機関の人材育成に資するオープンセミナーの実施状況

	テーマ	参加者数	備考
第1回(平成26年10月14日)	知財活用モデルのイノベーション ～産業生態系、ビジネスモデル、知財マネジメントの変容と多様化～	142名	
第2回(平成26年11月11日)	三菱電機の進めるグローバルビジネスと知財戦略	126名	
第3回(平成26年12月2日)	社会価値創造型企業への変革がもたらすもの	86名	
合計		354名	



図表4. オープンセミナー「アンケート結果」(高い満足度)

- 非常に分かりやすかつクリアな切り口で面白かった。(第1回)
- 大変興味深く聴講していました。知財のグローバル化をひしひしと感じました。(第2回)
- 知財関係者が広く事業・研究を理解し、ビジネスモデルを意識することが重要であることがよくわかりました。(第3回)
- 求められる知財人材像から、知財部門が求められる活動などがわかりよかったです。(第3回)

図表5. オープンセミナー「アンケート結果」(評価を得たコメント)

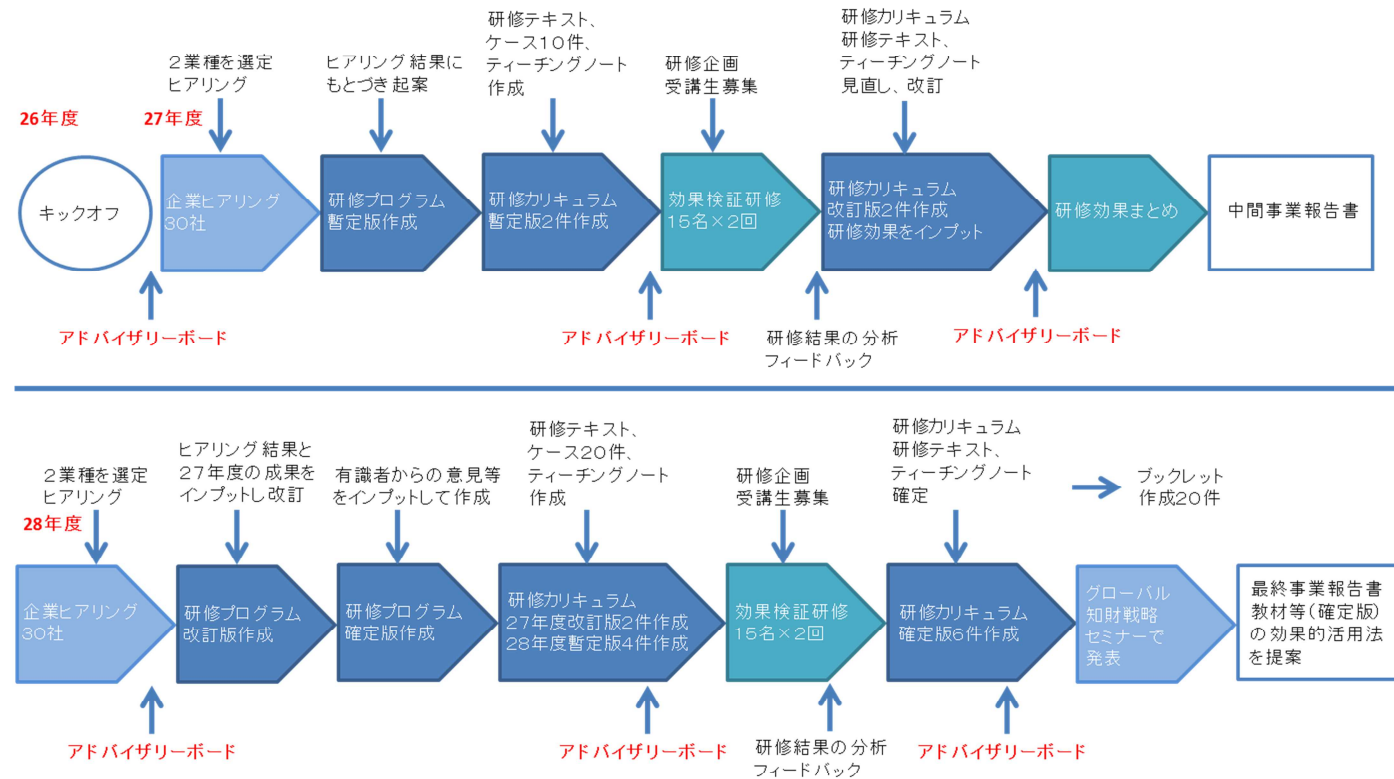
⑦ 「知的財産政策に関する基本方針(平成25年6月7日閣議決定)」(注)で示されたグローバル知財人財の育成・確保について、特許庁等関係機関と連携して所要の取組について検討・準備を進め、情報・研修館は、中小・ベンチャー企業等のグローバル知財人財の育成に資する教材及び学習用資料の開発に取り組むこととなり、平成26年度末には、教材及び学習用資料の開発体制を構築した(図表6参照)。

(注)知的財産政策に関する基本方針[平成25年6月7日 閣議決定](抜粋)

1 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

(5)グローバル知財人財を育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど、政府が主体となってその育成・確保を推進する。

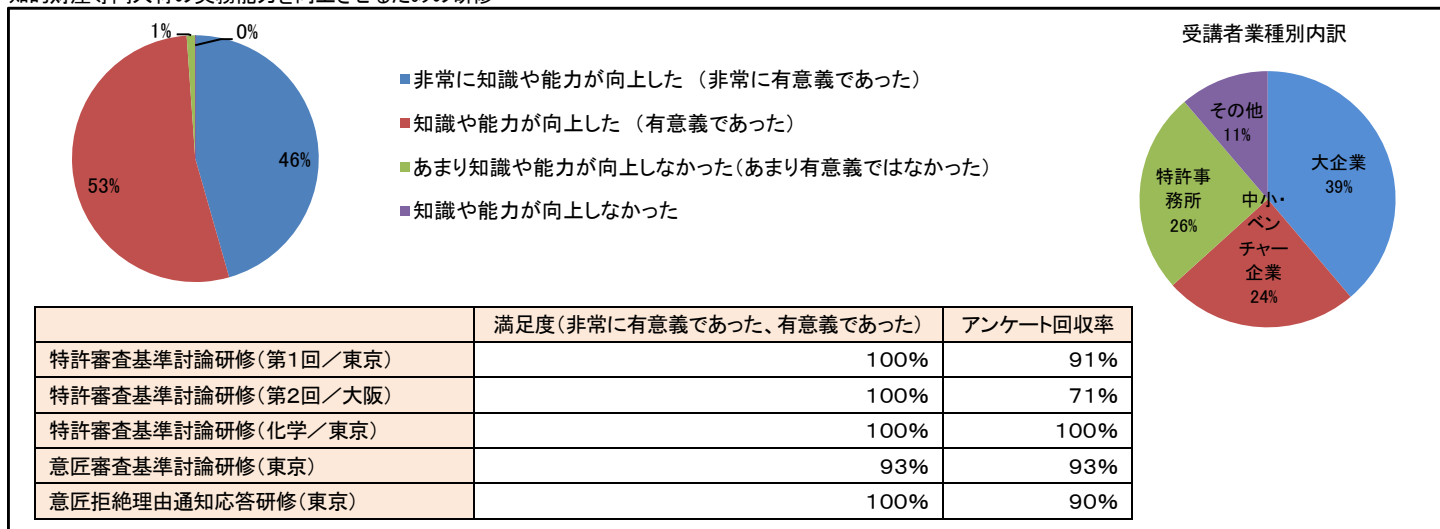
グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発委託事業 平成26年度～平成28年度 概要図



図表6. グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業概要

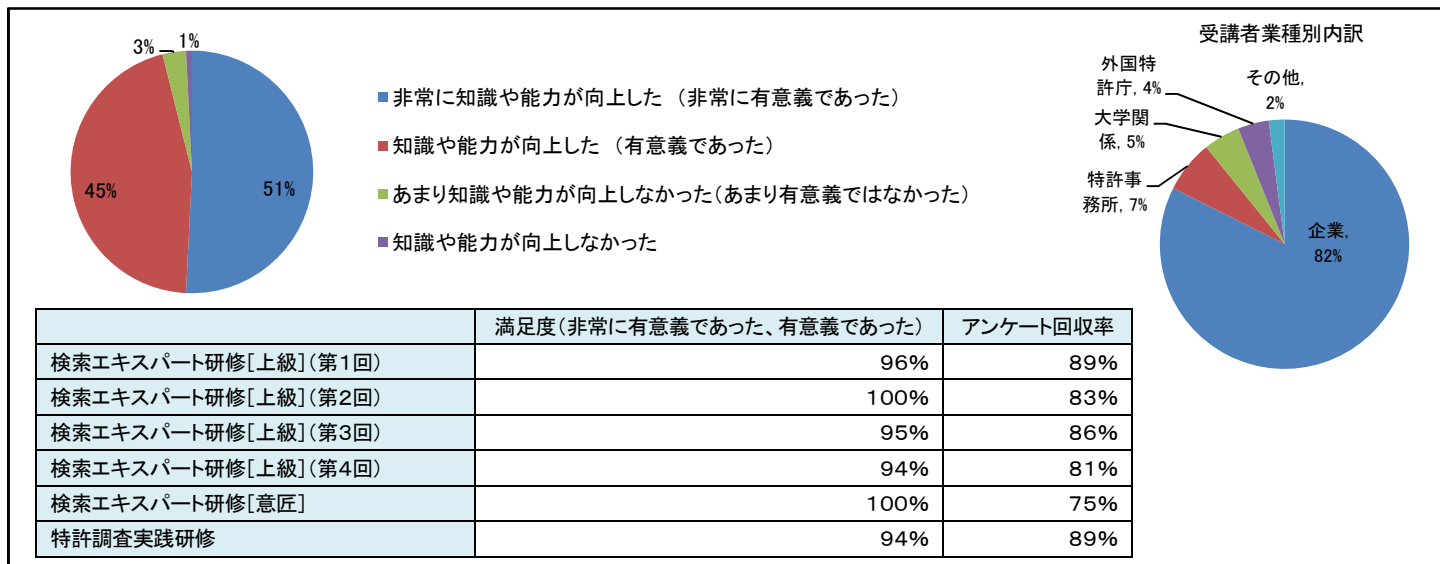
(研修受講者のアンケート結果)

① 知的財産専門人材の実務能力を向上させるための研修



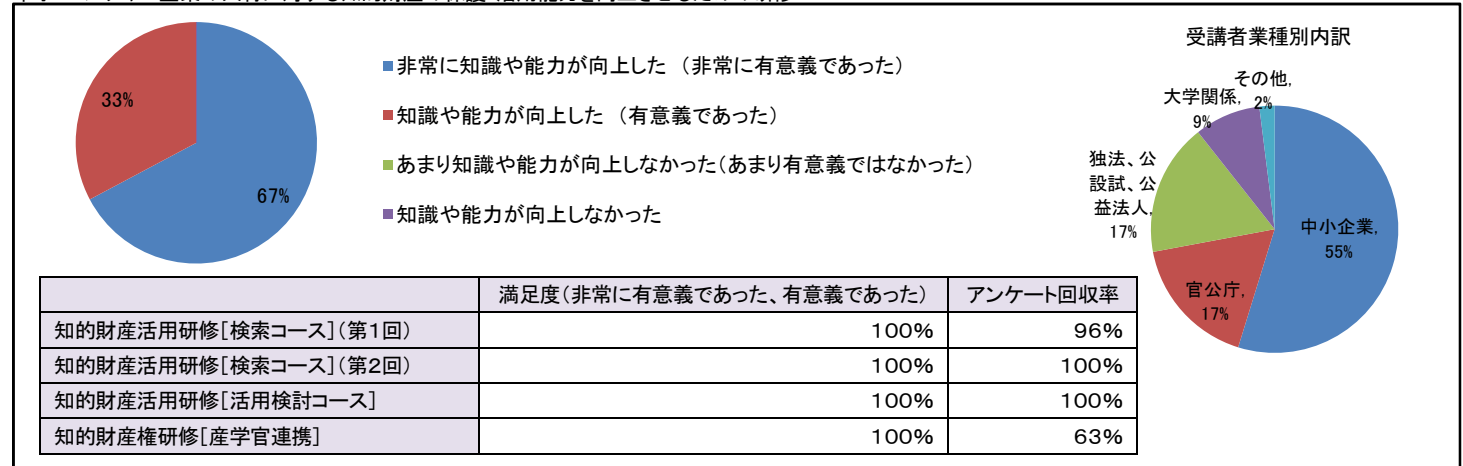
図表7. 知的財産専門人材の実務能力を向上させるための研修「アンケート結果」

② 検索業務担当者の特許情報等の調査検索能力を向上させるための研修



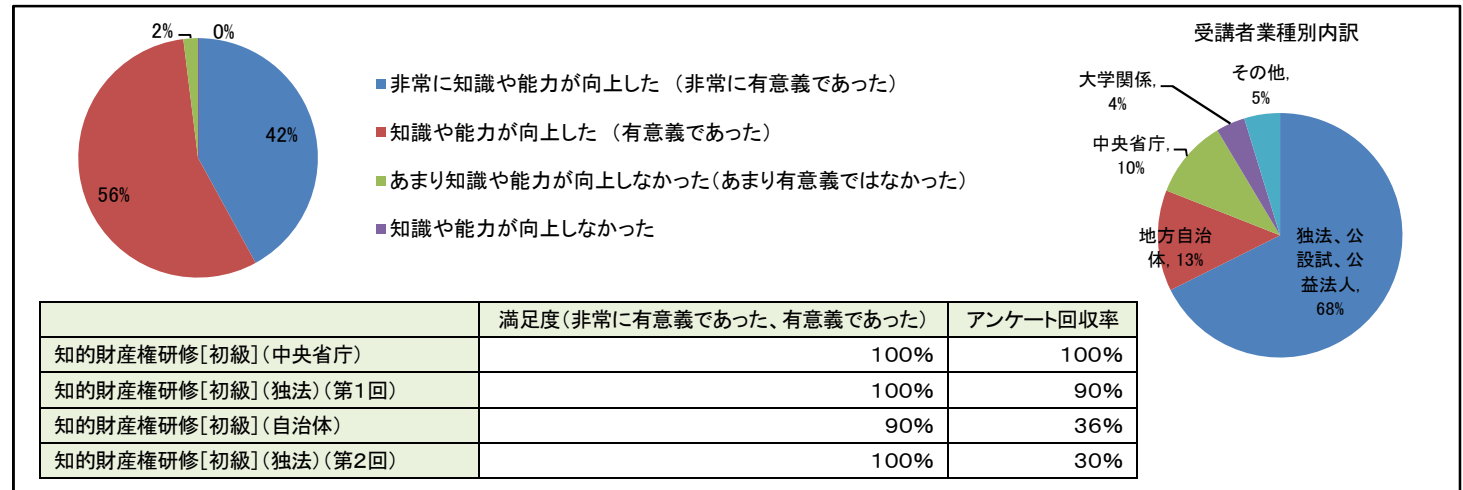
図表8. 検索業務担当者の特許情報等の調査検索能力を向上させるための研修「アンケート結果」

③ 中小・ベンチャー企業の人材に対する知的財産の保護・活用能力を向上させるための研修



図表9. 中小・ベンチャー企業の人材に対する知的財産の保護・活用能力を向上させるための研修「アンケート結果」

④ 行政機関等の知的財産関連の業務担当者の業務遂行能力を向上させるための研修



図表10. 行政機関等の知的財産関連の業務担当者の業務遂行能力を向上させるための研修「アンケート結果」

(民間との共催、民間への移管、廃止等に関する検討状況)

知的財産専門人材を対象とする研修(特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修)については、市場化テスト等の結果を踏まえ、移行計画を策定した結果、平成26、27年度は、民間と共催で開催。平成28年度以降は、完全に民間の事業として実施する予定。

また、平成27年度以降も民間との共催、民間への移管等に関して、研修事業のあり方等について、外部機関による調査研究結果を活用する等、引き続き検討を進める。

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 民間企業等の人材に対する研修のうち、知財専門人材の育成研修(特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修)については、市場化テスト等の結果を踏まえ、平成28年度に民間機関主催の研修に移行することを前提にして、情報・研修館と民間機関との共催事業とし、経費節減に努めた。</p> <p>② 行政機関・民間企業等の人材に対する研修事業において、開催した全19回の研修のうち13回の研修で受講者の満足度が100%となった。全19回の受講者満足度の平均値は98.3%であり、年度計画で掲げた90%を超えた。</p> <p>③ 「知的財産政策に関する基本方針(平成25年6月7日閣議決定)」で示されたグローバル知財人財の育成・確保について、人材育成方針の検討と事業準備を進める計画であったが、方針を明確化するだけでなく、前倒しで事業実施体制を確立し、キックオフミーティングを開催するなど、年度計画を超える取組を行った。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全ての行政機関・民間企業等の人材に対する研修事業について、漏れなく確実に実施した。</p> <p>② 行政機関・民間企業等の人材に対する研修事業において、受講者満足度が全研修平均で98.3%、最も満足度が低かった研修でも満足した受講者が90%であり、年度計画で掲げた数値目標(90%以上)を超える高い評価を受講者から得た。</p> <p>③ 知的財産専門人材を対象とする研修(特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修)については、平成28年度から民間機関の主催に移行することを前提に、民間機関と情報・研修館の共催とした。</p> <p>④ グローバル知財人財の育成・確保について、方針を明確化するだけでなく、前倒しで事業実施体制を確立し、キックオフミーティングを開催するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を超える取組を行った。</p> <table border="1" data-bbox="620 820 2145 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 820 752 858">自己評価</th> <th data-bbox="752 820 2145 858">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 858 752 963">A</td> <td data-bbox="752 858 2145 963">中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について、前倒しで事業実施体制を確立するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を超える取組を行ったこと等を踏まえ「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について、前倒しで事業実施体制を確立するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を超える取組を行ったこと等を踏まえ「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について、前倒しで事業実施体制を確立するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を超える取組を行ったこと等を踏まえ「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>一部研修の民間への移管を円滑に進めるとともに、政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について着実に事業を進めていくことが必要になっている。</p>				

小項目 (4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

<投入した資金(円)・人員(人)>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
IP・eラーニングシステム導入開発費		24,429	49,923	49,242	51,762
人員	常勤職員	1	2	1	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<平成26年度計画>

- ① 特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して、平成26年度に改訂分を含め3科目のeラーニング教材を開発する。
 - ・すでに開発された教材については、平成27年度以降の改訂を計画的に進めるため、特許庁と連携して改訂の優先順位等を定める。
- ② 情報・研修館が実施する研修で用いる教材のうち、公開可能なものは引き続きホームページに掲載して広くユーザーの利用に供する。
 - ・産業財産権制度に関する学術的な研究論文や判例評釈等を掲載する情報・研修館の定期刊行物である「特許研究」を編集・発行し、ホームページで公開するとともに、関係機関等に配布する。

<平成26年度業務実績>

(A) eラーニング教材の開発・提供事業

(概要)

- ① eラーニング教材は、特許庁職員に対する研修の補助教材として開発・提供しているものであるが、全教材の約80%は、民間等の知財業務の携わる外部人材の自学自習用教材として、外部にも公開されている。
- ② eラーニング教材学習システムは、登録、履修管理ができるようになっており、登録手続きをすれば、インターネット回線に接続しているパソコンまたはモバイル機器(現行システムではPSP®プレイステーション・ポータブルに限定)を用いて、何時でも何処でも特許等の知的財産について学習できる。

(コンテンツの開発)

- ① 平成26年度は、8コンテンツ(一部改訂分も含む)を新たに開発・改訂(図表2参照)し、総数53教材が特許庁職員に対する研修の補助教材として活用され、そのうち、公開可能な教材(42教材)は外部人材の自学自習教材として公開している。
- ② 外部人材の自学自習用のため公開している教材については、情報・研修館のホームページにも情報を掲載している。
- ③ eラーニング教材の利用登録者は4,600人(平成26年度実績)で、コンテンツの視聴回数は5,762回であった。このデータから、eラーニング教材の利用登録者は、登録者あたり平均1.3教材を視聴していることとなり、登録者は学習したいと思う教材を絞り込んでから視聴登録をしてことが推測される。
- ④ 情報・研修館では、現在のeラーニング教材に対する更新希望、更新希望時期等について、特許庁と連携して調査を実施し、今後の教材更新計画を立てる際の基本資料とした。

図表2. 平成26年度に開発したeラーニングコンテンツ

分類	外部公開教材数	平成26年度に開発した学習コースの名称	受講時間(分)
1. 産業財産権制度関連	8	産業財産権の現状と課題(平成26年度版)	50
		平成26年度特許法等改正講義	77
2. 特許・実用新案審査関連	11	(H26年度は、開発なし)	
3. 意匠審査関連	2	(H26年度は、開発なし)	
4. 商標審査関連	2	(H26年度は、開発なし)	
5. 方式審査関連	1	(H26年度は、開発なし)	
6. 国際関連	9	中国における特許侵害訴訟について(第3回日中韓連携セミナー)	34
		韓国における特許侵害訴訟について(第3回日中韓連携セミナー)	40
7. 登録関連	1	産業財産権登録の実務	141
8. 審判関連	2	(H26年度は、開発なし)	
9. 産業財産権情報関連	6	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のご紹介	19
		先行技術調査の進め方(一部改訂版)	95
		IPC,FI,FI タームの概要	104
合計	42		456

(B)「特許研究」の編集・発行业

情報・研修館の定期行物である「特許研究」を平成26年9月に「第58号」、平成27年3月に「第59号」を編集・発行し、関係機関に配布した。

<特筆すべき取組または成果>

最新のトピックであって、ユーザーの関心も極めて高い、「平成26年度特許法等改正講義」、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のご紹介」等を含め、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る8コンテンツの開発・改訂を行うとともに、「新追加科目」のお知らせや、講義時間を表示する等ユーザーの利便性の向上を図った結果の対応を図った結果、ユーザーの登録者数は増加傾向にある。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② eラーニング教材の開発については、新たに7コンテンツの開発及び1コンテンツの改訂を行ったことにより、年度計画で掲げた数値目標(改訂分を含め3科目の教材を開発)を達成。
- ③ 最新のトピックであって、ユーザーの関心も極めて高い「平成26年度特許法等改正講義」、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のご紹介」等を含め、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る8コンテンツの開発・改訂を行うとともに、「新追加科目」のお知らせや、講義時間を表示する等ユーザーの利便性の向上を図った結果の対応を図った結果、ユーザーの登録者数は増加傾向にある。

自己評価	理由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと、最新のトピックであって、ユーザーの関心も極めて高い「平成26年度特許法等改正講義」、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のご紹介」等を含め、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る8コンテンツの開発・改訂を行ったこと等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>

引き続き、ユーザーの関心も高く、研修効果も高いテーマについてコンテンツの開発を進めていく必要がある。

小項目 (5) 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人材育成環境整備業務経費		68,858	105,516	98,806	100,817
グローバル知財人材育成業務経費		—	—	—	6,588
人員	常勤職員	3	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

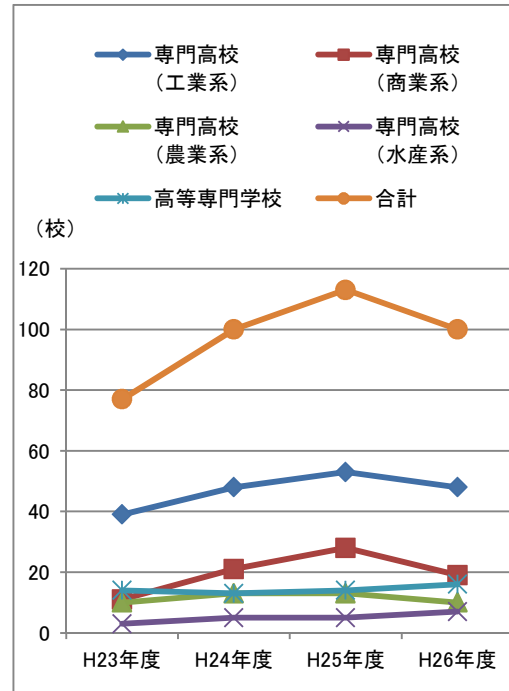
<平成26年度計画>

- 育成しようとする人材像に応じて系統性をもった資料の作成・提供を計画的に進めるための調査・検討を開始する。
- 情報・研修館が保有する資料等を適宜活用しながら、明日の産業人材を対象に知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発を推進する人材育成事業については、平成25年度の外部有識者から構成された委員会からの提言を踏まえ、導入・定着型と展開型の2種目に分けて実施し、グッドプラクティスを多数生み出すことにより、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指す。
上記事業とも関連が深い高校生、高専生、大学生を対象とするパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを文部科学省、特許庁、日本弁理士会と共催で実施する。

<平成26年度の業務実績>

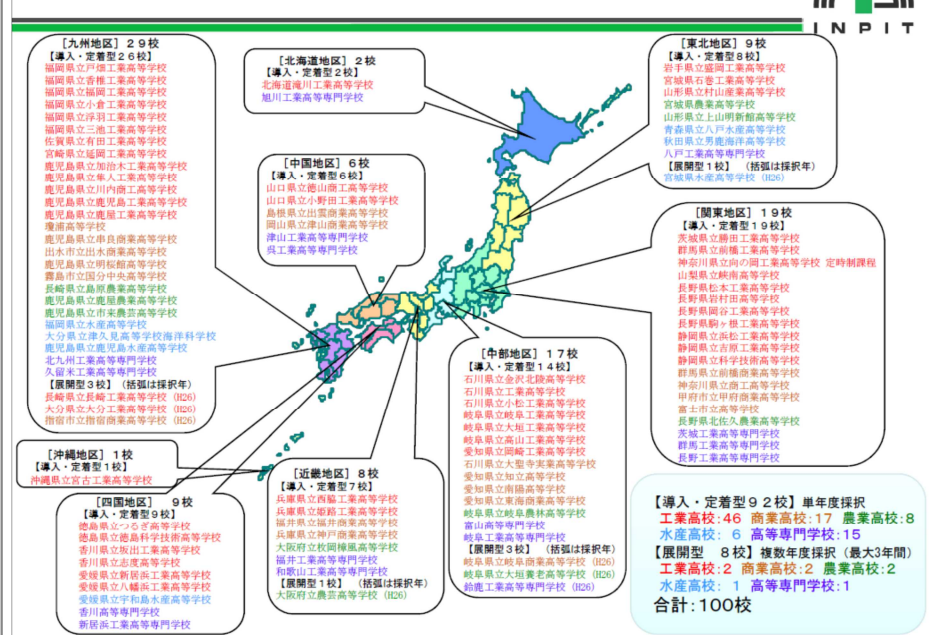
(明日の産業人材育成のための事業)
(知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業)

- 専門高校・高専 100校を対象として、知的財産権制度の理解促進、権利の取得と活用の実践体験を支援した(図表2、3参照)。
- 平成26年度からは「導入・定着型」と「展開型」の2つのカテゴリーで公募した。「導入・定着型」(取組期間は1年で、最高50万円の活動費を支援)は、新規に知財学習に取り組む学校及びその定着を図ろうとする学校の取組を対象とし、「展開型」(取組期間は最長3年間で、最高100万円までの活動費を支援)は、他校が参考となる学校の先進的な取組を対象とするものであり、それぞれ92校(導入・定着型)及び8校(展開型)が参加し、知的財産権の実践的な取組を行った(図表3)。



図表2. 学校種別ごとの参加校の推移

平成26年度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業 採択校一覧



図表3. 平成26年度参加校の全国分布図

<実践事例:長野県駒ヶ根工業高等学校>

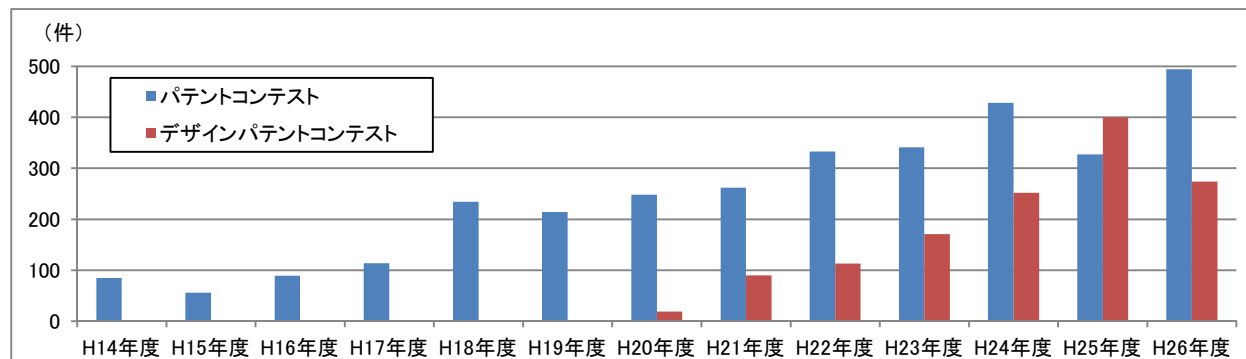
「産業財産権の基礎」選択授業において、こども発明プロジェクトに参加するための作品を工夫し、試作品の製作を開始。その際、課題研究と同様に産業財産権標準テキストを活用し知的財産権について学習。

こども発明プロジェクトに参加した結果、3件の特許出願ができた。(※本実践事例は地元紙(信濃毎日新聞)でも報道された)

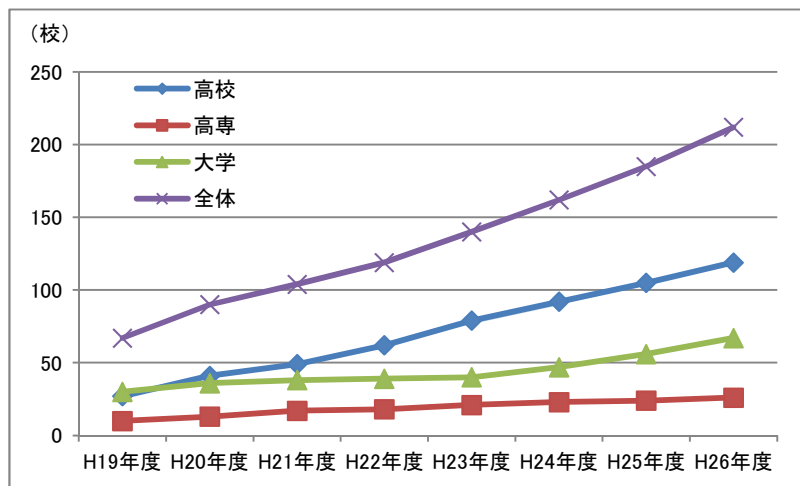
- ③ 事業参加校のうち先進的な取組を実施している19校については、「第24回全国産業教育フェア宮城大会(通称:さんフェア宮城 2014)」に日頃の学習成果を広く紹介するために出展・発表の場を提供し、本事業の成果について産業界を含めて広くPRし、参加校の取組の更なる進展と人材育成に貢献した。また、特に優れた創造力、実践力、活用力を発揮した成果に対しては表彰を行い、事業参加校のモチベーションの向上を促した。

(「パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト」の実施)

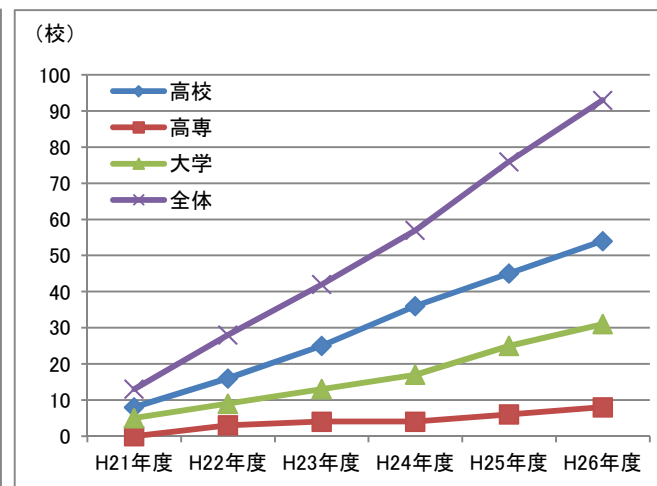
- ① 情報・研修館が実施事務局となって、文部科学省、特許庁、弁理士会との共催で、「パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト」を開催した。768件の応募を受け付け、優れた作品として60件を出願支援対象案件とした。参加校数も年々増加している(図表5、6、7参照)。



図表5. パテントコンテスト/デザインパテントコンテストの応募件数の推移



図表6. パテントコンテスト参加校数(延べ数)の増加



図表7. デザインパテントコンテスト参加校数(延べ数)の増加

- ② 平成27年1月26日に表彰式をイノホール&カンファレンスセンターで全国から多数の受賞者を集め開催した(図表8、9参照)。今年度は過去に受賞し、その後事業化した作品を表彰する特許庁長官賞や本コンテストに積極的な取組を実施している学校を表彰する文部科学省科学技術・学術政策局長賞をはじめ6つの主催者賞等を表彰した。そして入賞者に「パテントコンテスト選考委員会委員長の日本科学未来館館長・宇宙飛行士の毛利衛委員長より表彰者へ励ましの言葉が贈られる等、知財学習に取り組む学校の更なる拡大を期すとともに、コンテストに関する社会的注目を集めた。



図表8. パテントコンテスト入賞者一同での表彰式



図表9. デザインパテントコンテスト入賞者一同での表彰式

<特筆すべき取組または成果>

- ① 外部有識者から構成された「明日の産業人材のための『知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業』の今後のあり方に関する調査委員会」からの、「本事業の今後の方向性として、『学校組織として知的財産学習の定着を目指す事業』、『知的財産学習の成果を普及させ、地域連携等の活用を促進する事業』、『未参加校の知財学習継続に向けた支援』のような枠組みで実施することが考えられる」との提言を踏まえ、「導入・定着型」と「展開型」の2種目に分けて事業を実施し、展開型校が、これまでの取組やノウハウを広く参加校に情報公開し、全体の取組の底上げを図るとともに、後続の学校及び地域連携の牽引を担っていくことができる体制を整備した。
- ② 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業と「パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト」の参加校等に両事業のPRを積極的に実施した結果、前者の参加校である長崎県立島原農業高校のパテントコンテスト「高校部門」で出願支援対象であった「菓子の製造方法および菓子」について、弁理士の指導を経て取得した特許権(特許登録第5406393号)を活用した事業化に向けた取組が特許庁長官賞「商品名:米粉 de 枇杷タルト」として表彰されるなど、両事業の相乗効果がもたらされ、また参加校の増加にもつながっている。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」では、平成25年度の外部有識者から構成された委員会からの提言に迅速・的確に対応し、「導入・定着型」と「展開型」の2種目に分けて事業を実施し、展開型校が、これまでの取組やノウハウを広く参加校に情報公開し、全体の取組の底上げを図るとともに、後続の学校及び地域連携の牽引を担っていくことができる体制を整備した。
- ③ 「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」と「パテントコンテスト」の相乗効果により、特許を活用した高校から生まれた事業が生まれ、メディア等でも注目を集めた。

自己評価	理 由
A	<p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」では、平成25年度の外部有識者から構成された委員会からの提言に迅速・的確に対応し、「導入・定着型」と「展開型」の2種目に分けて事業を実施し、展開型校が、これまでの取組やノウハウを広く参加校に情報公開し、全体の取組の底上げを図るとともに、後続の学校及び地域連携の牽引を担っていくことができる体制を整備したこと、同事業とパテントコンテスト／デザインパテントコンテストの相乗効果の創出に取り組んだ成果が出てきていること等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応> 「導入・定着型」と「展開型」の2種目に分けた効果をきちんと活かしていくとともに、パテントコンテスト／デザインパテントコンテストについても着実に参加校数等の増加を図ることが必要になっている。</p>

小項目 (6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	細目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人材育成機関連携関係費		884	40	129	610
人材育成機関間連携共同研修費		2,597	0	5,144	4,653
人員	常勤職員	2	2	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

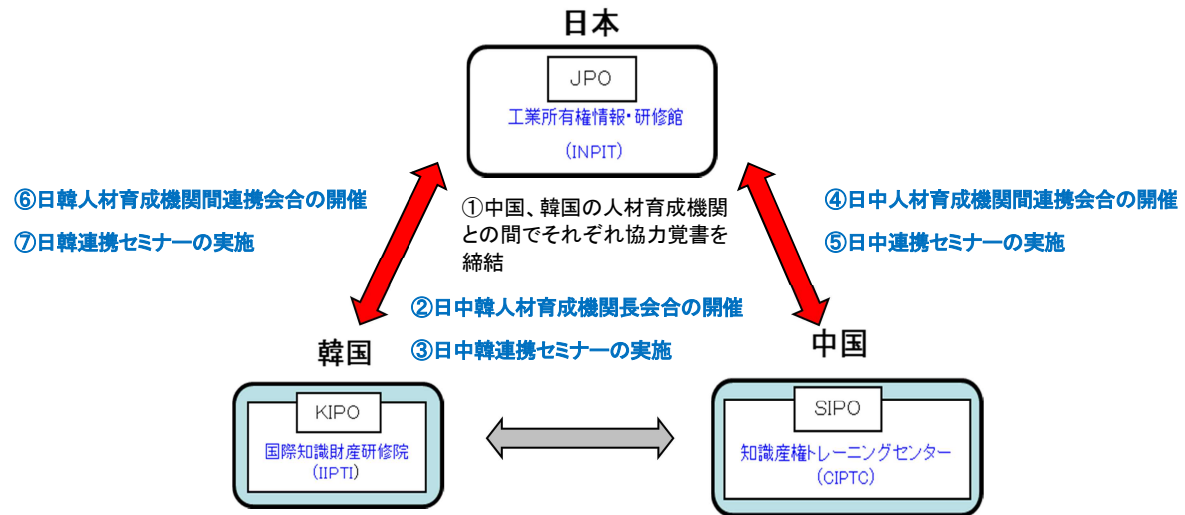
<平成26年度計画>

- 中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)や韓国国際知識財産研修院(IIPTI)等と人材育成機関間会合を開催するなど、知的財産人材育成に関する情報交換及び相互協力を推進するとともに、これら人材育成機関と協力して、民間等の知的財産関連人材も対象に含めた研修会を開催する。
- アセアンなどアジア地域における知的財産人材育成機関と情報交換及び相互協力を行うなど、アジア地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進める。
- 中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)及び韓国国際知識財産研修院(IIPTI)との協力に基づいて開催する研修会における資料等をeラーニングコンテンツとして開発し提供する。

<平成26年度の業務実績>

(海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進事業)

- 産業財産権の出願規模が大きくなっている中国、韓国で知的財産人材育成に注力され始めている状況を踏まえ、両国の知的財産人材育成機関である、中国特許庁(SIPO)に属する「知識産権トレーニングセンター(CIPTC)」及び韓国特許庁(KIPO)に属する「国際知識財産研修院(IIPTI)」との会合を行い、両機関との相互協力協定のもとに下記の連携事業を行った。(図表2参照)



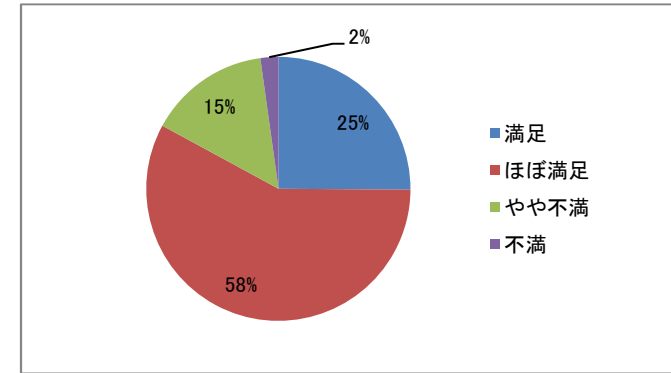
図表2. 日中韓人材育成協力の連携・協力

- 第5回日中韓人材育成機関長会合(平成26年10月29日:東京において開催)今後の協力事項について協議し、以下の成果を得た。
・各機関の協力活動や各機関の人材育成に関する情報などを日中韓知財協力ウェブサイト(TRIPO)に掲載し、情報共有を行うことに合意した。

- ③ 第3回日中韓連携セミナー(平成26年10月30日:東京において開催)
「日中韓における主要な特許侵害訴訟に関するセミナー」をテーマとして開催した。120名の参加があり、参加者から高い評価を得た(図表3、4参照)。



図表3. 日中韓連携セミナー



図表4. 日中韓連携セミナー「アンケート結果」

- ④ 第8回日中人材育成機関間連携会合(平成26年9月29日:上海において開催)
今後の協力事項について協議し、以下の成果を得た。
・相互の機関における「eラーニングコンテンツ」の一部を交換することに合意した。
- ⑤ 第4回日中連携セミナー(平成26年9月30日:上海において開催)
中国の大学において知的財産教育に携わる教員を対象として開催され、日本からの講演者が大学における知財教育をテーマに講演を行った。
- ⑥ 第4回日韓人材育成機関間連携会合(平成26年10月31日:東京において開催)
今後の協力事項について協議し、以下の成果を得た。
・今後、実務者同士での密な協力体制を作りつつ、新しい協力体制を進める必要性について認識を共有した。
- ⑦ 第2回日韓連携セミナー(平成26年10月31日:東京において開催)
韓国から講演者を招聘し、企業等における知財担当者や弁理士等を対象として、韓国における営業秘密保護制度や営業秘密流出事例等について紹介するセミナーを開催し、日本におけるユーザーの営業秘密に対する関心を高めた。
- ②、③、⑥、⑦の会合においては、ホスト庁として、円滑な会合等の進行につとめ、前記のとおり、さまざまな協力事項に関する合意を得る等、成果をあげた。
- ⑧ ベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を実施する等、アジア地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めた。
- ⑨ 「第3回日中韓連携セミナー」において、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)及び韓国国際知識財産研修院(IIPTI)から講演があった「中国における特許侵害訴訟について」及び「韓国における特許侵害訴訟について」を日本語に翻訳し、eラーニングコンテンツとして公表した。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 東京で開催された第3回日中韓連携セミナーは、各国における特許侵害訴訟というユーザーの関心の高いテーマを設定したことから、120名の参加があり、また参加者からも高い評価を得、その内容についてはeラーニングコンテンツとしても活用が図られた。
- ② ベトナム知的財産研究所(VIPRI)と初の意見交換会を実施し、今後の協力事項について協議を行った結果、相互協力協定に向けて意見交換を行うことに合意した。(平成26年9月4～5日)

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)、韓国国際知識財産研修院(IIPTI)に加え、新たにアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換等を実施した。</p> <p>③-1 知財人材育成機関との連携・協力を模索しているASEAN諸国のなかでも、インドネシア、タイなどと並び、市場における日本の結びつきが強い、ベトナムの人材育成機関であるVIPRIとの会合を実現し、今後、同地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを作ることができた。</p> <p>③-2 東京で開催された第3回日中韓連携セミナーは、各国における特許侵害訴訟というユーザーの関心の高いテーマを設定したことから、120名の参加があり、また参加者からも高い評価を得、その内容についてはeラーニングコンテンツとしても活用が図られた。</p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 512 757 555">自己評価</th> <th data-bbox="757 512 2148 555">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 555 757 683">A</td> <td data-bbox="757 555 2148 683"> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、ベトナムの人材育成機関であるVIPRIとの会合を実現し、今後、ASEAN地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを作ることができたこと、東京で開催された第3回日中韓連携セミナーにおいて、各国における特許侵害訴訟というユーザーの関心の高いテーマを設定し、多数の参加者から高い評価を得、その内容についてeラーニングコンテンツとしても活用を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A
自己評価	理由			
A	<p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、ベトナムの人材育成機関であるVIPRIとの会合を実現し、今後、ASEAN地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを作ることができたこと、東京で開催された第3回日中韓連携セミナーにおいて、各国における特許侵害訴訟というユーザーの関心の高いテーマを設定し、多数の参加者から高い評価を得、その内容についてeラーニングコンテンツとしても活用を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p>			
	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、着実に中国、韓国との連携を進めるとともに、ベトナムとの連携強化を通じてASEAN諸国とのネットワーク構築に取り組んでいくが必要になっている。</p>			

大項目	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						
	<p>これまでの情報・研修館が提供してきた国民向けサービスの維持・向上を図りつつ、さらなる業務運営の効率化に努める。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	—	—	—	A	
		最終評価	A	B	B		
中項目	1. 業務の効果的な実施						
<p><平成26年度計画> 1. 業務の効果的な実施 独立行政法人の特長を最大限に活かし、業務の効果的な実施を図るため、人員配置や組織運営について、旧来の慣行にとらわれず、新たな見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 専門的知見を有する外部人材の積極的活用と採用の推進(CIO補佐等) ◇ ユーザーサービスを担う機関であることを踏まえた独自の職員研修の実施 ◇ 各部を横断したプロジェクトチーム制の一部試行的な導入 ◇ 継続的なフォローが必要な重要プロジェクトの選定と役員を含む関係者の定期的なミーティングによる計画的な進捗管理 <p>なお、特許庁が策定する「業務運営計画」を踏まえ、特許庁と連携しながら情報・研修館の将来像や具体的な業務・組織・運営のあり方について、検討を行い、その結果を的確かつ機動的に反映することとする。</p>	<p><平成26年度の業務実績></p> <p>(人材の適確な配置と外部専門人材の活用等)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許庁の業務運営計画において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを踏まえ、これらの業務に関する重要事項の企画及び立案事務を総括する責任者を1名増員した。 ② 海外事業展開を目指す全国の中堅・中小企業等への普及啓発と支援強化のため活用促進部に1名を増員した。 ③ 創造的なデザインの権利保護を確保するとともにクリアランス負担軽減のための画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発に対応するため、情報提供部に1名(意匠審査官)を増員した。 ④ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発及びその他のITシステムの開発等において、担当部署による開発進捗管理等を円滑に実施すべく、IT技術に精通した外部専門人材を契約職員(CIO補佐)として3名採用・配置した。 ⑤ 新たに、情報・研修館において相談等を担当することになった知的財産戦略、営業秘密管理等に精通した外部専門人材(企業での実務等経験者)を、契約職員(「知的財産戦略アドバイザー」として新たに3名採用するとともに、知財高裁判事も勤めた経験豊かな弁護士を、契約職員として採用した。 <p>(情報・研修館の独自研修の実施)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報・研修館の職務内容に照らし、職員の顧客対応能力等を一層高める目的で総務部人事担当の主導のもとに「顧客満足度向上(CS)研修」を年度内に3回開催し、情報・研修館の全職員に受講を義務づけた。 ② 特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に向けて、ユーザーである中小企業の現況等をより深く把握・認識するために「中小企業の現状と課題」について中小企業基盤機構や特許庁から講師を迎え、情報・研修館内の独自研修を実施した。 <p>(各部を横断するプロジェクトチーム制の導入)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 期中に、経済産業省・特許庁より要請のあった「営業秘密・知財戦略相談窓口」の年度内開設、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管等の準備を進めるため、情報・研修館内の複数の部に所属する職員3名を核に新規にタスクフォース(「新事業準備室」)を立ち上げ、その後準備の進捗に応じさらに新規採用職員3名(特許庁から異動)を加え、これら喫緊の政策課題に、迅速かつ的確に対応した。 ② 平成27年4月からの組織再編等に対応するため、総務部総括担当を核に各部1名の人材を加えたオフィス再配置タスクフォースを立ち上げ、オフィス再配置を平成27年3月に実施した。 <p>(役員による新規プロジェクトと重要プロジェクトのマネジメント)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事長・理事を中心に、情報・研修館の新規プロジェクト及び重要プロジェクト(計27項目)を選定し、概ね月1回の頻度でプロジェクトの進捗管理やリスク管理を行い、年間を通じて、全プロジェクトの円滑な実施を実現した。 						

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 幅広い外部専門人材の積極的な採用・活用、顧客満足度向上(CS)研修の実施により、中小企業等の情報・研修館の顧客が求めるサービスの質と対応力を格段に向上させた。</p> <p>② 理事長・理事による新規プロジェクト及び重要プロジェクトに対する定期的なマネージメントにより、進捗管理の徹底、プロジェクト担当者レベルでは見過ごしがちなリスクの特定及びリスク対応策の検討が的確に行われ、全てのプロジェクトが円滑に進行した。</p> <p>③ 期中に経済産業省・特許庁より要請があった「営業秘密・知財戦略相談窓口」の年度内開設、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に対応するため、各部を横断した新規タスクフォース(「新事業準備室」)を迅速に立ち上げ、適確に検討・準備を実施した。</p>	
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。</p> <p>② <特筆すべき取組または成果>の欄に記載したとおり、専門知見を有する幅広い外部人材の積極的な採用・活用とともに、サービスの質と対応力向上のための独自研修を、全職員に義務づけ実施した。また、理事長・理事による新規プロジェクト及び重要プロジェクトの定期的なマネージメントにより、進捗管理の徹底、リスクの特定及びリスク対応策の検討が的確に行われ、全てのプロジェクトが円滑に進行した。</p> <p>③ 経済産業省・特許庁より要請があった「営業秘密・知財戦略相談窓口」を年度内に開設するとともに、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に対応するため、各部を横断した新規タスクフォース(「新事業準備室」)を迅速に立ち上げ、適確に検討・準備を実施した。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、期中に経済産業省・特許庁より要請があった「営業秘密・知財戦略相談窓口」の年度内開設、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に対応するため、各部を横断した新規タスクフォース(「新事業準備室」)を迅速に立ち上げ、適確に検討・準備を実施したこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>平成27年度以降、新規業務も増えていくので、これまで以上に、外部人材の活用と採用、独自研修の実施、重要プロジェクトの計画的な進捗管理などを積極的に進めて、業務の効果的な実施を図っていく必要がある。</p>	

中項目 2. 業務運営の合理化

<平成26年度計画>

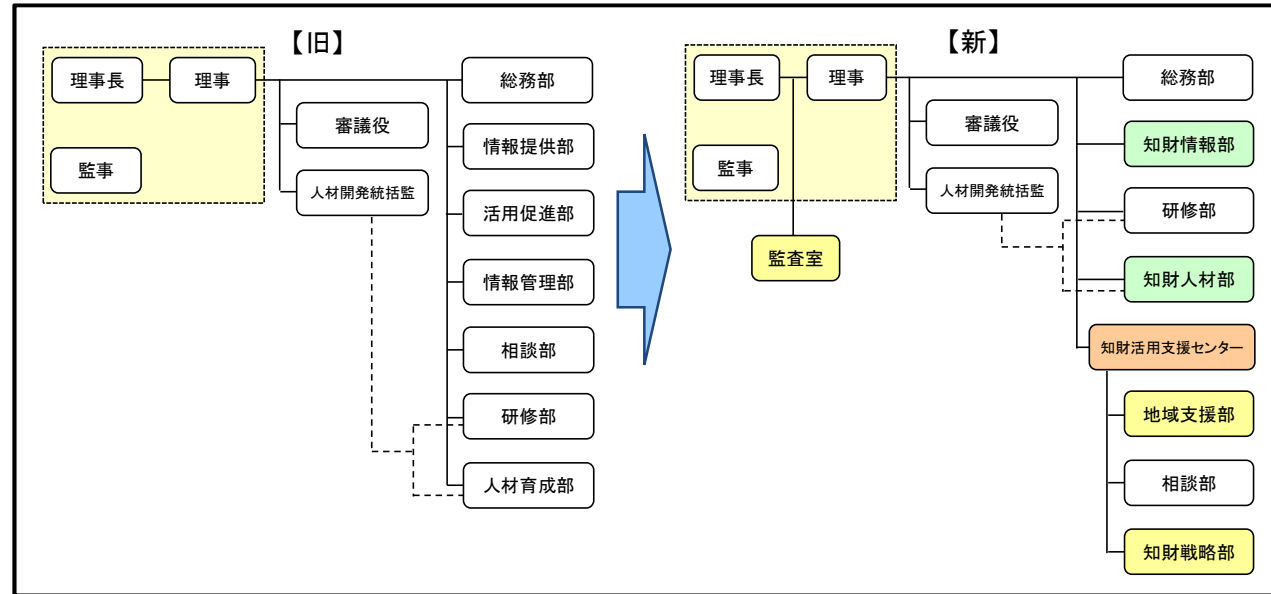
2. 業務運営の合理化

「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」を踏まえ、その進捗状況等を見つ、必要に応じ、業務・組織・運営の見直しを図る。

<平成26年度の業務実績>

(特許庁の「業務・システム最適化計画」、「業務運営計画」等を踏まえた業務・組織・運営の見直し)

① 経済産業省・特許庁の要請、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況、特許庁の「業務運営計画」等を受け、理事長・理事の主導のもとに情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理及び新規業務について特許庁と協議して方針を決定するとともに、平成27年度期首以降、これらを含めた情報・研修館の業務を強力かつ効果的に遂行するため、図表1に示す機構組織の改編プランと人員再配置プランを作成・決定した。



図表1. 業務の効果的な実施のための情報・研修館の機構組織改編(平成27年4月1日実施)

- ② 上記検討により、中小企業等から寄せられる知的財産に関する各種相談や支援依頼に対応するための「知財活用支援センター」を設置し、センター長による効果的な業務マネジメントの下、知財総合支援窓口の機能強化等業務(新規)を所掌する「地域支援部」を新設(+6名)、相談部、営業秘密・知財戦略相談窓口業務と中小企業が海外展開する際の戦略に係る支援業務等の連携を強化した「知財戦略部」を新設(+8名)、センターの統括機能としてのスタッフ(+4名)配置し、知財活用支援センター長(併)審議役及び相談部を除く計+18名の配置を決定。
- ③ 特許庁内外の人材育成を所掌してきた研修部及び知財人材部(旧「人材育成部」)については、関係の深い業務を集約化し業務を効果的に実施する体制とし、活用促進部からの移管業務に必要な+1名の配置を決定。
- ④ 以上により、活用促進部の廃止(▲8名)及び本組織改編プラン検討のための各部横断的なプロジェクトチーム「新事業準備室」の廃止(▲3名)により計▲11名の削減を決定。
- ⑤ また、情報提供部(17名)と情報管理部(15名)の2つの部で遂行してきた知財情報に関する業務には、相互協力を必要とする業務が多数存在することを踏まえ、「知財情報部」として両部を統合し、▲6名(32名→26名)の削減を決定。
- ⑥ 理事長・理事が主導した業務・運営・組織の見直しを受け、総務部総括担当を中心に情報・研修館の規程類の全面的な見直しを実施し、27年3月までに極めて多数の規程類を改訂した。

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 工業所有権総合情報館としての法人創設期及び情報・研修館への名称変更期以来の、抜本的な業務・運営・組織の見直し及び刷新の決定を、理事長・理事主導のもとに実施した。</p> <p>② 情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理及び新規業務について、情報・研修館の抜本的な業務・運営・組織の見直し及び刷新を検討し、1名の増員のみで情報・研修館の業務を強力かつ効果的に遂行する体制を整えた。</p>	
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げている取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。</p> <p>② <特筆すべき取組または成果>の欄に記載したとおりであるが、特許庁の業務運営計画において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを踏まえ、抜本的な業務・運営・組織の見直し、刷新を実施したことは、特許庁の業務運営計画において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられた情報・研修館の今後の業務展開の基盤となるものであった。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、特許庁の業務運営計画において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを踏まえ、抜本的な業務・運営・組織の見直し・刷新を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>組織再編によるシナジー効果などを的確に発揮させ、平成27年度からの業務の追加や移管に迅速かつ的確に対応していく必要がある。</p>	

中項目 3. 業務の適正化

<平成26年度計画>

3. 業務の適正化

予算、設備等の資源配分の見直しを適宜行い、業務改善、調達コストの削減の取組等を通じて業務の効率化を進めることにより、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費(人件費を除く)については前年度予算比1%程度の削減、業務経費について前年度予算比1%程度(特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は2%程度)の削減を行う

委託等業務については、「独立行政法人の契約の状況の点検・見直しについて」に基づき、物品調達情報のホームページへの掲載等により、業者の入札参加機会の拡大を図る等、可能な限り競争的手法による契約を行う。

契約の締結状況をホームページで公表し透明性を確保する。

保管外国公報等の必要性を精査し、不要公報については廃棄を計画的に進め、外部保管スペースを縮減する。

<平成26年度の業務実績>

(業務改善、調達コスト削減等による業務の効率化)

予算の見直しを適時に行い、図表2に示すとおり、業務改善による業務の効率化を進めた結果、新規追加・拡充部分を除くと、一般管理費については前年度予算比+0.8%(25年度:328,753千円→26年度:331,322千円)、業務経費については前年度予算比▲8.3%(特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は▲4.4%)と目標を大きく上回る経費の削減を実現した。

なお、新たな産業財産権情報提供サービス事業の開発に係る導入一時経費及び経済産業省・特許庁からの要請による「営業秘密・知財戦略相談窓口」の年度内開設及び特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管等に対応した新規追加・拡充分を含めると前年度対比+18%程度増となっている。

(一般管理費(人件費を除く)の削減)

一般管理費(人件費を除く)については、消費増税額を除き前年度予算比▲3.3%の削減(25年度:135,088千円→26年度:130,659千円)を図り、第3期中期目標の削減目標(目標期間終了までに初年度比15%程度の効率化)に対し、予算ベースで対平成23年度比▲30.5%(人件費分を含むと▲16.9%)と、現時点で目標を上回る大幅な経費削減を実現している。

(競争的手法による契約の実施)

① 調達に当たっては、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としても相乗効果が期待できない複数事業を分割して複数契約にして実施する等、事業者の入札機会の拡大を図り、真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。

なお、「競争性のない随意契約」は、4件すべての契約が特許庁のシステムやネットワーク環境に関わるもの(特許公報、実用新案登録公報等)であり、特許庁のシステムへの障害等を回避するため、既存システムを構築した事業者と随意契約を行ったものである。

② 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された契約監視委員会を平成27年2月に開催し、随意契約案件の妥当性、一者応札・応募案件等について審議を行い、特段の問題がないことが確認され、改善措置等に一定の評価が得られた。

なお、同委員会において、「一者応札・応募等事案フォローアップ事案として、「整理標準化データ等の作成事業(産業財産権情報の重複排除等及びフォーマットの共通化)一式」に係る以下の改善取組内容について、「調達準備期間を十分に確保し、調達支援業者の活用や意見招請等の手続きにより、事業者に理解しやすい仕様書の作成をおこなうとともに、応札業者の確保に向けた取組を継続すること。」とコメントされた。

- 1) 作業の流れを理解しやすいように仕様書等の全面的な見直し及び用語集の拡充
- 2) RFI(情報提供依頼書)実施

図表2. 業務経費及び一般管理費の予算推移

(単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般管理費	398,651	349,753	328,753	335,001
平成23年度対比	-	▲12.3%	▲17.5%	▲16.0%
うち新規追加・拡充部分を除く	398,651	349,753	328,753	331,322
平成23年度対比	-	▲12.3%	▲17.5%	▲16.9%
一般管理費(人件費を除く)	188,118	139,220	135,088	134,338
平成23年度対比	-	▲26.0%	▲28.2%	▲28.6%
うち新規追加・拡充部分を除く	188,118	139,220	135,088	130,659
平成23年度対比	-	▲26.0%	▲28.2%	▲30.5%
業務経費	8,487,003	8,436,856	8,299,850	9,816,410
前年度対比	-	▲9.6%	▲0.6%	▲1.6%
うち新規追加・拡充部分を除く	8,487,003	8,436,856	8,299,850	7,609,476
前年度対比	-	▲9.6%	▲0.6%	▲8.3%
うち特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業	3,847,033	3,717,841	3,656,380	3,495,835
前年度対比	-	▲5.2%	▲3.4%	▲4.4%

図表3. 契約件数推移

契約の種類	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	見直し計画
競争入札等	(69.0%) 60	(75.8%) 50	(58.1%) 36	(62.8%) 32	(59.1%) 26	(79.3%) 69
企画競争・公募	(14.90%) 13	(19.70%) 13	(24.20%) 15	(29.40%) 15	(31.8%) 14	(13.80%) 12
競争性のある契約(小計)	(83.9%) 73	(95.4%) 63	(82.3%) 51	(92.2%) 47	(90.9%) 40	(93.1%) 81
競争性のない随意契約	(16.1%) 14	(4.5%) 3	(17.7%) 11	(7.8%) 4	(9.1%) 4	(6.9%) 6
合計	(100.0%) 87	(100.0%) 66	(100.0%) 62	(100.0%) 51	(100.0%) 44	(100.0%) 87

3) 事業開始前のシステム構築に必要な期間について、前回の入札説明会参加者への意見を聴取し、10か月を確保(前回:8か月)

(契約締結状況の開示)

- ① 少額随意契約を除く全ての契約情報(随意契約、競争入札等)についてホームページにおいて公表した。
- ② 平成27年2月に開催された、契約監視委員会の審議内容をホームページにおいて公表した。

(不用な公報の廃棄による外部保管スペース及び保管費用の削減)

保管が不用な公報(総量2,430箱)について廃棄を実施し、外部保管スペースが縮減され、保管費用について▲3,894千円(▲23.3%)の削減(H25年度:16,699千円→H26年度:12,805千円)を図った。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 業務改善、調達コストの削減の取組等を通じた業務の効率化については、新規追加・拡充部分を除き、前年度予算比において一般管理費(人件費を除く)▲3.3%、業務経費▲8.3%と、目標を大きく上回る削減を実現した。
- ② 一般管理費については、第3期中期目標の削減目標(目標期間終了までに初年度比15%程度の効率化)に対し、予算ベースで▲16.9%と、現時点で目標を大きく上回る削減を実現している。
- ③ 委託等業務については、特許庁のシステムやネットワーク環境に関わる真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げている取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる数値目標は、“第3期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について中期目標期間終了時までに中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化を行うとともに、業務経費について平成22年度限りで廃止となる工業所有権情報流通等業務を除いた上で期間中平均で前年度比1%程度(特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は2%程度)の効率化を行うこと”であるが、<業務実績>に記載のとおり、一般管理費▲16.9%、業務経費▲8.3%、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業▲4.4%の結果となり、目標を大きく上回った。

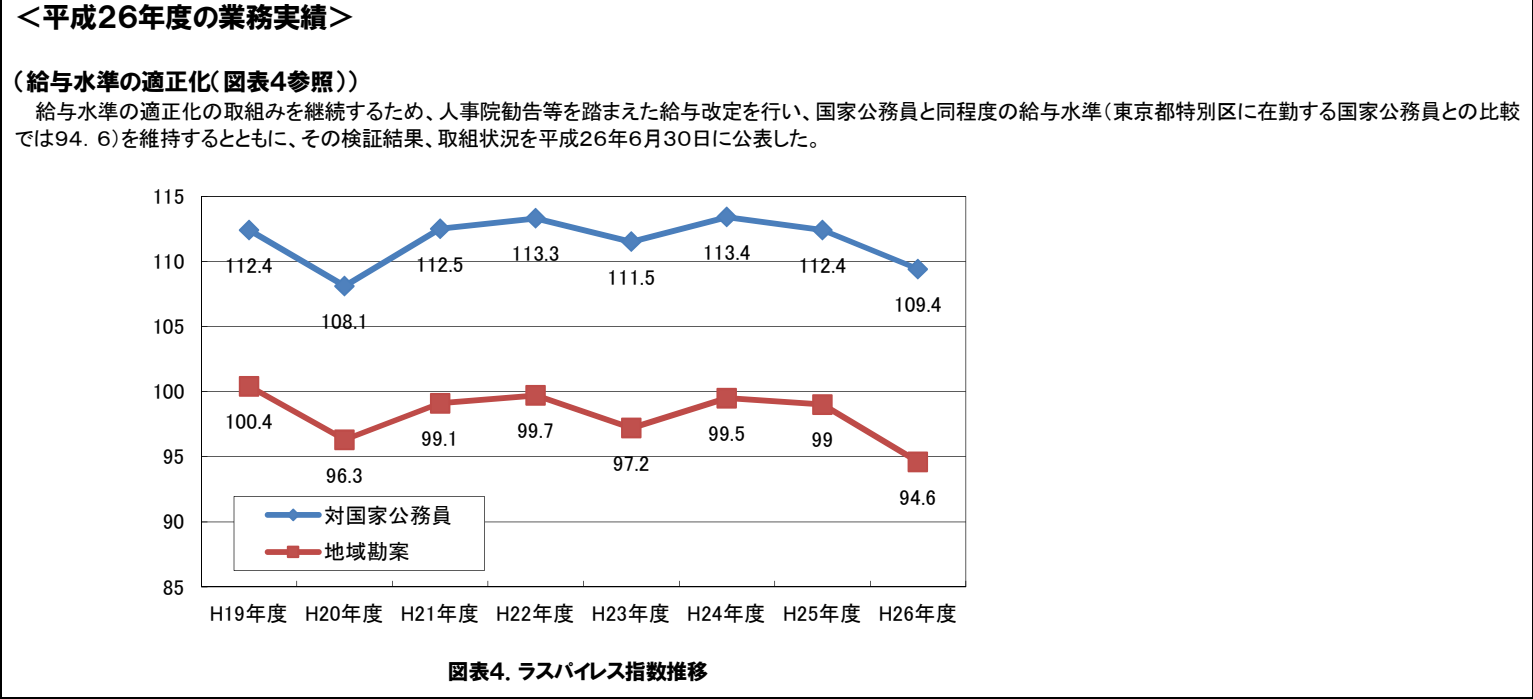
自己評価	理由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、一般管理費▲16.9%、業務経費▲8.3%、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業▲4.4%の結果となり、目標を大きく上回ったこと等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>

平成27年度からの業務の追加や移管に迅速かつ的確に対応するため、引き続き業務の効率化や予算の見直し、調達の適正な実施を着実に進めていく必要がある。

中項目 4. 給与水準の適正化

<平成26年度計画>
4. 給与水準の適正化
 給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。



- <評価の視点>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
 - ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
 - ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
 - ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

- <自己評価>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げている取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。
 - ② 人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準(ラスパイレス指数による東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では94.6)を維持した。

自己評価	理由
B	国家公務員と同程度の給与水準を維持するなど、中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことを踏まえ「B」とした。

<課題と対応>
 引き続き、適正な給与水準の維持に努める必要がある。

中項目	5. 内部統制の充実・強化
------------	----------------------

<平成26年度計画>
 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用しつつ、内部統制の充実・強化を図る。

特に更なるガバナンスの強化に向けて、監事の事業監査機能の実効性をより向上させるために年3回以上の理事長への定例監査報告会を行う。

あわせて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、平成25年度に改訂した「情報・研修館セキュリティポリシー」の徹底を図る。

さらに大規模な地震・火災等の非常事態において、ユーザーの安全確保を最優先とし、職員の連絡体制等を記載したマニュアルを特許庁と連携して改訂する。

<平成26年度の業務実績>

(監事の事業監査機能の実効性向上に関する取組)

- ① 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、平成26年度から新たに監事が理事長に監査結果等を報告する定例監査報告会を年3回(5月27日、11月25日、1月28日)実施した。
- ② 平成27年度期初から実施する情報・研修館の業務運営組織の体制刷新に伴い、内部統制の強化に向けて、a)新たに監査室を設置、b)監事及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有して意見交換、を実施する予定。

(情報セキュリティ対策の取組)
 政府の情報セキュリティ対策における方針等を踏まえ、「情報・研修館セキュリティポリシー」の徹底を図るため以下の事項を実施した。

- ① 不審メールを含むサイバー攻撃等に対する注意喚起を随時適切に実施した。
- ② サイバー攻撃等に対するメール訓練を年2回実施した。
- ③ 情報セキュリティポリシーの再周知を図るとともに、自己点検及び監査(2月19日～3月27日)を、非常勤職員を含む全職員に対し実施し、不遵守事項があった職員に対してヒアリングを行い情報セキュリティポリシーの遵守をするよう指導した。

(事業継続計画(BCP)に関する取組)

- ① 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発にあたり、事業継続計画(BCP)の観点から災害等に対するシステム及びデータの保全性を高めるため、全てのデータを災害耐性が高いクラウドサーバー上に搭載することとした(再掲)。
- ② 情報・研修館の事務所が特許庁と同じ建物にあることから、平成27年3月に特許庁業務継続計画(BCP)及び特許庁防災マニュアルが改訂されたことを踏まえ、「INPI T職員 防災/BCP必携マニュアル」の改訂について検討を開始した。

(内部監査を担当する監査室の設置に関する取組)

- ① 平成27年度から実施する情報・研修館の業務・運営・組織の刷新と併せて内部統制を強化するため、理事長の指示の下、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行う「監査室」を平成27年度期初に設置することを決定し、併せて関連する規定類の見直しを実施した。
- ② また、今後、内部統制の強化に向けて、監事及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有の上、意見交換を実施していく予定。

<特筆すべき取組または成果>
 平成27年度からは、理事長の指示の下、自律的に行う内部監査の導入及び監事との情報共有を図るため、情報・研修館の業務・運営・組織の刷新に併せ「監査室」を新たに設置することを決定した。これにより、更なる内部統制の充実・強化を図る環境を整備した。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① <平成26年度業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる数値目標は、更なるガバナンスの強化に向けて、監事の事業監査機能の実効性をより向上させるために年3回以上の理事長への定例監査報告会を行うことであるが、年3回(5月27日、11月25日、1月28日)実施し、目標を達成した。
- ③ <特筆すべき取組または成果>の欄に記載したとおりであるが、自律的に行う内部監査の導入及び監事との情報共有を図るため、情報・研修館の業務・運営・組織の刷新に併せ「監査室」を新たに設置し、更なる内部統制の充実・強化を図る環境を整備した。

自己評価	理 由
A	<p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、自律的に行う内部監査の導入及び監事との情報共有を図るため、情報・研修館の業務・運営・組織の刷新に併せ「監査室」を新たに設置することを決定するなど、更なる内部統制の充実・強化を図る環境を整備したこと等を踏まえ「A」とした。</p>
<p><課題と対応> 監査室の設置、内部監査の導入が初期の目的を実現できるよう、細部の制度設計や現実の内部監査計画の策定を進めていく必要がある。</p>	

大項目	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1491 202 1675 247">年度</th> <th data-bbox="1684 202 1771 247">H23</th> <th data-bbox="1780 202 1868 247">H24</th> <th data-bbox="1877 202 1964 247">H25</th> <th data-bbox="1973 202 2060 247">H26</th> <th data-bbox="2069 202 2145 247">H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1491 253 1675 298">自己評価</td> <td data-bbox="1684 253 1771 298">—</td> <td data-bbox="1780 253 1868 298">—</td> <td data-bbox="1877 253 1964 298">—</td> <td data-bbox="1973 253 2060 298">A</td> <td data-bbox="2069 253 2145 298"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1491 304 1675 339">最終評価</td> <td data-bbox="1684 304 1771 339">B</td> <td data-bbox="1780 304 1868 339">B</td> <td data-bbox="1877 304 1964 339">B</td> <td data-bbox="1973 304 2060 339"></td> <td data-bbox="2069 304 2145 339"></td> </tr> </tbody> </table>					年度	H23	H24	H25	H26	H27	自己評価	—	—	—	A		最終評価	B	B	B		
年度	H23	H24	H25	H26	H27																		
自己評価	—	—	—	A																			
最終評価	B	B	B																				
中項目	1. 財務内容の透明性の確保																						
<p><平成26年度計画> 経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用する。</p>	<p><平成26年度の業務実績></p> <p>(財務内容の透明性の確保) 毎年度作成する財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館ホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めている。</p> <p>(外部コンサルティングの知見を積極的に活用) 経理事務は専門性を有すること、適正かつ正確に処理すること等を念頭に置き処理しているが、限られた人員の中では第三者の専門的知見の支援が必要不可欠であることから、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、専門的な部分について指導や助言を得て経理処理に反映した。</p>																						
中項目	2. 効率化予算による運営																						
<p><平成26年度計画> 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえて作成した別紙2の平成26年度予算に基づき、効率的な運営を行う。</p>	<p><平成26年度業務実績></p> <p>(効率化予算による運営)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)を策定するとともに、予算計画を作成している。 ② 業務実施計画の策定にあたり、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発に係る導入一時経費については、前年度までの運営費交付金債務残高の繰越額を充当することで効率的な予算執行に努めた。 ③ 総務部と各事業部は、予算の執行状況を適確に把握するため毎月執行実績を確認し、監事を含む全役員と部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する情報・研修館運営会議に報告、効率的な予算執行(執行率93%)に努めた。 ④ 経済産業省・特許庁からの要請による「営業秘密相談窓口」の年度内開設及び特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管等のため、年度計画変更にあたり、これら新規事業に対する追加経費について、当初予算額の範囲内で、迅速的確に再配分を行った。 ⑤ 収入と支出との差額については、前年度までの運営費交付金債務残高の繰越額から充当している。 ⑥ 支出に関する予算額と決算額の差額は、743百万円(7.3%)となっており、主な発生要因は、図表2のとおりである。 																						

図表1. 平成26年度決算額

<平成26年度決算額> (単位:百万円)端数は四捨五入

収 入	決算額	(予算額)
運営費交付金	9,485	(9,485)
複写手数料収入	1	(2)
研修受講料収入	112	(98)
雑収入	0	(0)
計	9,598	(9,585)
支 出	決算額	(予算額)
業務経費	9,183	(9,816)
工業所有権関係広報等閲覧業務関係経費	64	(68)
審査・審判関係図書等整備業務関係経費	136	(189)
特許情報の高度利用による権利化推進事業費	773	(811)
工業所有権情報普及業務関係経費	6,411	(6,697)
工業所有権相談等業務関係経費	76	(97)
情報システム業務経費	1,113	(1,132)
人材育成業務関係経費	611	(823)
一般管理費	327	(335)
人件費	683	(785)
計	10,193	(10,936)
収入と支出との差	△ 595	(△ 1,351)

図表2. 予算額と決算額での差額の主な要員

①競争入札効果及び出願件数の変動等	2.7億円
・ 米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費	0.9
・ 公開特許公報英文抄録データ作成	0.3
・ 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業 等	0.6
・ 図書等の保管及び集配送業務費 等	0.9
②計画変更等により節減に努めたもの	2.2
Fターム解説等の英語翻訳用データ編纂事業等	1.1
・ 知的財産活用等関係経費（出張経費の効率化等による経費の抑制等）	0.2
・ 包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止 等	0.9
③確定減、その他	2.0
・ 知的財産プロデューサー等派遣事業	0.3
・ 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業（確定減）	0.1
・ 人件費、水道光熱費 等	1.6

<特筆すべき取組または成果>

- ① 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発に係る導入一時経費については、運営費交付金債務残高の繰越額を充当することで効率的な予算運営を行った。
- ② 経済産業省・特許庁からの要請及び特許庁の「業務運営計画」を踏まえた新規事業を追加する年度計画の変更にあたり、これら新規追加事業に対する経費を、当初予算額の範囲内の再配分で確保したことは、効率的な予算執行管理が適切に実施された結果である。

中項目 3. 自己収入の確保

<平成26年度計画>
 人材育成業務においては研修内容に応じた実費徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。

<平成26年度業務実績>

(自己収入の確保)
 公衆閲覧室における複写手数料及び人材育成事業の民間向け研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ、実費勘案相当の料金を徴収し自己収入の確保に努め、予算額に対し+13,357千円増(+13%増)となった。
 平成22年度からの26年度の自己収入は、**図表3**のとおり。

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
					予算額	決算額
複写手数料収入	3,870	1,986	1,469	1,101	2,000	1,019
研修受講料収入	74,765	86,838	111,222	94,754	98,242	112,164
その他	9	9	8	95	0	416
合計	98,644	88,833	112,699	95,950	100,242	113,599

(単位:千円)端数は四捨五入

図表3. 自己収入額の推移

- <評価の視点>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
 - ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
 - ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
 - ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

- <自己評価>**
- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載したとおり、全ての取組を確実に実施した。
 - ② 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発に係る導入一時経費については、運営費交付金債務残高の繰越額を充当することで効率的な予算運営を行った。
 - ③ 経済産業省・特許庁からの要請及び特許庁の「業務運営計画」を踏まえた新規事業を追加する年度計画の変更にあたり、これら新規追加事業に対する経費を、当初予算額の範囲内の再配分で確保したことは、効率的な予算執行管理が適切に実施された結果である。

	自己評価	理 由
A		中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の開発に係る導入一時経費については、運営費交付金債務残高の繰越額を充当したこと、経済産業省・特許庁からの要請及び特許庁の「業務運営計画」を踏まえた新規事業を追加する年度計画の変更にあたり、これら新規追加事業に対する経費を、当初予算額の範囲内の再配分で確保したことなど効率的な予算運営、執行管理を実施したことを踏まえ「A」とした。

<課題と対応>
 平成27年度からの業務の追加や移管に迅速かつ的確に対応するため、引き続き効率的な予算運営、執行管理を着実に進めていく必要がある。

大項目	IV その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	年度	H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	—	—	—	A	
		最終評価	—	—	—		

中項目 1. ユーザーフレンドリーな事業展開

<平成26年度計画>
 非公務員型の職員で構成される情報・研修館の特長を活かし、弾力的な勤務形態の導入などを通じてユーザーサービスの一層の向上を図る。
 また、ユーザーニーズを的確に捉えつつ、職員等から広く業務改善等に関する提案を募るなど、業務改善に向けた活動を強化し、ユーザーフレンドリーな事業展開を図る。

<平成26年度の業務実績>
(ユーザーフレンドリーな事業の展開)
 情報・研修館が実施する事業の多くは産業財産権制度のユーザーに対して実施するものであって、顧客サービスの質の向上を実現するために種々の手立てを講じてきたが、平成26年度は、特に以下に示す点についてユーザーサービスの質の向上を図った。

- 相談部の相談窓口担当者について、勤務時間外(昼休み、夜間(18:15~19:00))においても当番制によりユーザーへの相談対応を行っている。また、時間外の電話相談に対して、代表電話の案内アナウンス機能を利用して、産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の利用を促すアナウンスを流すことにより、担当者に対応できない夜間・休日におけるユーザーへの利便性向上を図った。
- 産業財産権相談サイトのFAQについて、英語版 FAQ(平成25年度に新設)に掲載されているコンテンツの見直しを実施し、外国人ユーザーへの支援の充実を図った。
- 経済産業省から年度内に要請された「営業秘密相談窓口」の開設に向けて柔軟かつ迅速に対応し、年度末を待たずに平成27年2月に「営業秘密相談窓口」を開設して中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始した。
- 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))において、表示機能の改善(具体的には、グローバルナビゲーションの採用等)、検索機能の改善(例えば、J-Global との連携による類義語検索)、データダウンロード機能(特許公報等の一括ダウンロードサービスの機能)等を実現できるシステムとして開発を行い、サービス提供開始(平成27年3月23日)している。
 また、利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、サービス提供開始に先立ち、以下の事前周知の取組を実施した。
 (ア) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)ガイドブック」の作成と配布(平成27年1~3月)。
 (イ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)利用マニュアル」の作成・配布(平成27年3月)。
 (ウ) サービス開始の2箇月前から本事業担当者による説明会を全国9箇所で開催(平成27年1~3月)。
 (エ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)eラーニング教材を作成し提供(平成27年2月)

図表1. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に寄せられたユーザーの意見及び要望等

高い評価の意見等	今後の要望に関する意見等
<ul style="list-style-type: none"> ◇ J-PlatPat のグローバルナビゲーション機能等、インターフェースが洗練され、使いやすくなった。 ◇ 検索結果等全体のレスポンスが早い。 ◇ 様々な情報間のリンクが設けられたことで、使いやすくなった。 ◇ 検索機能が向上し、より高度な検索ができるようになった。 ◇ J-Global との連携機能が提供されたことにより、キーワード検索において類義語が容易に見つけられ、使い勝手がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 検索結果画面の印刷機能を更に改善してほしい。 ◇ 過去の文献もテキスト検索できるようにしてほしい。 ◇ 検索結果の全件を一覧表示してほしい。 ◇ 商標公報発行と同時にテキスト検索を可能にほしい。 ◇ パテントファミリー照会機能をつけてほしい。 ◇ 公報への固定 URL を提供してほしい。

<特筆すべき取組または成果>

- 経済産業省・特許庁から要請された「営業秘密・知財戦略相談窓口」の開設においては、外部専門家の採用や業務マニュアルの整備、他機関との連携体制の構築などの業務を迅速かつ的確に実施することで、年度期末を待たずに支援を開始した。
- 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、様々なユーザーのニーズに答える各種説明資料の作成と徹底した事前周知活動を行い、サービス提供当初からユーザーからの高い評価を得ている(図表1参照)。

中項目	2. 特許庁との連携
<p><平成26年度計画> 特許庁との密接な人事交流及び業務連携を進め、特許庁が蓄積している情報やノウハウ等を活用して、知的財産の総合支援機関として信頼性の高いサービスを確実に提供し、継続的に提供する。 また、特許庁の施策・方針を正確に把握するとともに、最新の制度及び制度運用に関する情報等を用いて業務を的確に実施する</p>	<p><平成26年度の業務実績></p> <p>(特許庁との密接な人事交流及び業務連携)</p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況、特許庁の「業務運営計画」等において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として位置づけられたことを踏まえ、理事長、理事の指示の下、情報・研修館の業務の見直しを検討し、情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理等について、特許庁と密接な協議を行い今後の方針を決定し、平成27年度から段階的に移行することとした。</p> <p><情報・研修館から特許庁への業務移管></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子出願ソフト整備・管理業務(電子出願サポートセンターを除く) ・公報システムの整備管理業務 ・DNAデータ配列データ整備業務 <p><特許庁から情報・研修館への移管及び新規追加事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財総合支援窓口事業 ・権利化と秘匿化による知財戦略と営業秘密管理に関する相談、普及及び啓発 <p>② 期中に、経済産業省・特許庁より要請のあった「営業秘密相談窓口」の年度内開設、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管等の準備を進めるため、情報・研修館内の複数の部に所属する職員3名を核に新規にタスクフォース(「新事業準備室」)を立ち上げ、その後準備の進捗に応じさらに新規採用職員3名(特許庁から異動)を加え、これら喫緊の政策課題に、迅速かつ的確に対応した。</p> <p>③ 創造的なデザインの権利保護を確保に関するクリアランス負担軽減のための画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発に対応するため、特許庁から創造的なデザインの権利保護に関する専門知識を有する者(意匠審査官)を採用。</p> <p>(信頼性の高いサービスの提供)</p> <p>① 特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に向けて、より信頼性の高いサービスが提供できるよう、中小企業の現況等を把握・認識するために「中小企業の現状と課題」について中小企業基盤機構に加え、特許庁からも講師を迎え情報・研修館内の独自研修を実施した。</p> <p>② 特許庁の施策の最新動向や法律改正や国際条約加盟に伴う制度改正等について、特許庁から講師を迎え勉強会を開催し、当館職員の知識の向上を図り、ユーザーに対して信頼性の高い最新の情報を提供した。</p> <p>(施策等の正確な把握と業務の適確な実施)</p> <p>① 政府における知財政策や特許庁の新たな施策を踏まえた情報・研修館の業務については、特許庁の担当課室(総務課、情報システム室、企画調査課、普及支援課等)と役員を含む情報・研修館の担当部等との協議の場を設け、検討段階から具体的な業務実施方針策定の段階に至るまで密接に連携を図りながら業務を進めた。</p> <p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況、特許庁の「業務運営計画」等において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として位置づけられたことを踏まえ、理事長、理事の指示の下、情報・研修館の業務の見直しを検討し、情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理等について、特許庁と密接な協議を行い今後の方針を決定し、平成27年度から段階的に移行することとした。</p> <p>② 政府における知財政策や特許庁の新たな施策を踏まえた情報・研修館の業務については、特許庁の担当課室(総務課、情報システム室、企画調査課、普及支援課等)と役員を含む情報・研修館の担当部等との協議の場を設け、検討段階から具体的な業務実施方針策定の段階に至るまで密接に連携を図りながら業務を進めた。</p>

中項目 3. 広報・普及活動の強化

<平成26年度計画>

情報・研修館が実施する事業・サービス内容を迅速かつ正確に知らせる広報活動を強化するため、現行のホームページについてアクセシビリティを調査した上、コンテンツの見直しや英語での情報発信の拡充など、ユーザーの利便性の向上について検討する。また、こうしたホームページを通じての情報提供に加え、より多様な情報発信を進める。

<平成26年度の業務実績>

(情報・研修館が実施する事業・サービス内容の広報活動強化)

理事長・理事の指導のもと、情報・研修館が実施する事業等の情報発信を強化してユーザーとの距離を縮めるために、以下のような取組を行った。

- ① 情報・研修館ホームページについて、事業内容や施策等を広く一般に周知するため、実施する事業等のお知らせを適切なタイミングでホームページに掲載し、各サイトの運営を適確に実施した。
- ② 当館主催のフォーラム、関係機関との共催によるセミナー及び全国各地(7カ所)で開催された技術・交流イベントの出展ブース等において、当館が実施する事業やユーザーサービスの内容等について広報活動を展開した。
- ③ 全国各地の知財総合支援窓口や地域知財本部との連携を強化してきたことを生かして、当館のホームページと関連機関のホームページの間で部分的にリンクを張るなどの措置を継続的に実施し、ユーザーに対する広報の強化を推進した。
- ④ また、関係機関が発行するメールマガジンに当館が実施する説明会や研修等の情報が継続的に掲載され、広報活動の強化が図られた。
- ⑤ このように情報・研修館の事業・サービス内容を積極的に関連機関と連携して広報したことによって、当館ホームページの総アクセス件数は年間 1,050,461 件となり、前年度比21%のアップとなった(図表1参照)。

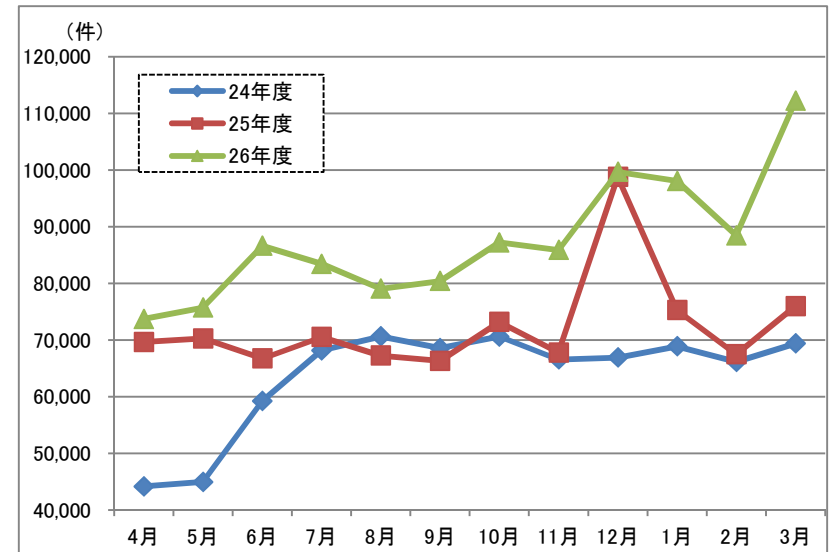
(情報発信の拡充・利便性の向上検討)

情報・研修館のホームページは、総ファイル数約 4,300(うち、HTML ファイル 1,600 ファイル、PDF ファイル 2,600 ファイル)となっており、閲覧者の欲しい情報を探し難い状況にある中で、ファイル数は今後も増加する見込みである。また、ウェブアクセシビリティ(JIS X 8341-3:2010)の準拠やユーザビリティを考慮した、閲覧者がアクセスしやすいサイトの提供が求められているとともに、提供するコンテンツにおいては職員による作成・更新の容易性を高めることを求められていることから、専門技術支援業者を活用して現状分析を行ったうえで、問題点・課題を4つの観点で整理し、以下の基本方針に基づいてリニューアルを行うことを決定し、WEB サーバホスティングサービス事業者の調達を行い設計に着手し、平成27年10月サービス提供開始に向け順調に進捗している。

- 1)アクセシビリティ: 障害者・高齢者を含む多くの利用者・利用環境でアクセスが可能であること
- 2)ユーザビリティ: 利用者の特性や目的に応じて少ない手順で情報に到達できること
- 3)機能・コンテンツ: 視覚表現を洗練させ、本サイトと外部サイトの機能・役割分担を明確にすること
- 4)新たな利用方法・利用環境への対応: 新たな利用方法・利用環境や、ウェブ技術の変化に柔軟に対応できること

<特筆すべき取組または成果>

- ① 情報・研修館が実施する事業等をホームページにおいて実施する事業等のお知らせを適時に掲載して情報発信するとともに、関係機関のホームページとの連携や全国各地での共催事業等による積極的な広報活動により、当館ホームページの総アクセス件数が大幅に増加している。
- ② 情報・研修館ホームページに掲載している産業財産権相談サイトのFAQについて、英語版 FAQ(平成25年度に新設)に掲載されているコンテンツの見直しを実施し、外国人ユーザーにも見やすいサイトになるよう充実を図った。



図表1. ホームページアクセス件数の推移

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 情報・研修館ホームページにおいて、情報・研修館の事業等の適時な情報発信や関係機関のホームページとの連携等、積極的な広報活動によって、総アクセス件数は年間 1,050,461 件となり、前年度比21%のアップとなった。</p> <p>③ 情報・研修館ホームページに掲載している英語版のコンテンツを見直し、外国人ユーザーにも見やすいサイトになるよう充実を図った。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、経済産業省・特許庁から要請された「営業秘密・知財戦略相談窓口」の開設においては、関連業務を迅速かつ的確に実施することで、年度期末を待たずに支援を開始したこと、新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、様々なユーザーのニーズに答える各種説明資料の作成と徹底した事前周知活動を行い、サービス提供当初からユーザーからの高い評価を得ていること、各種取組によりホームページの総アクセス件数が大幅に増加したこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>平成27年度以降、一般ユーザーに直接、間接に対応する業務が増えることを踏まえ、これまで以上にユーザーフレンドリーな事業展開を図るとともに、ホームページの改善など広報・普及活動の強化を図る必要がある。</p>	